

中部ブロック発注者協議会の取組

令和7年8月5日

- ◆令和7年7月3日(木)14:00～16:00に、中部ブロック発注者協議会_幹事会を対面会議にて開催。
オブザーバー含め45機関参加。
- ◆令和6年度 of 取組目標の実績値を確認、目標達成に向けたR2年度からの5年間の振り返り。
- ◆令和7年6月24日に公表された第三次・全国統一指標について説明。
- ◆第三次・中部独自指標の提案。愛知県、三重県より好事例紹介。
- ◆速やかな繰越手続きについて、東海財務局より説明。
- ◆構成員より取組共有。東海農政局、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、中部地方整備局。



協議会の様子（対面開催）



開会の挨拶

令和7年度 中部ブロック発注者協議会 幹事会

幹事長 企画部長
(国土交通省中部地方整備局)



速やかな繰越手続きについて説明

主計第二課長
(財務省東海財務局)

【参考情報】今後、県部会を開催

- ・愛知県 7/29(火)WEB併用
- ・三重県 8/7(木)WEB開催
- ・静岡県 8/5(火)WEB併用
- ・岐阜県 8月下旬～9月上旬予定

取組指標の令和6年度達成度

運用 指針		【工事】指 標	目標値 (R6)
必ず実施すべき事項	①	最新の積算基準の適用状況等	100%
	②	低入札価格調査基準価格及び 最低制限価格の設定 $\frac{\text{設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$	1.00
	③	平準化率 $\frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$	0.80
	④	適正な工期設定	100%
	⑤	週休2日工事の 実施状況 <math display="block">\frac{\text{※市町村を除く値 週休2日対象工事件数}}{\text{全工事件数}}</math>	1.00
	⑥	設計変更ガイドラインの策定・活用状況	100%
実施に努める事項	⑦	建設ICTの導入状況	100%
	⑧	受発注者間の工事情報の共有状況	100%
	⑨	総合評価落札方式の導入状況	100%

運用 指針		【業務】指 標	目標値 (R6)
必ず実施すべき事項	①	最新の積算基準の適用状況等	100%
	②	低入札価格調査基準価格及び 最低制限価格の設定 $\frac{\text{設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$	1.00
	③	平準化率 $\frac{\text{第4四半期[1～3月]に完了する業務件数}}{\text{年度の業務稼働件数}}$	0.40 以下
	④	適正な履行期間の設定	100%
	⑤	設計変更ガイドラインの策定・活用状況	100%
実施に努める事項	⑥	総合評価落札方式の導入状況	100%

※赤字は全国統一指標

1. 取組指標について【工事】達成状況

運用 指針		【工事】指 標	目標値 (R6)	R6目標達成◎ R6目標2%以内○ R6目標未達成× R5比較 →				
				中部ブロッ	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
必ず実施すべき事項	①	最新の積算基準の適用状況等	100%	✕→	✕→	✕→	✕→	◎→
	②	低入札価格調査基準価格及び 最低制限価格の設定 設定した入札件数 年度の発注工事件数	1.00	—	✕ →	○ →	✕ →	○ →
	③	平準化率 4～6月期の工事平均稼働件数 年度の工事平均稼働件数	0.80	✕ →	✕ →	✕ →	✕ →	✕→
	④	適正な工期設定	100%	✕→	✕→	✕→	✕→	◎→
	⑤	週休2日工事の 実施状況 ※市町村を除く値	1.00	○ →	◎ →	◎ →	◎ →	◎ →
	⑥	設計変更ガイドラインの策定・活用状況 週休2日対象工事件数 全工事件数	100%	✕→	✕→	◎→	✕→	◎→
実施に努める事項	⑦	建設ICTの導入状況	100%	✕→	✕→	✕→	✕→	✕→
	⑧	受発注者間の工事情報の共有状況	100%	✕→	✕→	✕→	✕→	✕→
	⑨	総合評価落札方式の導入状況	100%	✕→	✕→	✕→	✕→	✕→

1. 取組指標について【工事】5年間達成状況

中部ブロック発注者協議会

中部ブロック

運用方針	【工事】指 標		達成率の推移	
必ず実施すべき事項	①	最新の積算基準の適用状況等	38% (R2年度)	81% (R6年度)
	②	低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定	0.85 (R2年度)	0.93 (R6年度)
	③	平準化率	0.65 (R2年度)	0.70 (R6年度)
	④	適正な工期設定	47% (R2年度)	82% (R6年度)
	⑤	週休2日工事の実施状況	0.29 (R2年度)	0.75 (R6年度)
	⑥	設計変更ガイドラインの策定・活用状況	78% (R2年度)	85% (R6年度)
実施に努める事項	⑦	建設ICTの導入状況	11% (R2年度)	21% (R6年度)
	⑧	受発注者間の工事情報の共有状況	7% (R2年度)	40% (R6年度)
	⑨	総合評価落札方式の導入状況	75% (R2年度)	87% (R6年度)

※赤字は全国統一指標

1. 取組指標について【業務】達成状況

R6目標達成◎ R6目標2%以内○ R6目標未達成×
R5比較 →

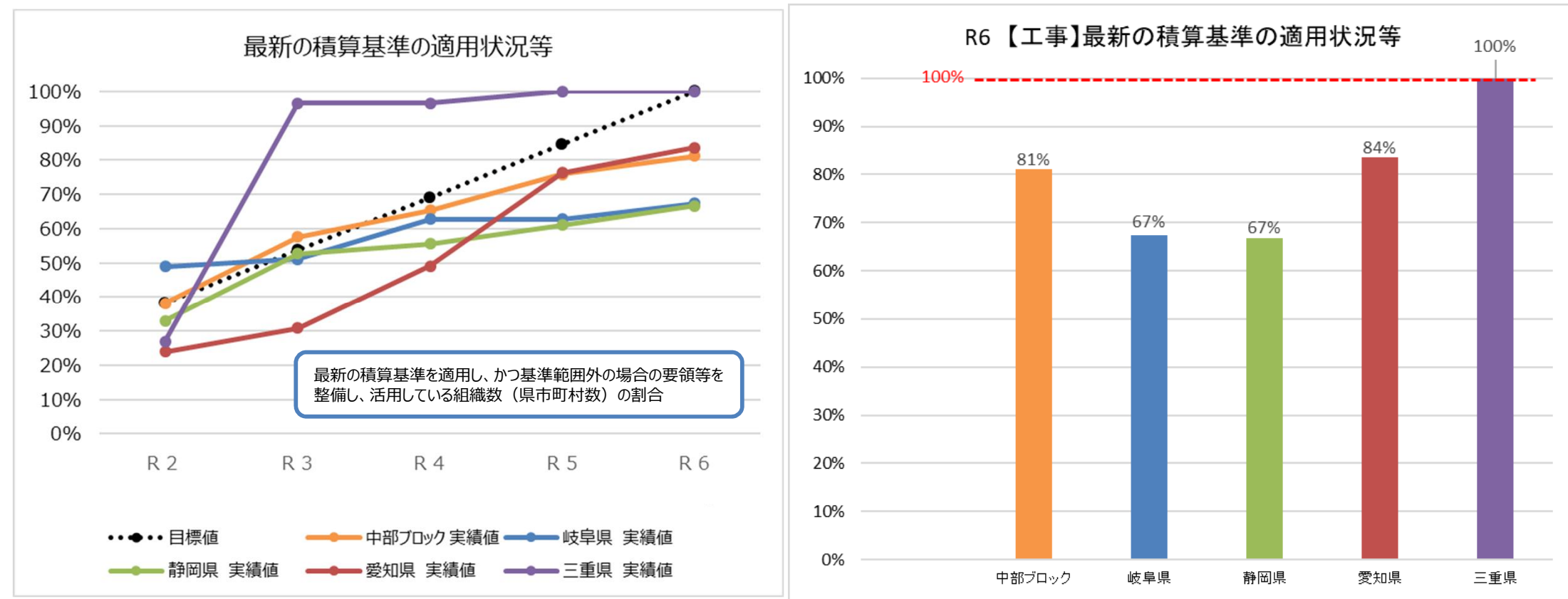
運用 指針		【業務】指 標	目標値 (R6)	中部ブロック	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
必ず実施すべき事項	①	最新の積算基準の適用状況等	100%	○ →	◎ →	◎ →	◎ →	◎ →
	②	※市町村を除く値 低入札価格調査基準価格及び 最低制限価格の設定 設定した入札件数 年度の発注工事件数	1.00	—	◎ →	△ →	◎ →	◎ →
	③	※市町村を除く値 平準化率	0.40 以下	× →	○ →	× →	× →	× →
	④	第4四半期[1～3月]に完了する業務件数 適正な履行期間の設定 年度の業務稼働件数	100%	× →	× →	× →	× →	◎ →
	⑤	設計変更ガイドラインの策定・ 活用状況	100%	× →	× →	× →	× →	◎ →
実施に 務める 事項	⑥	総合評価落札方式の導入状況	100%	× →	× →	× →	× →	× →

中部ブロック

運用方針	【業務】指 標		達成率の推移	
必ず実施すべき事項	①	最新の積算基準の適用状況等	92% (R2年度)	99% (R6年度)
	②	低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定	0.67 (R2年度)	0.82 (R6年度)
	③	平準化率	0.60 (R2年度)	0.50 (R6年度)
	④	適正な履行期間の設定	24% (R2年度)	50% (R6年度)
	⑥	設計変更ガイドラインの策定・活用状況	45% (R2年度)	64% (R6年度)
努め実施する事項	⑦	総合評価落札方式の導入状況	21% (R2年度)	27% (R6年度)

※赤字は全国統一指標

- ◇ 予定価格の適正な設定に向けた取組
- 令和5年と令和6年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は上昇している(+5%)が、目標達成していない。
- 令和6年度の実績値は三重県が引き続き目標達成。最新の積算基準を使用しているものの、基準範囲外の要領等を整備していない組織が多い。



- ◇ 目標達成のメリット
- ・価格設定根拠の説明責任
適正な予定価格の設定をしていれば、説明責任が果たせる
積算担当者の違いによる積算のばらつきを防止し、違算にも気づきやすいため、適正な予定価格を設定できる
 - ・不調不落対策
原材料価格の高騰を反映した資材価格の設定、休日や天候等による作業不能日を考慮した経費補正を実施し、受注者の想定する費用との乖離をなくす
- 残36機関
国等1機関
35市町村

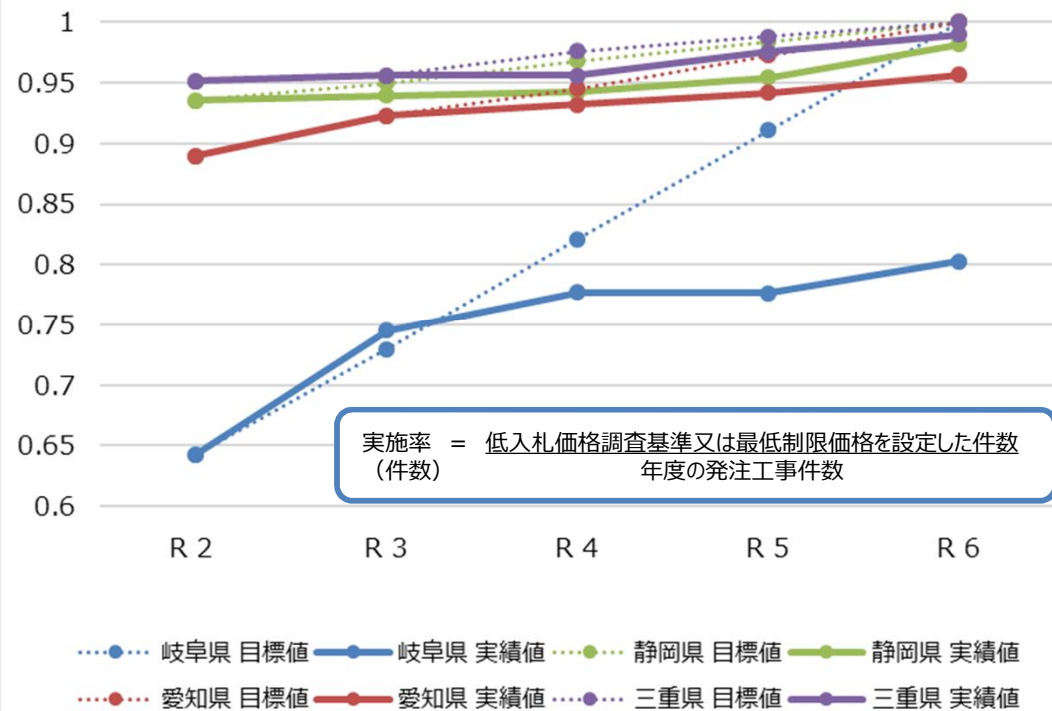
【工事②】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

- ◇ 低入札工事は、標準工事に比べ、工事成績評定点が低くなる傾向であり、品質確保とダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組 【R6達成度】岐阜× 静岡○ 愛知× 三重○

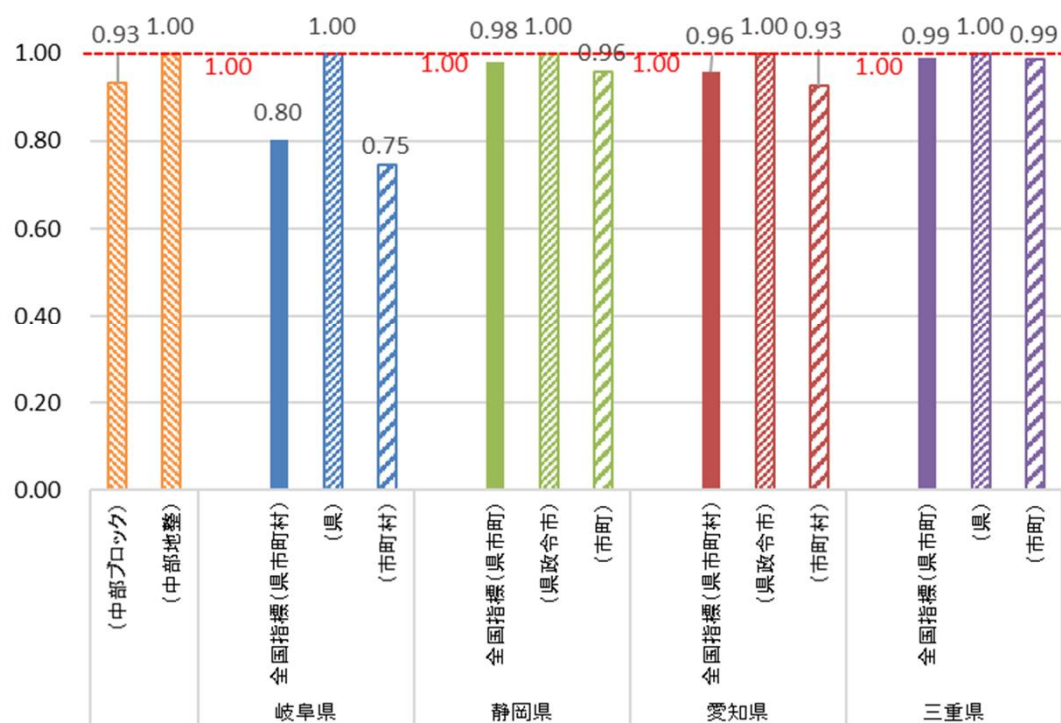
- 静岡県・三重県の市町村の取組が進んだため、ほぼ目標達成に。
○ 愛知県の市町村の取組がすすんだので、目標達成まであとわずか。
○ 岐阜県の市町村の実績値は低い。

全国指標対象工事：県、政令市、市町村発注の工事（随意契約を除く）

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定



R6 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定



◇ 目標達成のメリット

- ・工事の品質確保
低入札工事は、標準工事に比べ、工事成績評定点が低くなる傾向であり、適切な技術力を持たない受注者による不良工事の発生を防止。
- ・コスト縮減
低入札による不良工事は、メンテナンス費用も含めるとコスト増大の可能性。
- ・労働条件の改善
下請の建設企業の含め、適正な賃金水準や安全対策、社会保険加入に必要な費用を確保出来る。

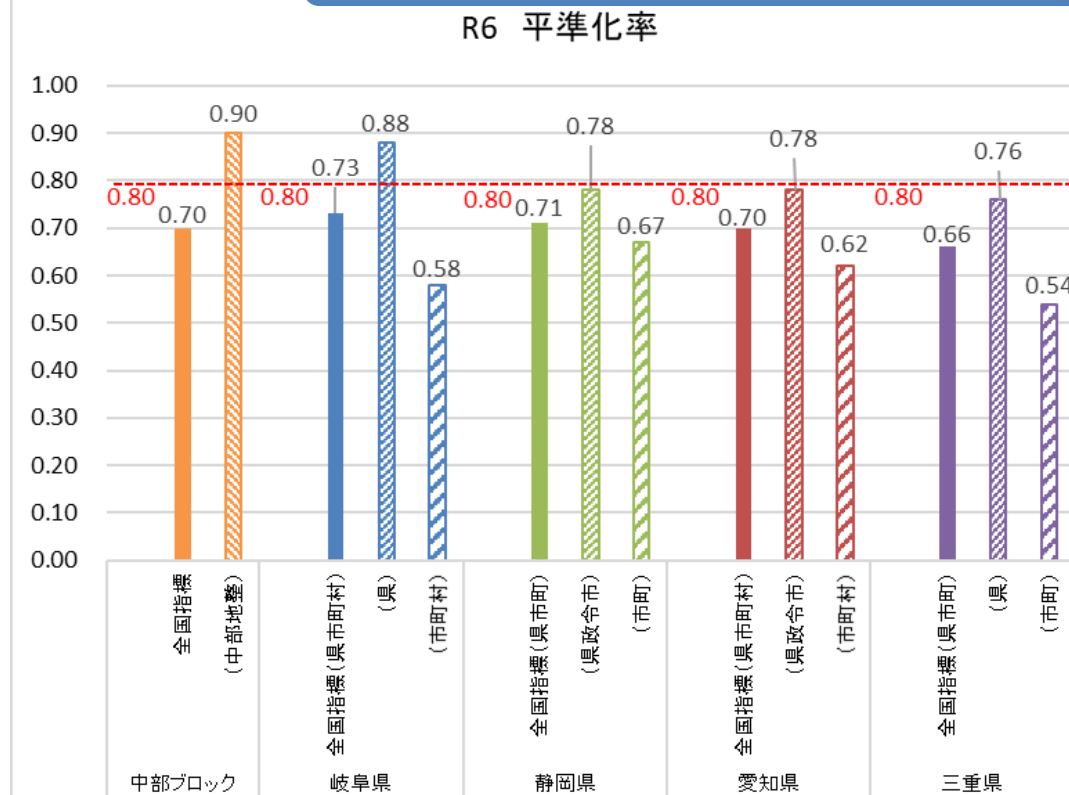
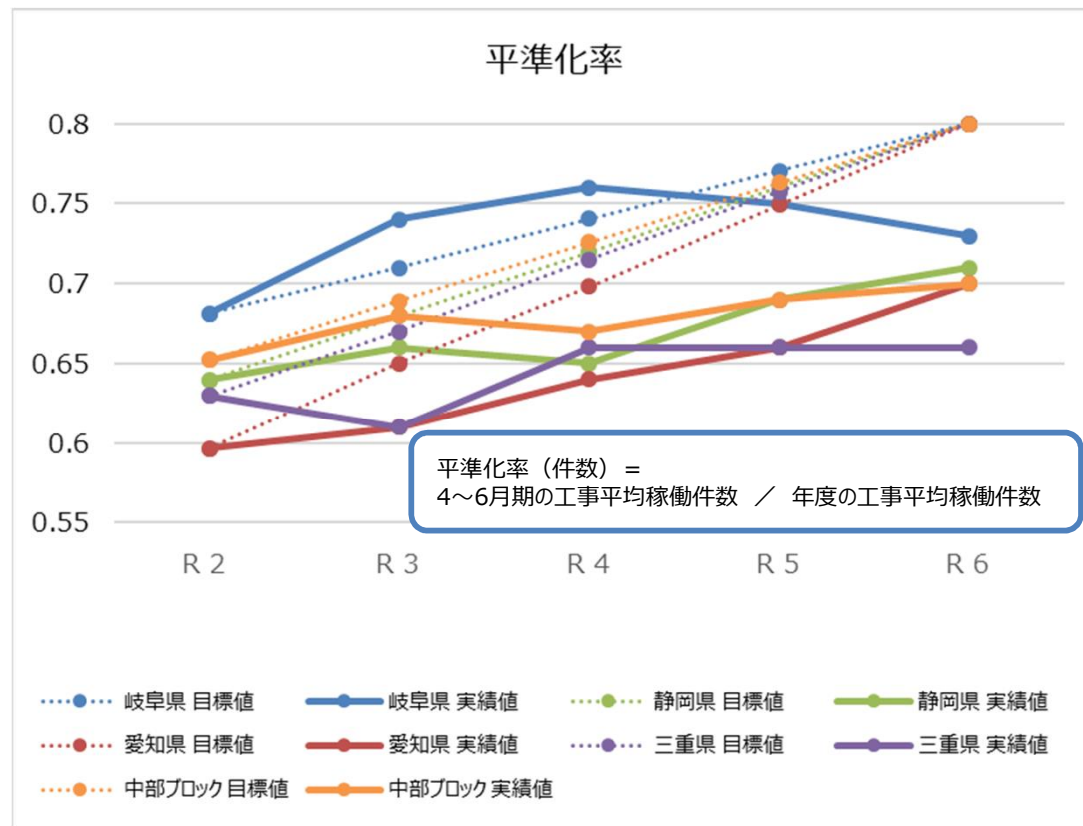
【工事③】 平準化率

◇ 工事量を平準化し、効率的な人員配置、機材配置等を行い、経営環境の改善を図る取組。【R6達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重×

○ 令和5年と令和6年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は上昇し(0.01ポイント)、ようやく0.70台になった。

○ 県・政令市・市町村と少しずつであるが実績値は上昇。

全国指標対象工事：国の機関（※）、県、政令市、市町村発注の工事
（※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）



◇ 目標達成のメリット

・発注者の負担軽減

不調・不落の抑制や、安定的な施工の確保により、発注担当職員の事務作業の負担軽減や、中長期的な公共工事の担い手確保が期待される。

・人材や資機材の効率的な活用

工事量の繁忙期は人材や資機材が不足し、価格も高騰、閑散期は人材や資機材が過剰となるが、平準化により効率的な活用が可能。

・経営の安定化

年度内の工事を平準化することにより、労働者の収入の安定や、人材、資機材の計画的な準備が可能。

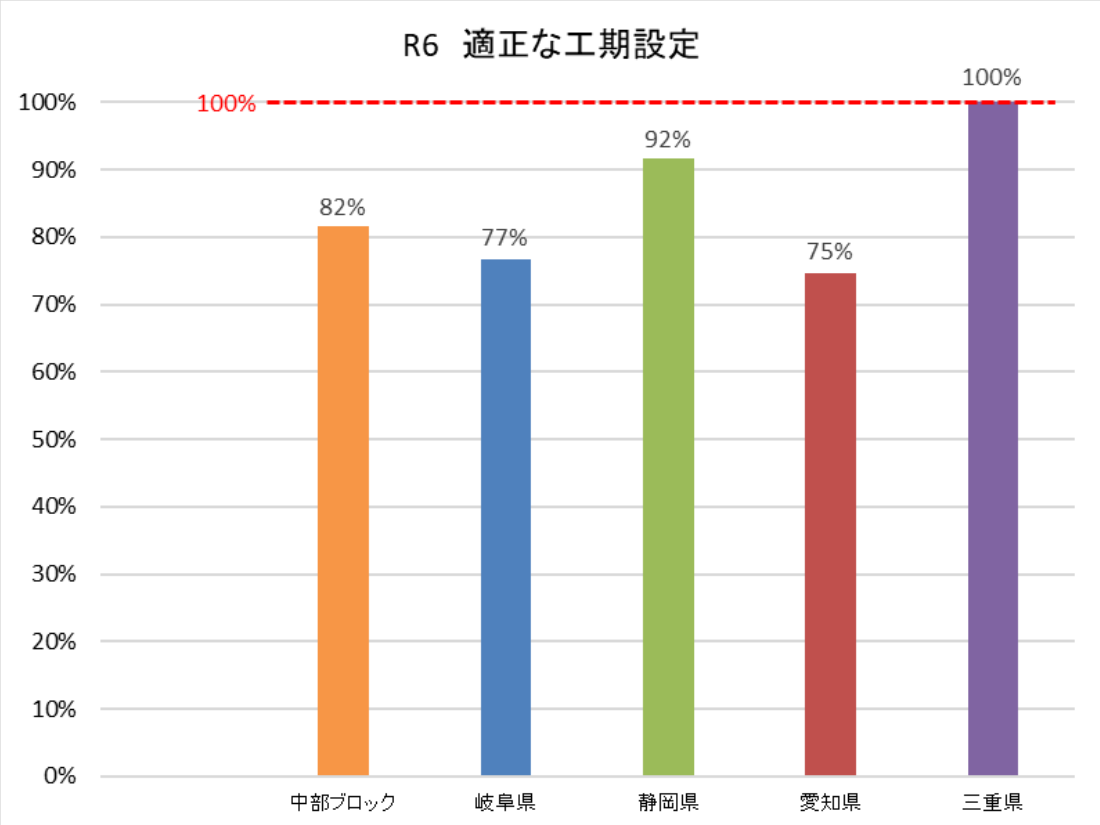
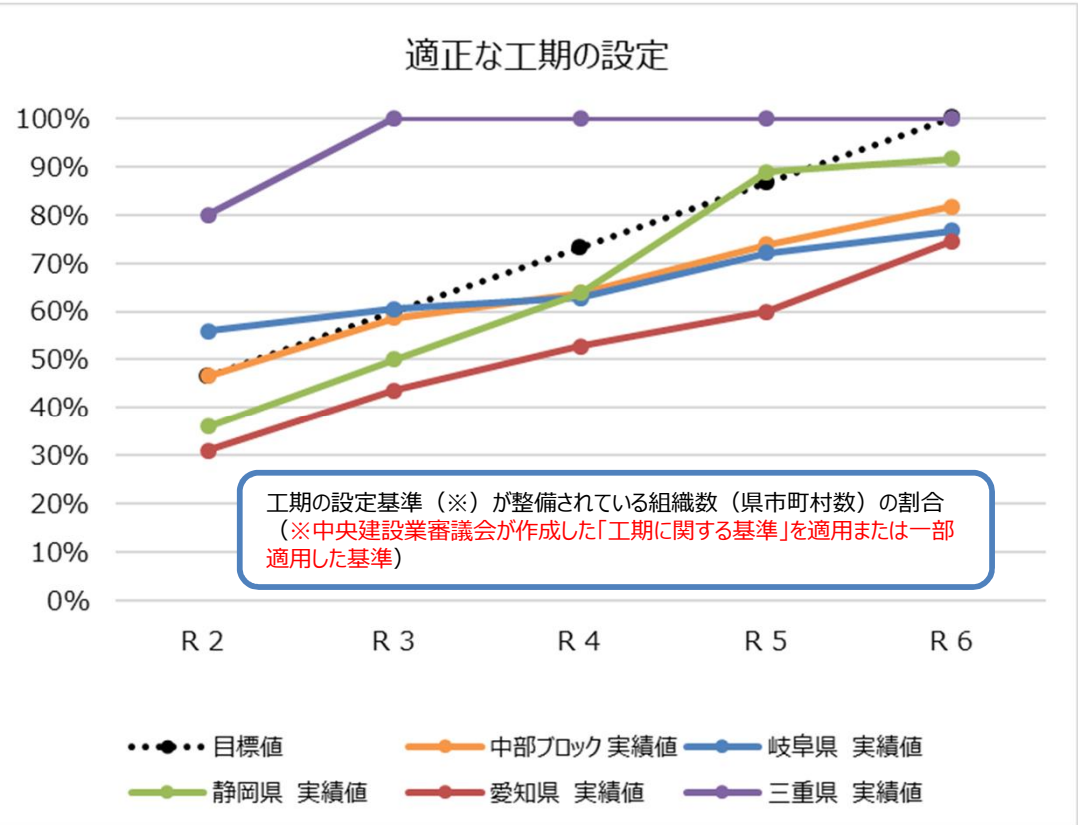
・地域住民への配慮

集中工事による不便や生活環境変化を防止する。

◇ 工期の適正な設定に向けた取組

【R6達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重◎

- 令和5年と令和6年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は上昇している(+8%)が、目標達成していない。
- 令和6年度の実績値は三重県が引き続き目標達成。
- 愛知県では9市町が一気に導入。



◇ 目標達成のメリット

- ・不調不落対策
休日や天候等による作業不能日を考慮した工期設定を実施し、受注者の想定する工期との乖離をなくす。
- ・品質確保
建設工事については、多様な関係者の関与があり、また、工事毎に目的物、天候、施工条件等によって、適正な工期を設定する必要がある。
品質・工期・コストの3つの要素はそれぞれ密接に関係しており、適正な工期設定により、受発注者間で目的物の効用が最大限発揮される。
- ・時間外労働の是正
建設業は他産業と比較して、長時間労働が常態化。また、他産業で当たり前となっている週休2日を確保している技術者は2割以下。
令和6年4月より、建設業においても罰則付きの時間外労働規制（労働基準法）が適用となるため、適正な工期設定は必須。

残35機関
国等8機関
27市町村

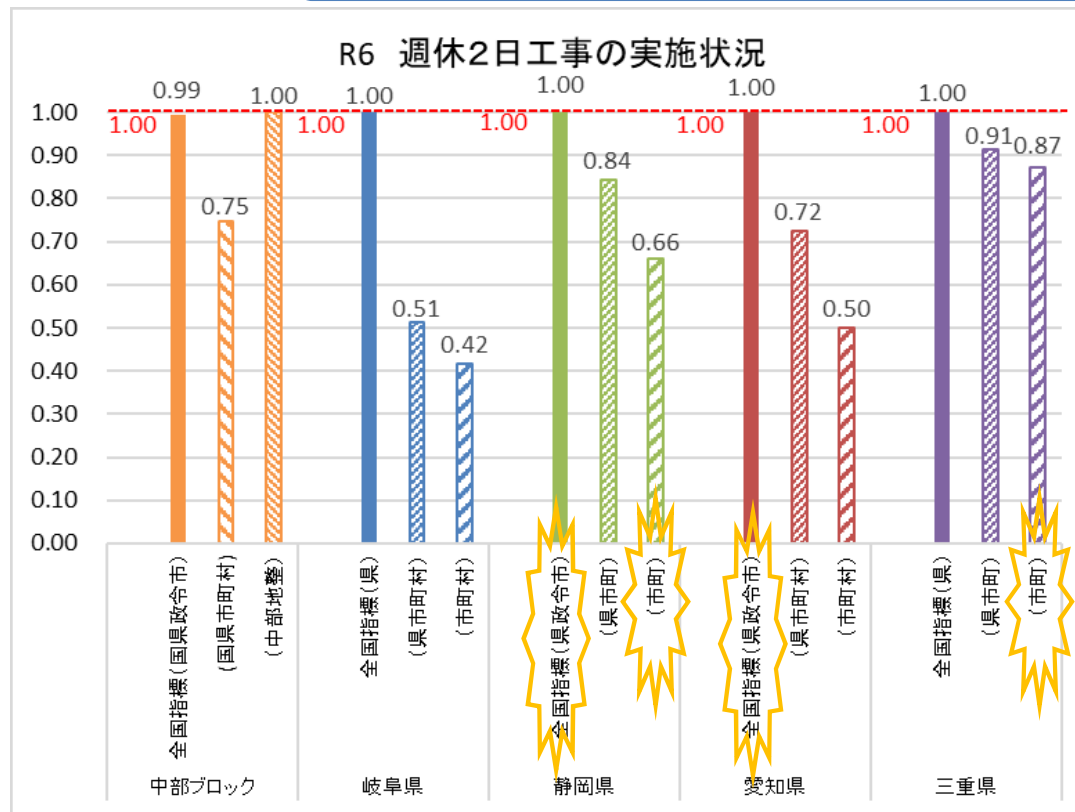
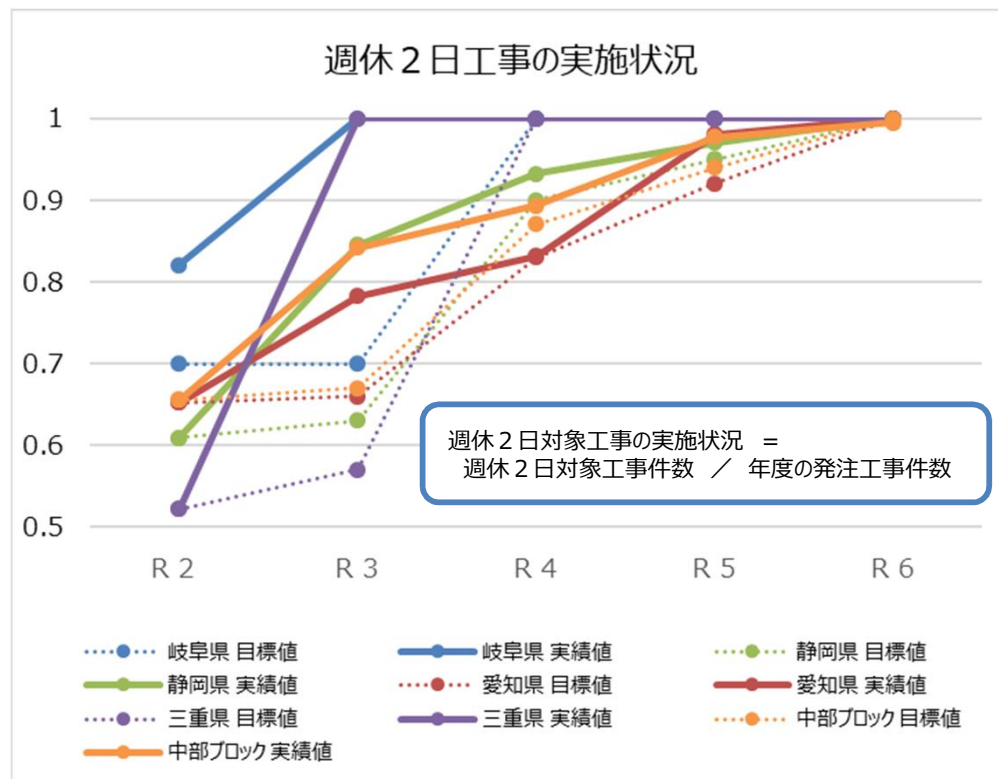
【工事⑤】 週休2日工事の実施状況

◇ 建設業における担い手の確保のため、週休2日工事の推進を図る取組

【R6達成度】中部ブロック○ 岐阜◎ 静岡◎ 愛知◎ 三重◎

- 令和5年と令和6年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は**上昇(0.98→0.99)**。
- 岐阜県・三重県が、引き続き目標達成。**愛知県・静岡県の(県・政令市)がついに目標達成に。**
- **静岡県の市町村0.21→0.66、三重県の市町0.28→0.87と一気に週休2日が浸透！**
- 岐阜県の市町村0.10→0.42、愛知県の市町村0.29→0.50と徐々に週休2日の意識が浸透。

全国指標対象工事：国の機関（※）、県、政令市発注の工事
（※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）

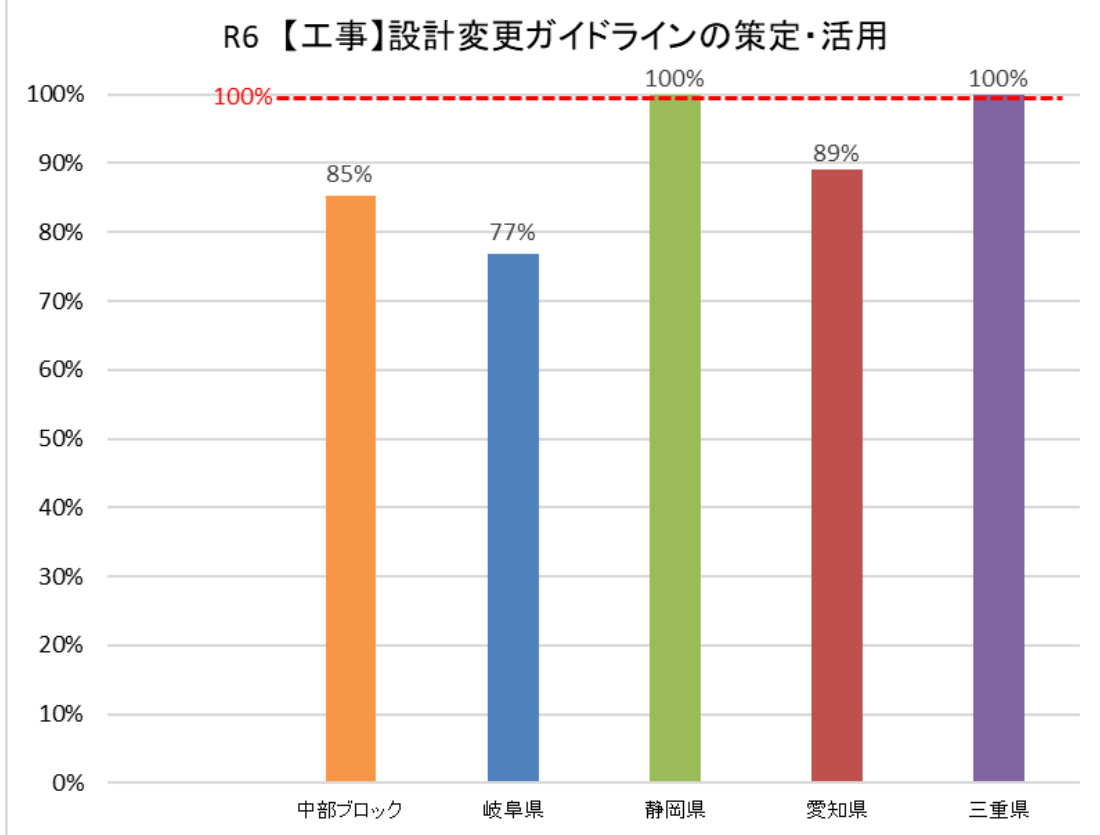
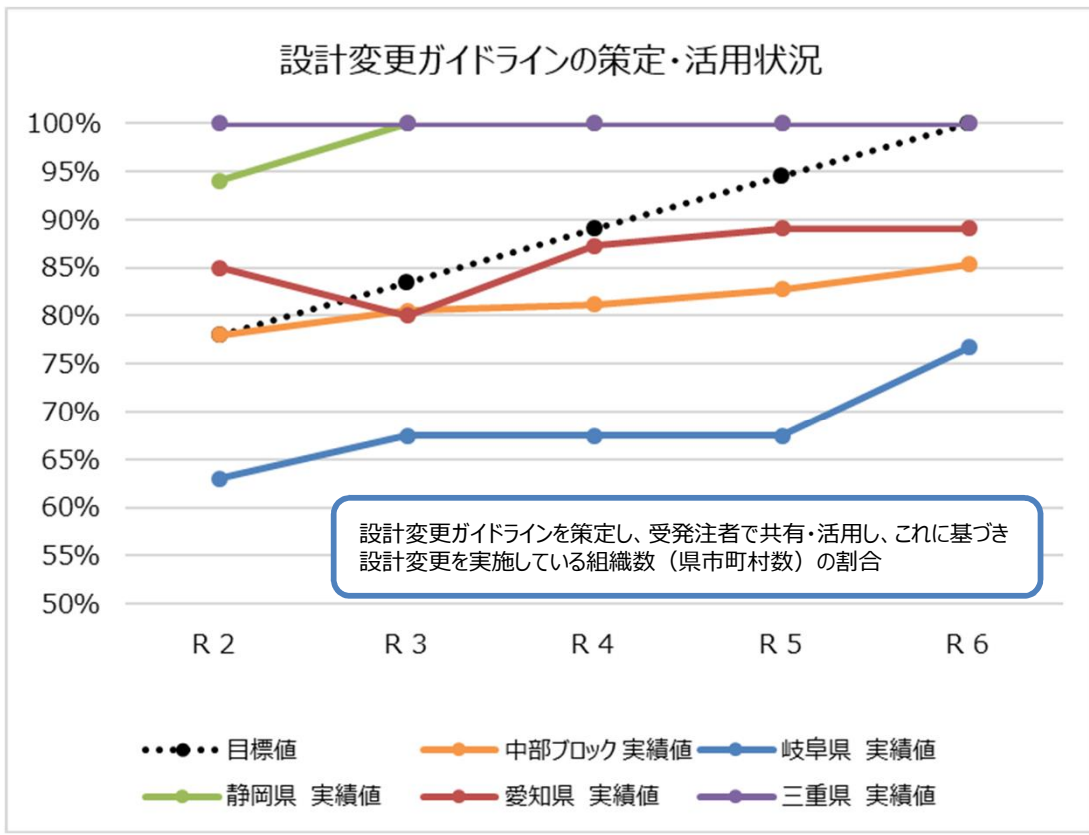


◇ 目標達成のメリット

- ・担い手確保
週休2日の確保により、ワークライフバランスの改善が図られること、また、他産業で当たり前となっている週休2日を建設業全体で推進し新規入職者を増やすことで、将来の担い手確保につながる。
- ・時間外労働の是正
建設業は他産業と比較して、長時間労働が常態化。また、他産業で当たり前となっている週休2日を確保している技術者は2割以下。
令和6年4月より、建設業においても罰則付きの時間外労働規制(労働基準法)が適用となるため、適正な工期設定は必須。

- ◇ 各発注者が適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備し、設計変更を実施する取組
- 【R56成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡◎ 愛知× 三重◎

- 令和5年と令和6年を比較すると、中部ブロック全体の実績値はやや上昇したが、目標達成していない。
- 令和6年度の実績値は静岡県、三重県が引き続き目標100%達成している。
- 岐阜県は4市町が策定・共有した。愛知県は策定した市町村はあるが未共有だったため、増減がなかった。



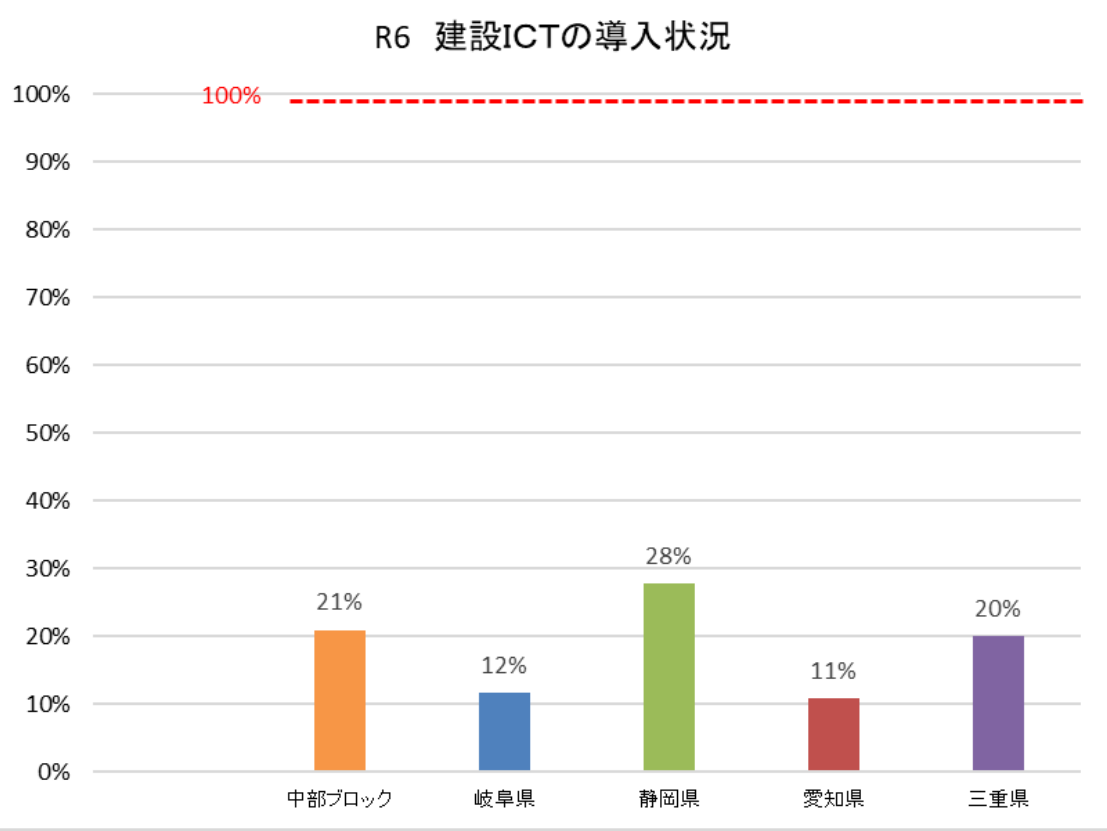
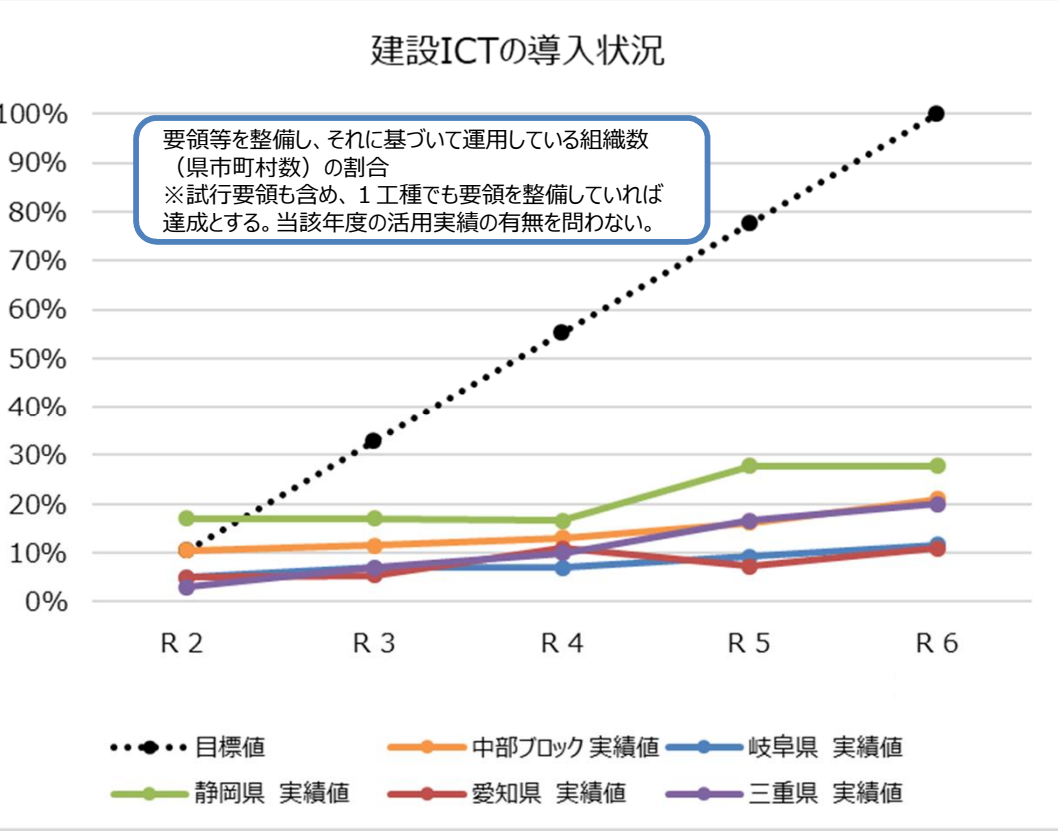
- ◇ 目標達成のメリット
- ・設計変更の円滑化
ガイドラインの整備により、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等を十分理解できる。
また、対外に向けて、設計変更の説明責任が果たせる。
- ・対等の立場における合意
発注者と受注者が協議し、対等の立場における合意に基づいて、適切に設計変更を行うことができる。

残28機関
国等12機関
16市町村

◇ 建設ICT(情報化施工)を推進し、施工効率及び品質の向上を図るとともに、省力化と安全性の向上を図る取組

【R6達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重×

- 令和5年と令和6年を比較すると、中部ブロック全体の実績値はやや上昇(+5%)。
- 令和6年度の実績値は各県とも取組は進まず、目標達成していない。



◇ 目標達成のメリット

・業務効率化、高度化

計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、後工程においても情報を充実させながらこれを活用するとともに関係者間で情報共有を図ることで、建設生産・管理システムにおける品質確保と共に受発注者双方の業務効率化・高度化を図る。

また、監督・検査業務にICT技術を活用することで、書類の簡素化や、遠隔臨場による移動時間の短縮、リアルタイムの確認も可能。

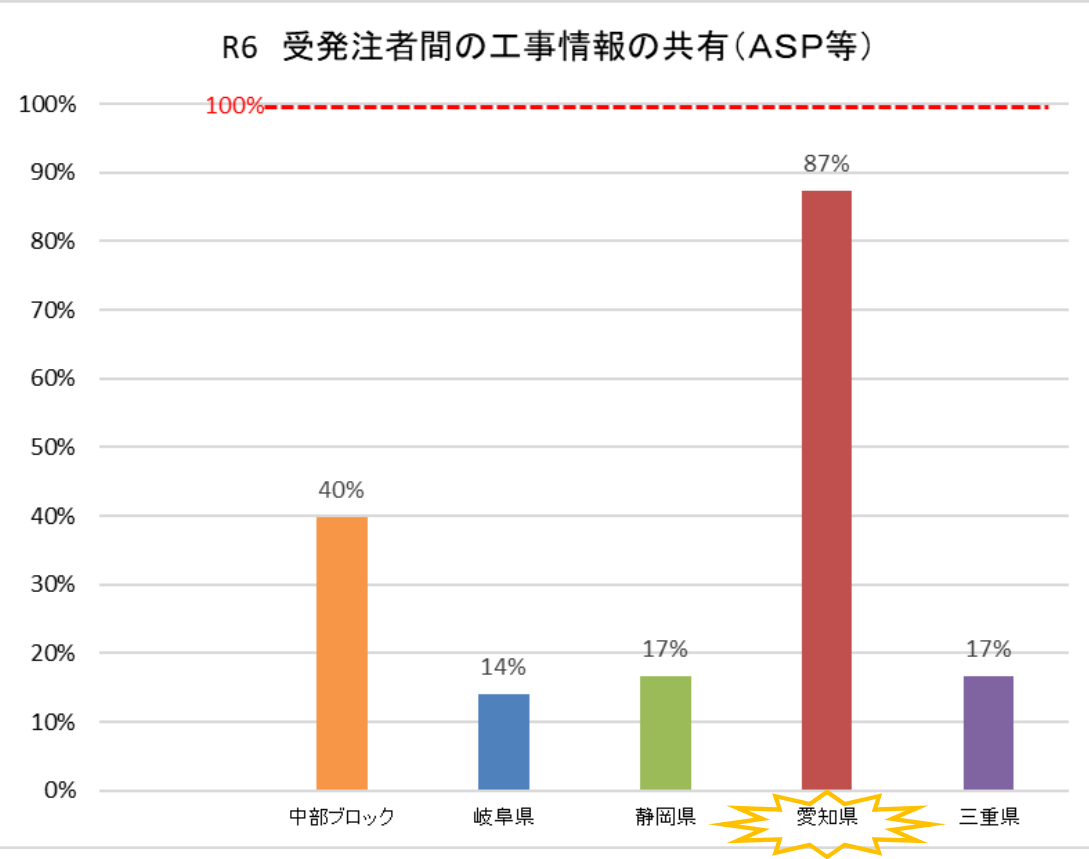
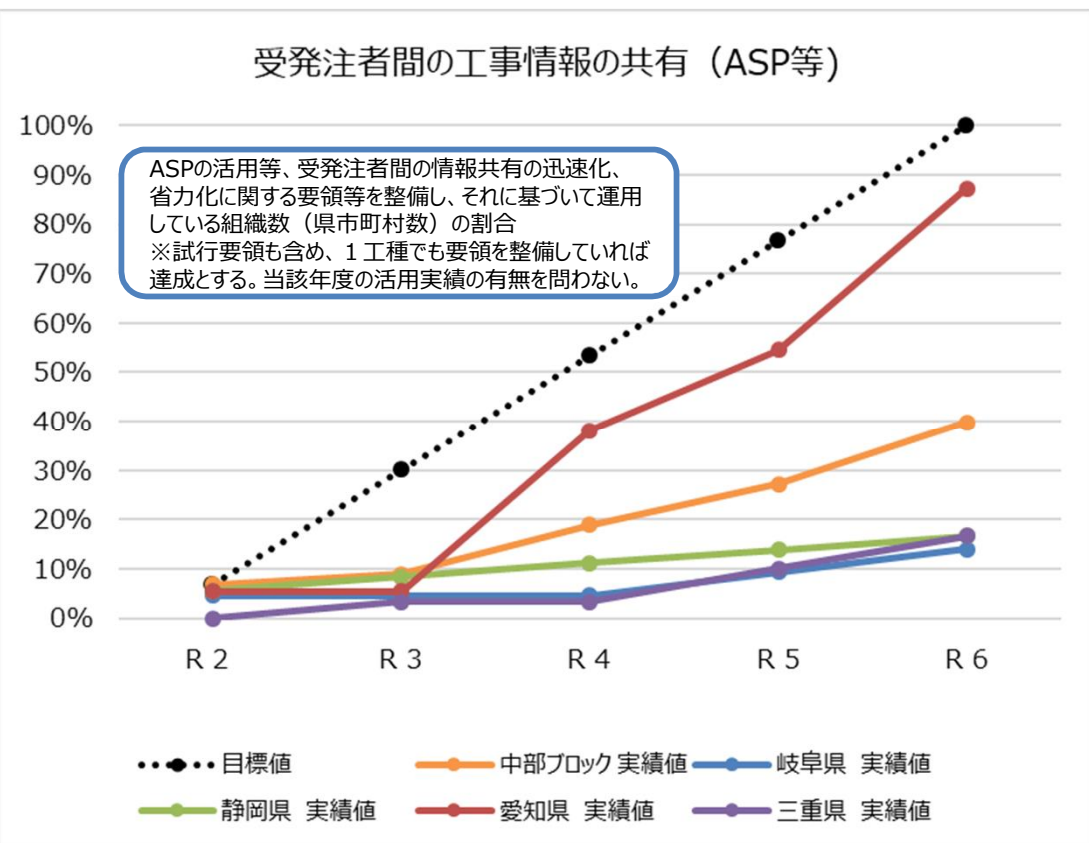
・作業の安全性向上

建設業における労働災害発生要因としては、建設機械との接触による事故が多く、ICT技術により現場の人的作業を削減することで、事故発生要因の削減が期待できる。

◇ 受発注者間の工事情報を共有（ASPの活用等）することにより、現場における生産性の向上と工事目的物の品質確保を図る取組

【R6達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重×

- 令和5年と令和6年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は上昇している(+13%)が、目標達成していない。
- 愛知県は18市町村が導入し、55%→87%と一気に浸透。
- 令和6年度の実績値は各県とも取組は進まず、目標達成していない。



◇ 目標達成のメリット

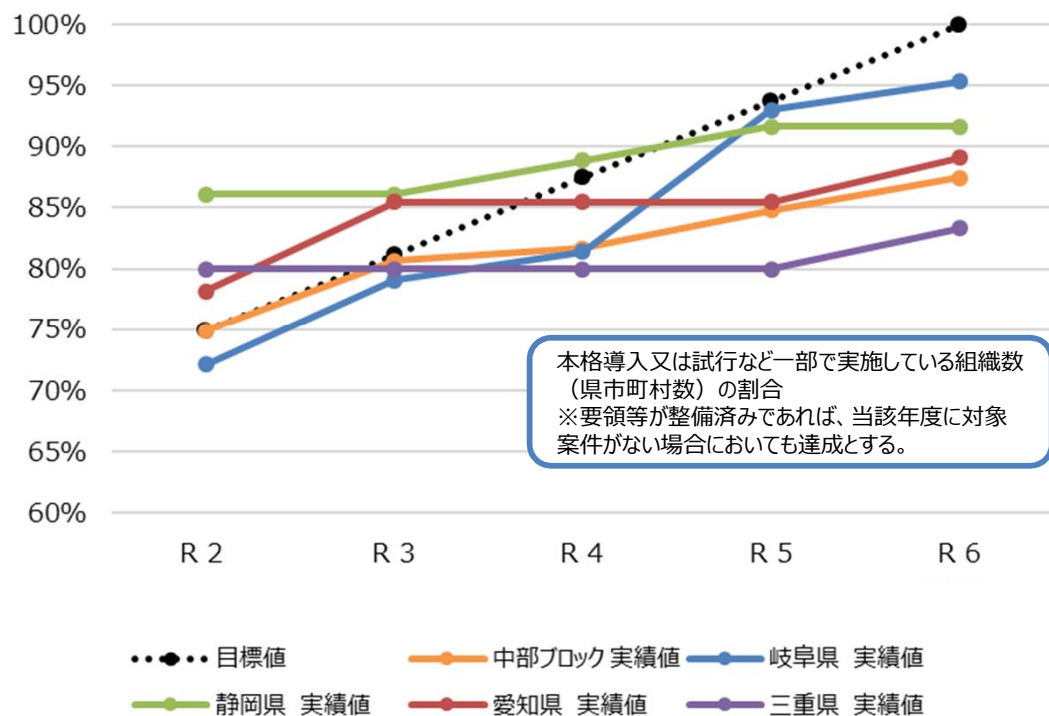
- ・業務の効率化
情報共有システムの活用により、受発注者間の工事帳票の処理の迅速化、工事帳票の整理作業の軽減、検査準備作業の軽減、情報共有の迅速化、及び日程調整の効率化が図られる。
- ・事業全体の円滑化
関係機関・地元協議資料、安全管理資料などを隣接工事及び後行程の業務や工事の関係者を含めて共有することにより、事業全体を円滑に進めることが可能。

◇ 総合評価方式を導入することにより、優良な業者及び技術者を選定し、もって工事品質の向上を図る取組

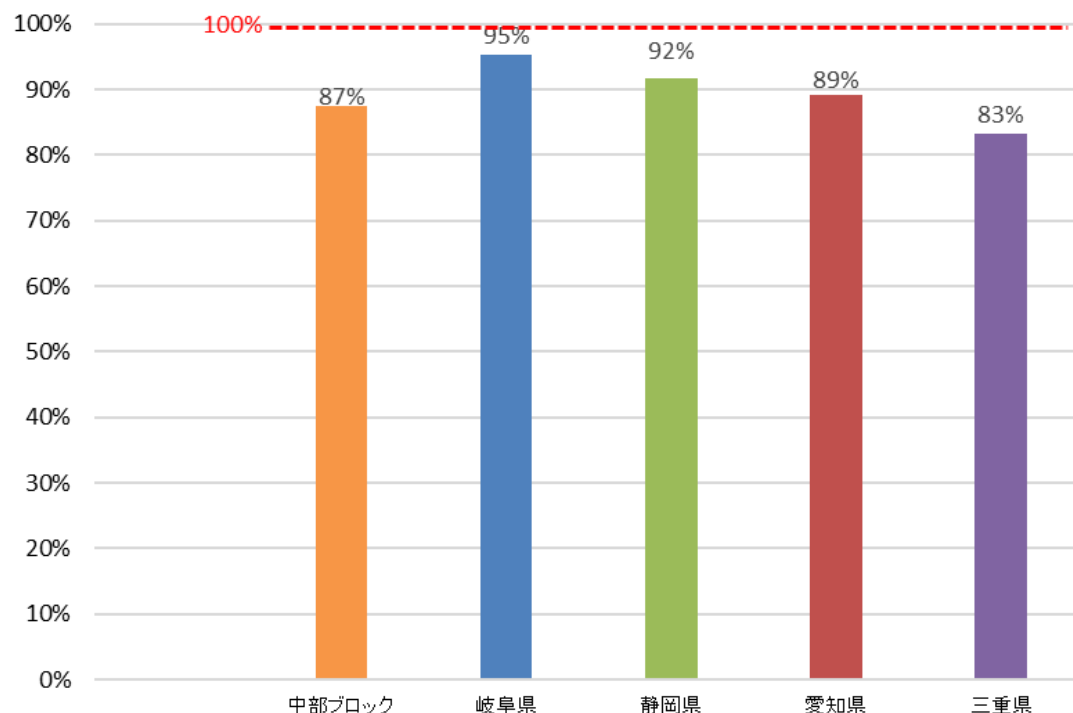
【R6達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重×

- 令和5年と令和6年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は横ばい(+2%)。
- 愛知県・岐阜県・三重県が徐々にではあるが、導入した市町村あり。
- 岐阜県残り2市、静岡県残り3市、愛知県残り6市、三重県残り5市。

総合評価落札方式の導入状況



R6 【工事】総合評価落札方式の導入状況



◇ 目標達成のメリット

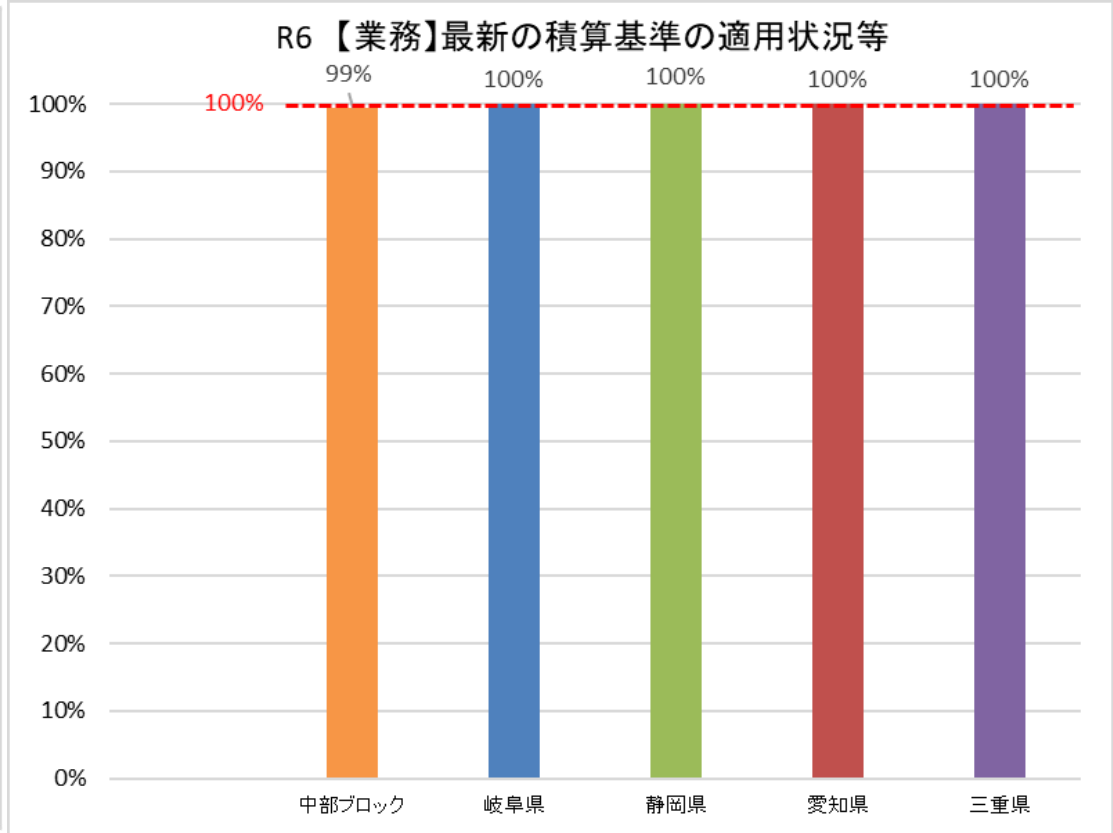
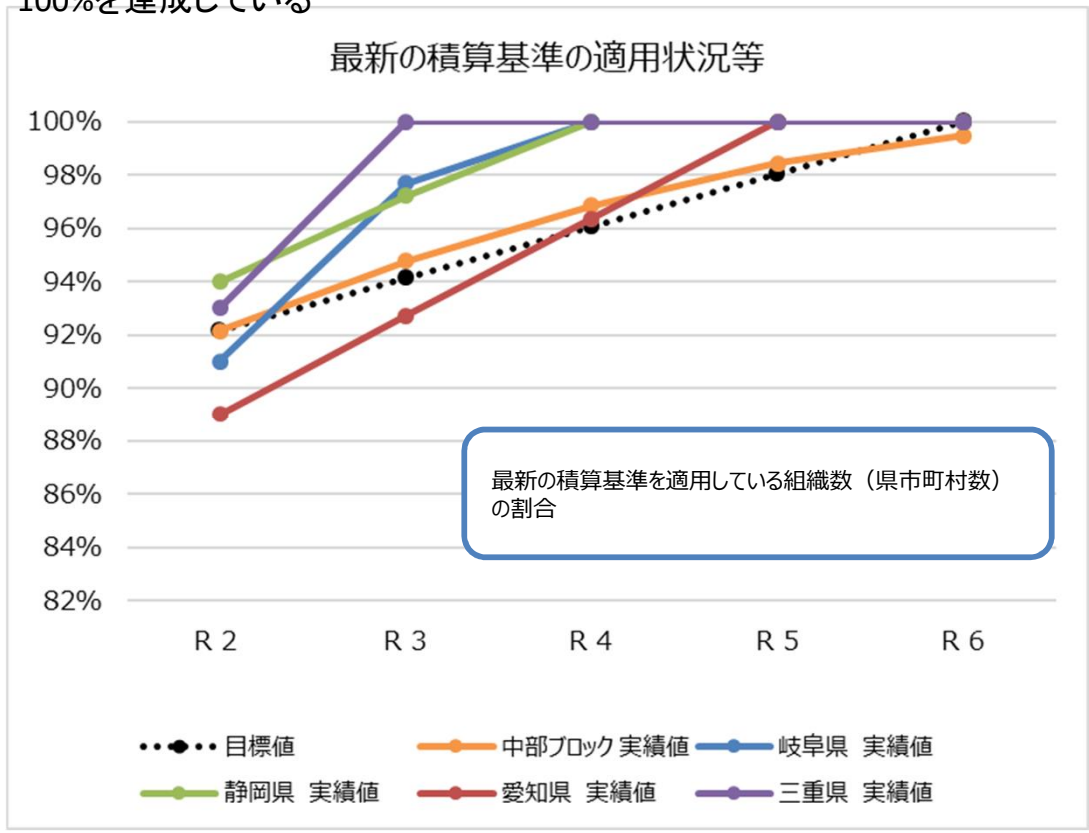
・適切な技術力を持つ企業の選定

公共工事は、施工者の技術力等により品質が左右されるため、個々の工事の内容に応じて適切な技術力を持つ企業を競争参加者として選定するとともに、技術力を評価した落札者の決定や、適切な監督・検査等の実施により、工事の品質を確保する。

◇ 予定価格の適正な設定に向けた取組

【R6達成度】中部ブロック○ 岐阜◎ 静岡◎ 愛知◎ 三重◎

○ 令和5年と令和6年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は横ばい(+1%)。
○ 令和5年度に実績値は岐阜県、静岡県、愛知県、三重県ともに目標達成している。残るは、国等機関の1機関のみ。
100%を達成している



◇ 目標達成のメリット

- ・価格設定根拠の説明責任
適正な予定価格の設定をしていれば、説明責任が果たせる
積算担当者の違いによる積算のばらつきを防止し、違算にも気づきやすいため、適正な予定価格を設定できる
- ・不調不落対策
最新の技術基準への対応や実態調査の結果を踏まえ、受注者の想定する費用との乖離をなくす

残1機関
国等1機関

【業務②】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

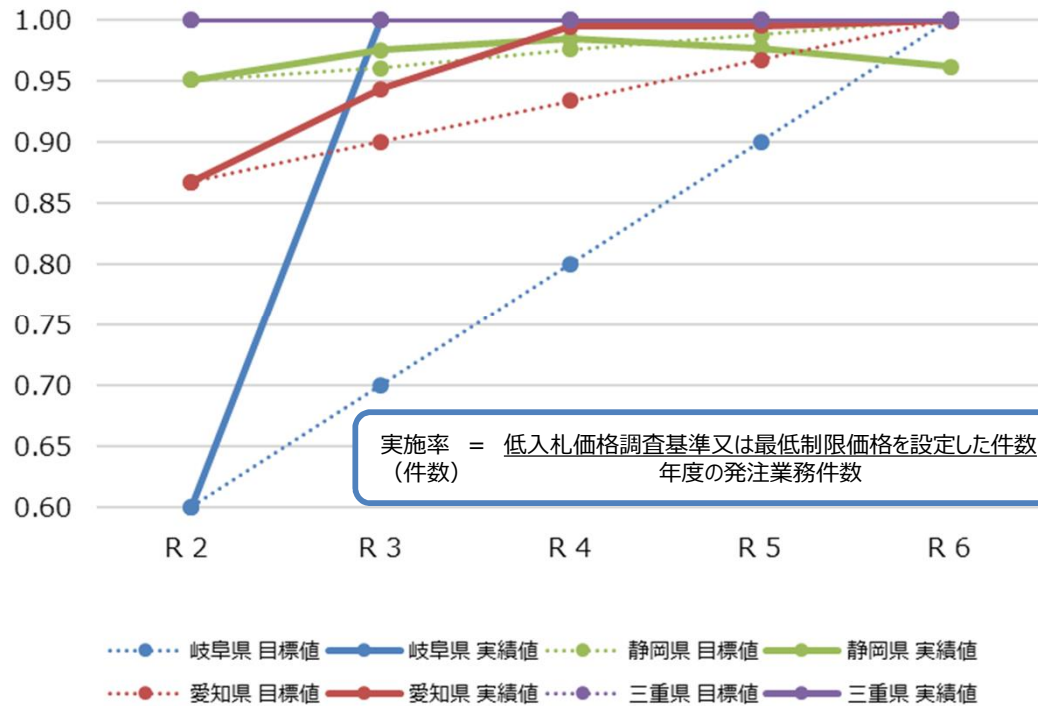
- ◇ 公共工事に準じ、これに関わる調査及び設計のダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組

【R6達成度】岐阜◎ 静岡△ 愛知◎ 三重◎

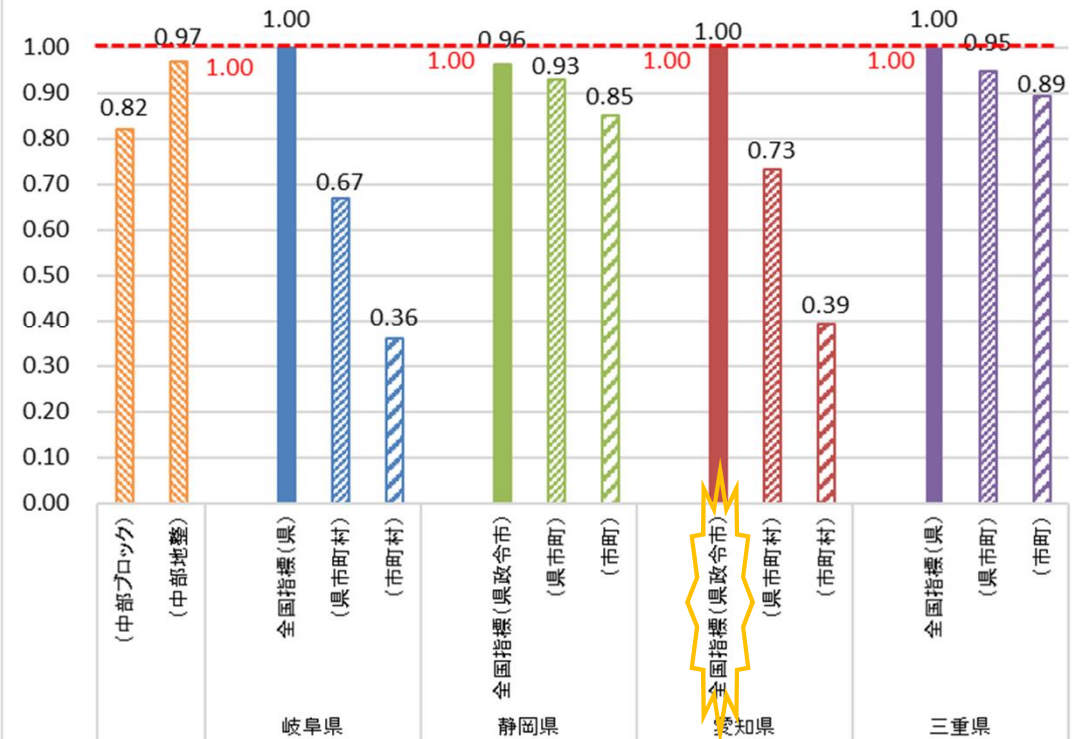
- 令和4年と令和5年を比較すると、各県の実績率は**わずかに上昇(0.81→0.82)**
- 令和6年度は**愛知県(県政令市)が目標達成**。岐阜県・三重県の実績値は引き続き1.0を達成している。
- 岐阜県と愛知県の市町村が低い。

全国指標対象業務：県、政令市発注の業務（随意契約を除く）

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定



R6 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定



◇ 目標達成のメリット

- ・工事の品質確保
公共工事に関する測量・調査・設計業務は、建設生産プロセスの上流に位置し、社会インフラの品質を確保する上で重要。業務の手抜きにつながりやすいダンピング受注を防止。
- ・労働条件の改善
賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底を防止し、必要な利潤を確保。

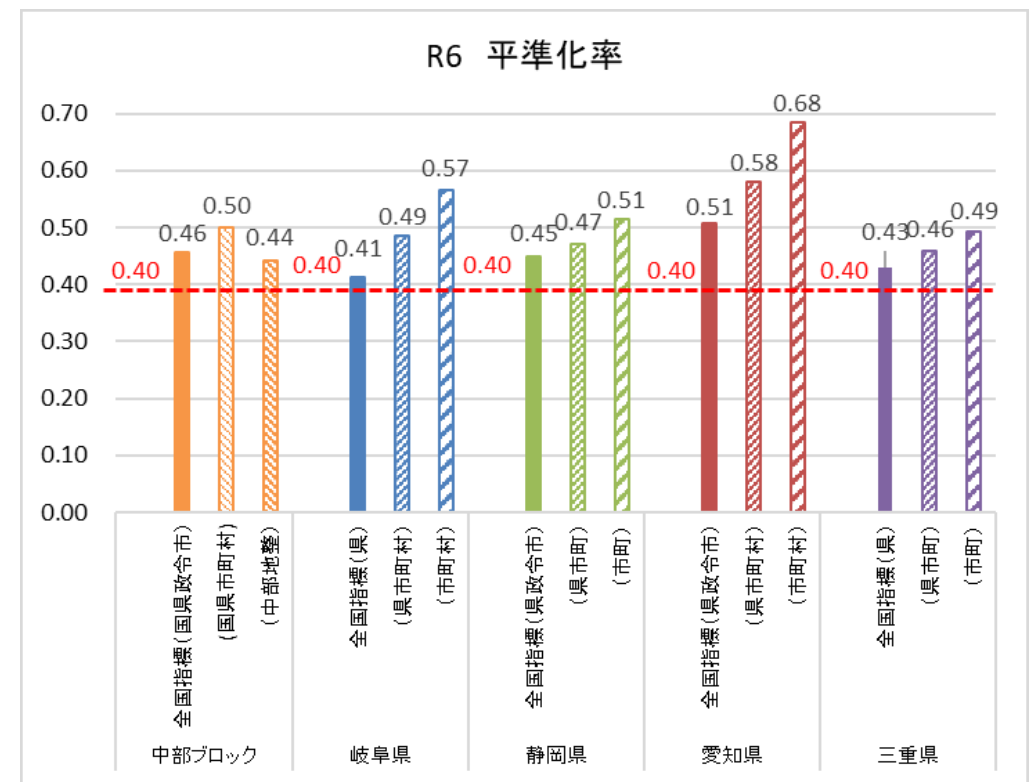
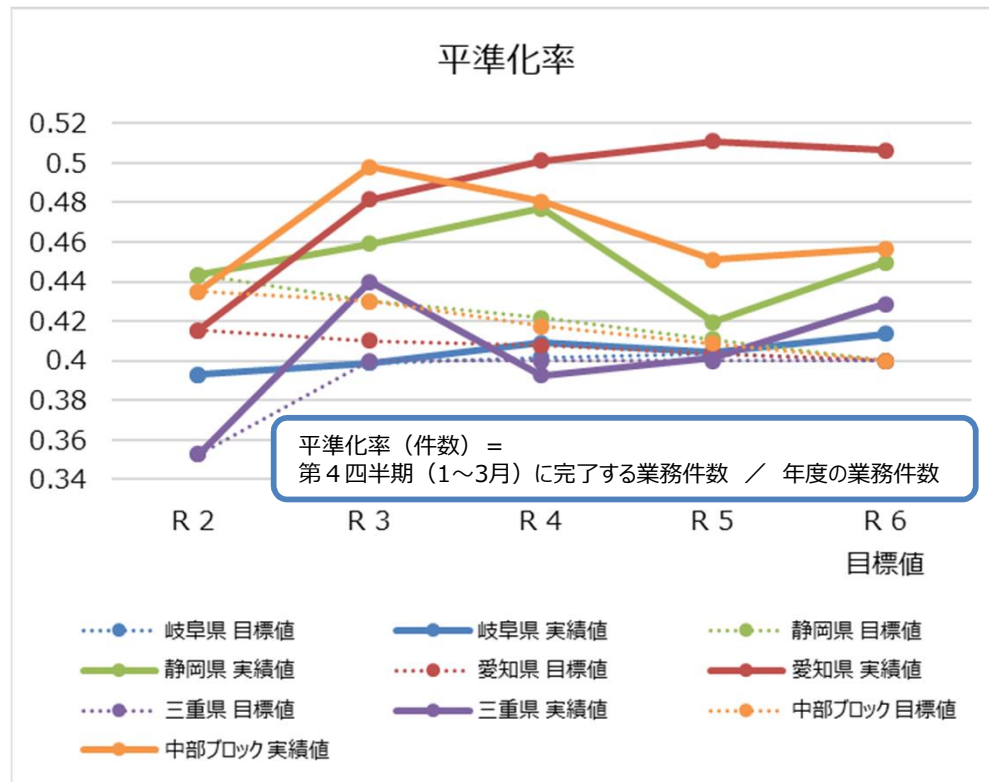
【業務③】 平準化率

◇ 業務の履行期限を分散し、効率的な人員配置を行い、経営環境の改善を図る取組。

【R6達成度】中部ブロック× 岐阜○ 静岡× 愛知× 三重×

- 令和5年と令和6年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は**上がってしまい(0.01ポイント)、目標達成していない。**
- 令和6年度の実績値は**岐阜県のみがほぼ目標達成。**
- 静岡県の市町村が0.60→0.51と取組を推進。

全国指標対象業務：国の機関（※）、県、政令市発注の業務
（※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）



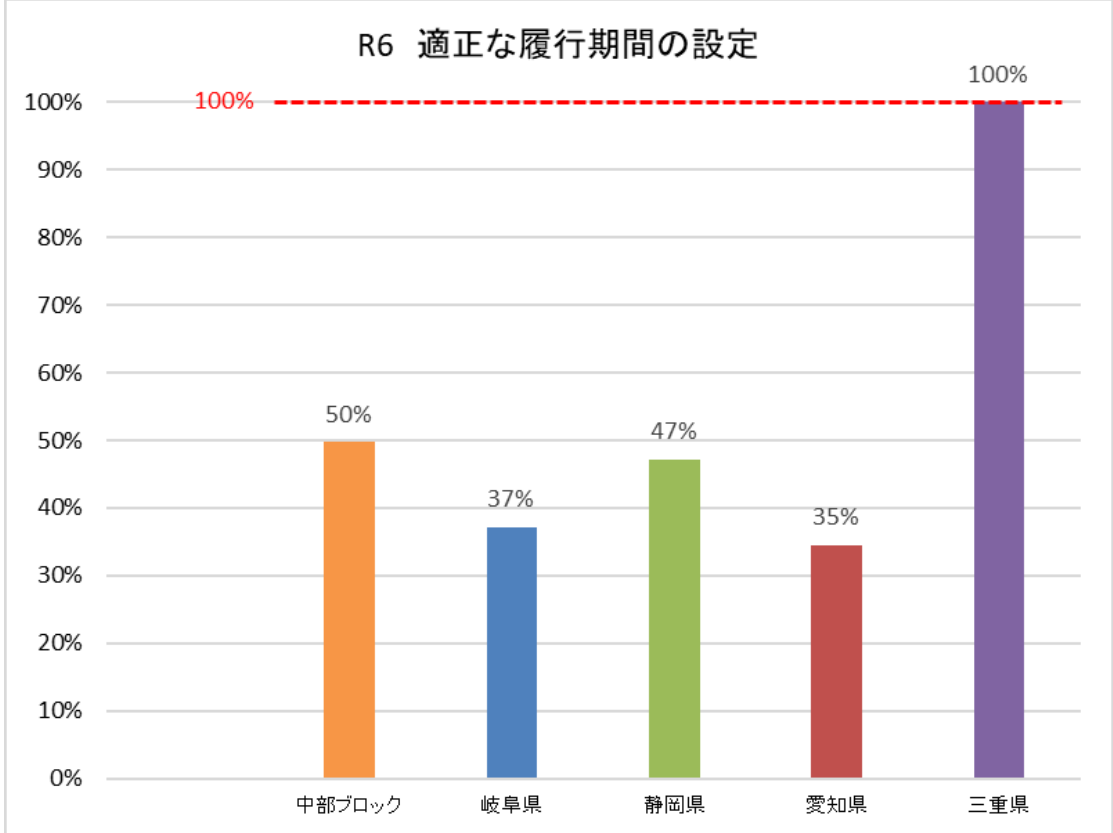
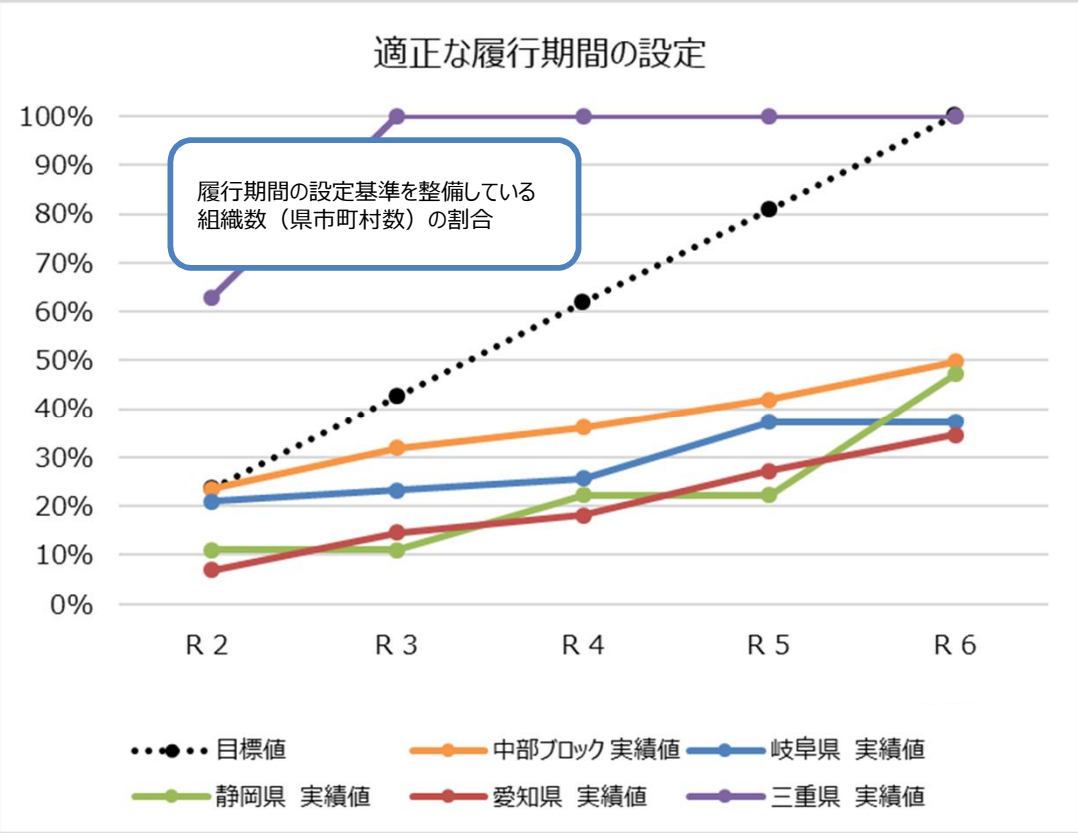
◇ 目標達成のメリット

- ・発注者の負担軽減
年度末に履行期限を集中させず、分散させることで、発注担当職員の事務作業や、監督職員の検査の負担軽減が期待される
- ・受注者の経営環境の改善
履行期限を分散させることにより、効率的な人員配置が可能となり、休日の確保等処遇の改善につながる

◇ 履行期間の適正な設定に向けた取組

【R6達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重◎

- 令和5年と令和6年を比較すると、中部ブロック全体の実績値はわずかに上昇している(+8%)。
- 令和6年度の実績値は三重県が引き続き100%を達成している
- 静岡県は、11市町(主に賀茂地域)が取組を進めた。



◇ 目標達成のメリット

- ・不調不落対策

業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、照査機関や、業務に従事する者の休日や、その他のやむを得ない事由による作業不能日を考慮した履行期間の設定を実施し、受注者の想定する履行期間との乖離をなくす。

- ・時間外労働の是正

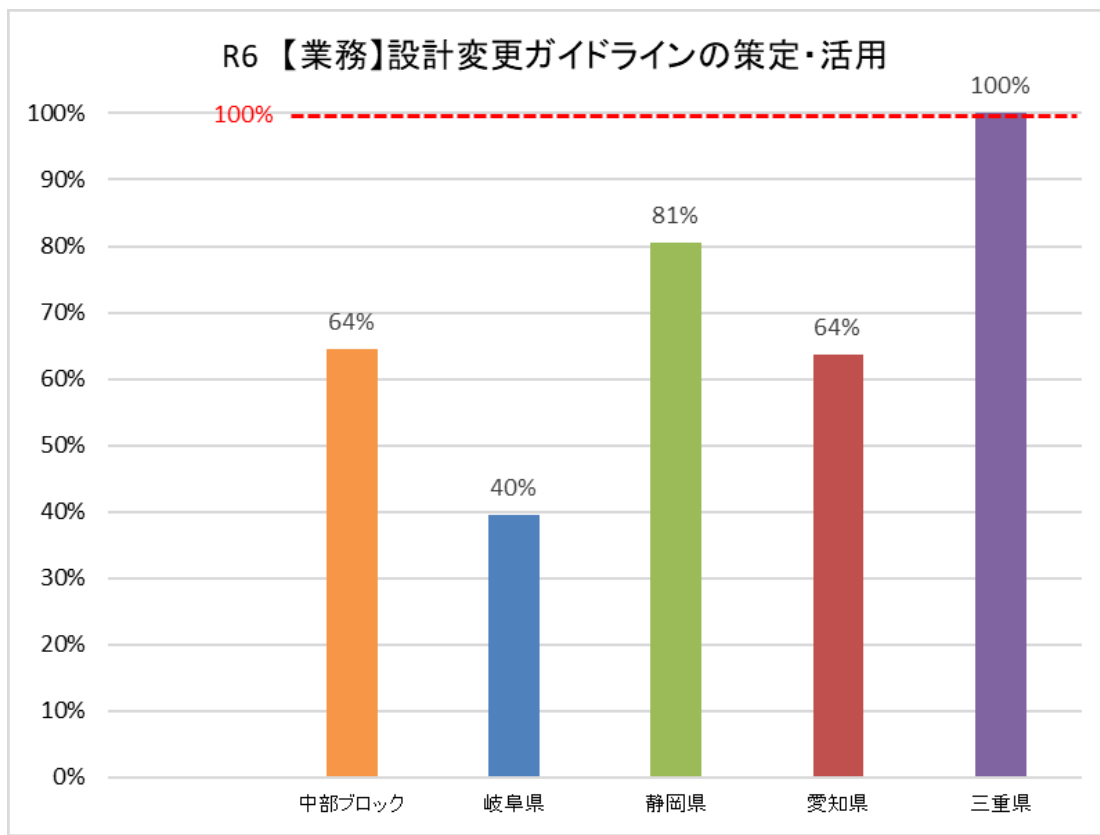
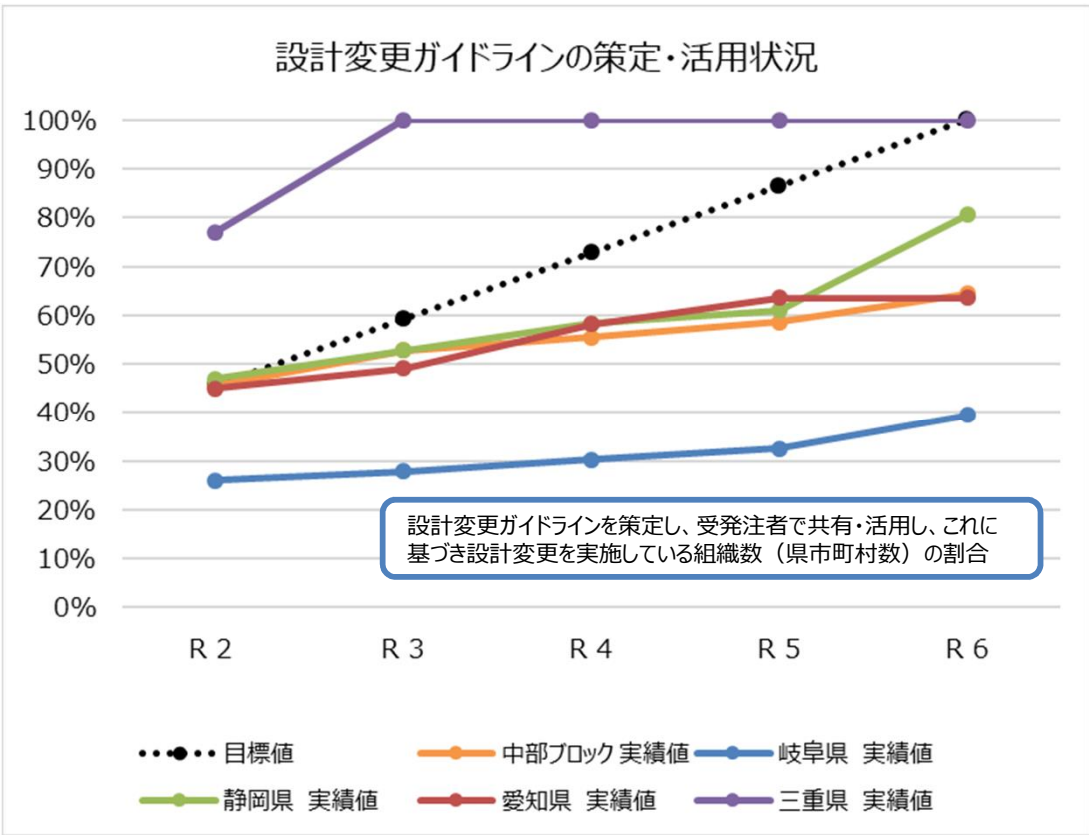
平成31年4月(中小企業は令和2年4月)より、罰則付きの時間外労働規制(労働基準法)が適用となっており、適正な履行期間の設定は必須。

残96機関
国等14機関
82市町村

◇ 各発注者が適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備し、設計変更を実施する取組

【R6達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重◎

- 令和5年と令和6年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は横ばい(+5%)。
- 令和6年度の実績値は三重県が引き続き100%で目標達成。
- 静岡県は、7市町(主に賀茂地域)が取組を進めた。



◇ 目標達成のメリット

- ・設計変更の円滑化
ガイドラインの整備により、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等を十分理解できる。
また、対外に向けて、設計変更の説明責任が果たせる。
- ・対等の立場における合意
発注者と受注者が協議し、対等の立場における合意に基づいて、適切に設計変更を行うことができる。

残68機関
国等12機関
56市町村

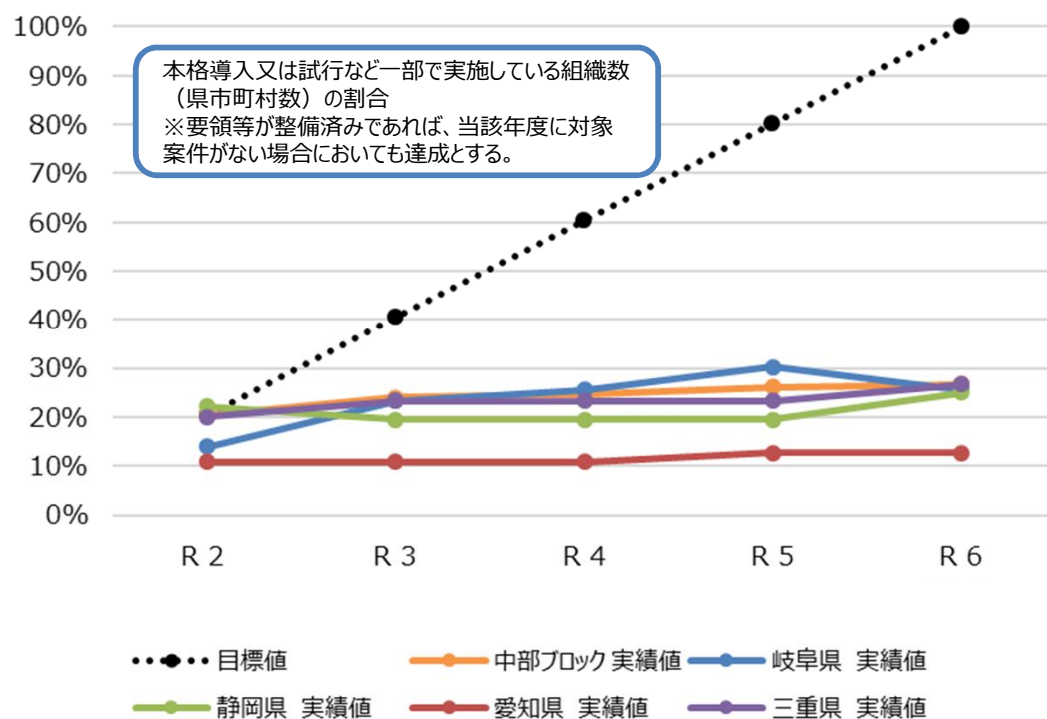
◇ 総合評価方式を導入することにより、優良な業者及び技術者を選定し、もって業務品質の向上を図る取組

【R6達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重×

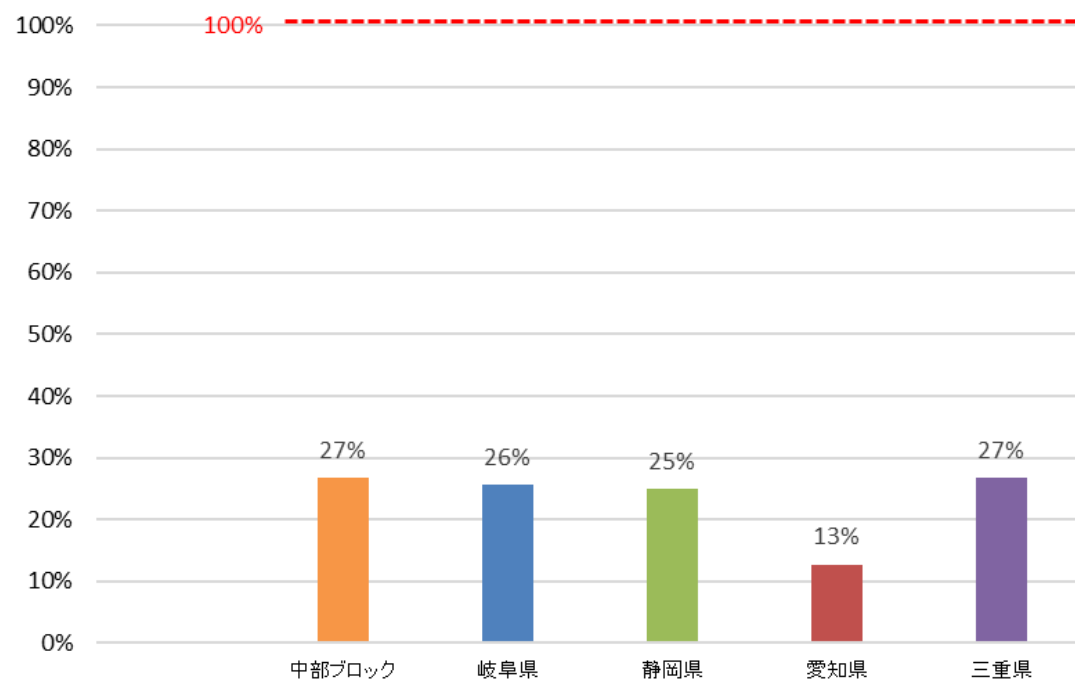
○ 令和5年と令和6年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は横ばい(+1%)。

○ 令和6年度の実績値は各県とも取組は進まず、目標達成していない。

総合評価落札方式の導入状況



R6 【業務】総合評価落札方式の導入状況



◇ 目標達成のメリット

・適切な技術力を持つ企業の選定

個々の業務の内容に応じて適切な技術力を持つ企業を競争参加者として選定するとともに、技術力を評価した落札者の決定や、適切な監督・検査等の実施により、品質を確保する。

・技術提案による品質向上

業務の内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求める評価テーマを示し、評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上が期待される。

令和6年度に改正された運用指針に基づく発注者協議会の取組について

- ・ 第三次・全国統一指標の基準値・目標値の審議
- ・ 中部独自指標の提案

全国統一指標の新たな設定方針

- 令和6年品確法の改正に伴い、新たな全国統一指標を設定し、取組を強化していく。
- これまでの取組状況等も踏まえ、統一指標に加えて、地域ブロック毎に「地域独自指標」を設定し、取組を推進する。

	工事	測量、調査及び設計
必ず実施すべき事項	①地域の実情等を踏まえた発注【内容充実】 ②予定価格の適正な設定 ③歩切りの根拠 ④適正な工期設定 ⑤施工時期の平準化【内容充実】 ⑥低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 ⑦適切な設計変更 ⑧スライド条項の設定等【新】	①地域の実情等を踏まえた発注【内容充実】 ②予定価格の適正な設定 ③適正な履行期間の設定 ④履行期間の平準化【内容充実】 ⑤低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 ⑥適切な設計変更
実施に努める事項	①情報通信技術を活用した生産性向上【内容充実】 ②「総合的に価値の最も高い資材等」の活用【新】 ③工事中の施工状況の確認 ④週休2日の質の向上【新】 ⑤受注者との情報共有、協議の迅速化【内容充実】 ⑥維持管理を広域的に行う連携体制の構築【新】 ⑦参加者確認型随意契約方式の活用【新】	①情報通信技術を活用した生産性向上 ②プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用 ③履行状況の確認 ④受注者との情報共有、協議の迅速化【内容充実】 ⑤参加者確認型随意契約方式の活用【新】
災害対応	①随意契約等の適切な入札契約方式の活用 ②現地の状況等を踏まえた積算の導入 ③労災保険契約の保険料の予定価格への反映【新】 ④共同企業体等の活用【内容充実】	⑤工事・業務の一時中止【新】 ⑥被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用【新】

「第三次・全国統一指標」 ＋ 「地域独自指標」の設定

※新・全国統一指標からの変更箇所は赤字で示す。

①地域平準化率(閑散期のボトムアップ・**繁忙期のピークカット**)

地域ブロック単位・県域単位で、国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率(閑散期のボトムアップ・**繁忙期のピークカット**)

※地域平準化率の内訳となる各団体別の平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)

※コリンズデータを用いて前年度実績により算出

※計算方法は別紙参照。当該月に工期が含まれるものを稼働件数に含める。

→品確法等の改正や現行指標の課題を踏まえ変更

②**週休2日の達成状況(休日の確保)**

地域ブロック単位・県域単位で、国等・都道府県・政令市の発注工事の**実際の週休2日の達成状況(4週8休以上達成状況)**

※工事対象期間(着手日から完成日の間)において、**実際に**4週8休以上(現場閉所・交代制問わず)を行ったと認められる工事の割合

※計算方法：
$$\frac{\text{該当年度に完了した工事(災害緊急復旧工事等を除く)のうち、実際に4週8休以上(現場閉所・交代制問わず)行ったと認められる工事件数}}{\text{該当年度の工事完了件数(災害緊急復旧工事等を除く)}}$$

(注1.該当年度は実績値を算出する年度のこと)

(注2.これまでと同様に災害緊急復旧工事以外で週休2日達成の集計対象から除く工事は各地域ブロックで判断。対象にならないとの説明がつくものとする。)

→品確法等の改正や現行指標の達成状況を踏まえ変更

※新・全国統一指標からの変更箇所は赤字で示す。

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

県域単位で、都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準
又は最低制限価格の設定割合

※調査対象は、都道府県・政令市は400万円を超える工事(随契除く)、市区町村は200万円を超える工事(随契除く)。

→改正地方自治法施行令の施行※(R7.4.1～)を踏まえ、調査対象を変更

※少額随意契約の基準額が改正された

平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)の考え方の比較

- 平準化率(閑散期のボトムアップ)とは、通常**閑散期**である**4～6月期**における**公共工事の稼働状況**を年度平均と比較した指標
- 平準化率(繁忙期のピークカット)とは、通常**繁忙期**である**1～3月期**における**公共工事の稼働状況**を年度平均と比較した指標

	工期														
工事名と工期	過年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	翌年度	
い工事：前年度11/3～9/26	←	→			→						→				
ろ工事：6/5～1/13			←	→											
は工事：9/17～3/28				←						→					
に工事：1/21～翌年度5/25											←	→			
※工事稼働件数は、稼働日数に関わらず各月1件ずつカウント（例えば、工期が4/1～5/1の工事の場合、4月と5月の工事の稼働件数はそれぞれ1件としてカウント）															
各月における工事稼働件数		1件	1件	2件	2件	2件	2件	2件	2件	2件	3件	3件	2件		
年度全体の月平均工事稼働数		24÷12													
4-6月期の月平均工事稼働数		4÷3													
1-3月期の月平均工事稼働数											8÷3				

平準化率(閑散期のボトムアップ)の計算方法

- ① 当該年度に稼働した工事の工期を把握し、各月における工事稼働件数をカウント
- ② 4～6月において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか（上記**青枠**内の「**4～6月期の月平均工事稼働数**」）を算出
- ③ 当該年度全体において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか（**緑枠**内の「**年度全体の月平均工事稼働数**」）を算出
- ④ 「**4～6月期の月平均工事稼働数**」を「**年度全体の月平均工事稼働数**」を割ることで平準化率を算出

$$\left[\frac{(\text{4～6月期の月平均工事稼働数})}{(\text{年度全体の月平均工事稼働数})} = \frac{4 \div 3}{24 \div 12} = 0.67 \right]$$

平準化率(繁忙期のピークカット)の計算方法

- ① 当該年度に稼働した工事の工期を把握し、各月における工事稼働件数をカウント
- ② 1～3月において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか（上記**赤枠**内の「**1～3月期の月平均工事稼働数**」）を算出
- ③ 当該年度全体において、1月あたり平均何件の工事が稼働したか（**緑枠**内の「**年度全体の月平均工事稼働数**」）を算出
- ④ 「**1～3月期の月平均工事稼働数**」を「**年度全体の月平均工事稼働数**」を割ることで平準化率を算出

$$\left[\frac{(\text{1～3月期の月平均工事稼働数})}{(\text{年度全体の月平均工事稼働数})} = \frac{8 \div 3}{24 \div 12} = 1.33 \right]$$

双方の平準化率を**1.00**に近づけていく必要

平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット) (地域ブロック単位※)

$$\text{平準化率(閑散期)} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

$$\text{平準化率(繁忙期)} = \frac{\text{1～3月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国等(国土交通省以外の国の機関を含む)、
都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出
※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、
財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

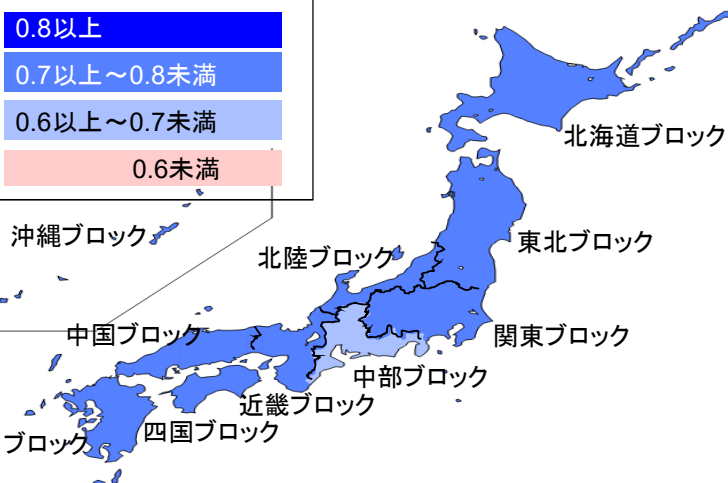
「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対 象: 契約金額500万円以上の工事
稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

■平準化率(閑散期)の実績値(R5)

凡例(平準化率(閑散期))

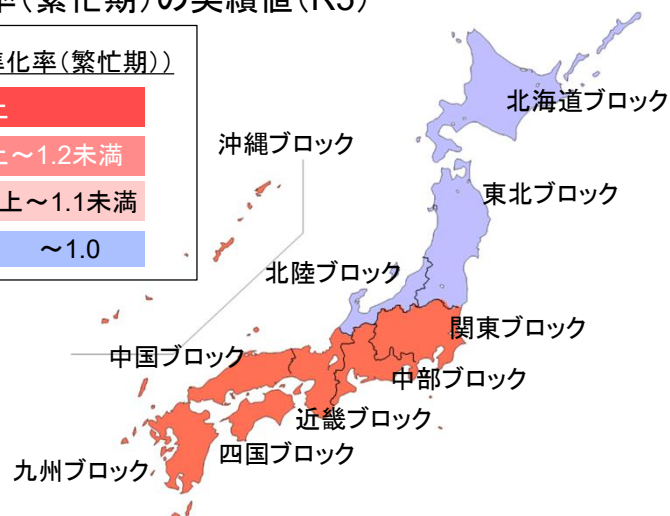
- 0.8以上
- 0.7以上～0.8未満
- 0.6以上～0.7未満
- 0.6未満



■平準化率(繁忙期)の実績値(R5)

凡例(平準化率(繁忙期))

- 1.2以上
- 1.1以上～1.2未満
- 1.01以上～1.1未満
- ～1.0



■実績値(R4・R5)

地域 ブロック	平準化率(閑散期)		平準化率(繁忙期)	対象範囲
	実績値 (R4)	実績値 (R5)	実績値 (R5)	
北海道	0.72	0.74	0.85	北海道
東北	0.73	0.73	1.00	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東	0.71	0.72	1.11	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.75	0.77	0.94	新潟県、富山県、石川県
中部	0.67	0.69	1.12	岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県
近畿	0.71	0.71	1.14	福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国	0.75	0.74	1.13	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
四国	0.73	0.74	1.12	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州	0.71	0.71	1.14	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
沖縄	0.76	0.78	1.12	沖縄県
全国	0.72	0.72	1.09	—

平準化率(繁忙期のピークカット) (県域単位※)

$$\text{平準化率(閑散期)} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

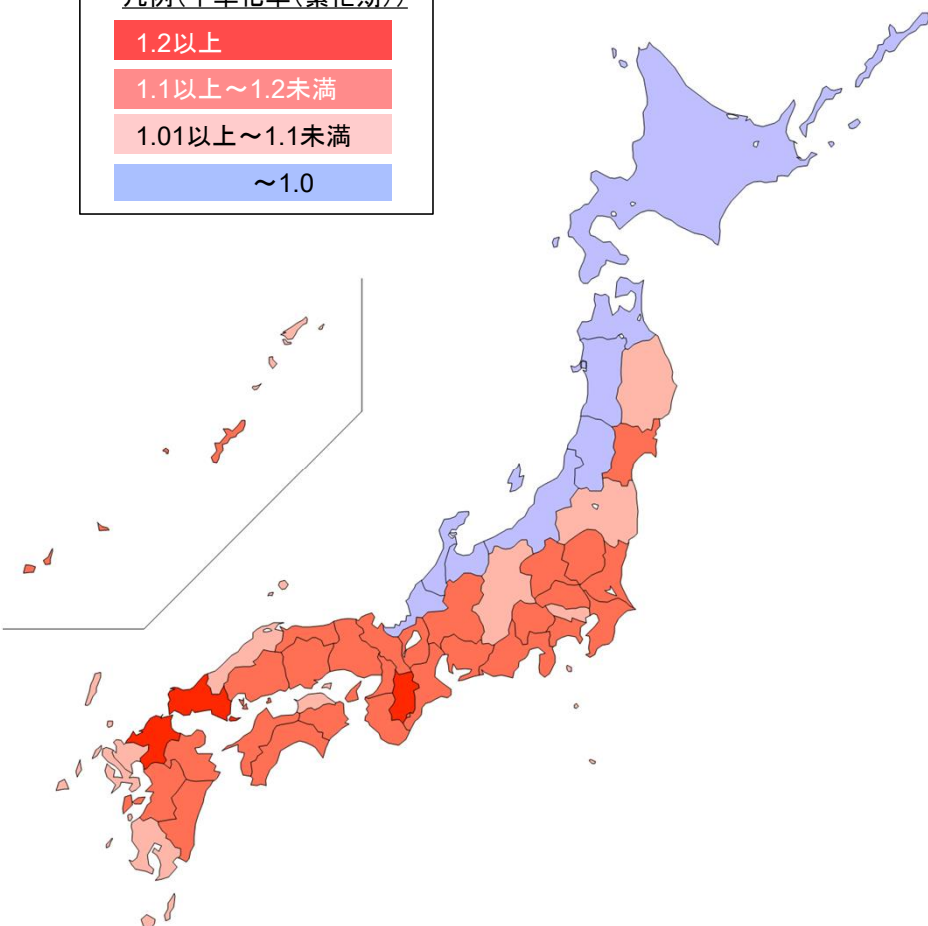
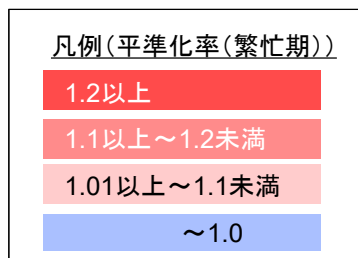
$$\text{平準化率(繁忙期)} = \frac{\text{1～3月期の月平均工事稼働件数}}{\text{年間の月平均工事稼働件数}}$$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対象:契約金額500万円以上の工事
稼働件数:当該月に工期が含まれるもの

■平準化率(繁忙期)の実績値(R5)



■実績値(R5)

県域	平準化率(繁忙期)	県域	平準化率(繁忙期)	県域	平準化率(繁忙期)
	実績値(R5)		実績値(R5)		実績値(R5)
北海道	0.84	石川県	0.99	岡山県	1.14
青森県	0.91	福井県	0.98	広島県	1.13
岩手県	1.04	山梨県	1.13	山口県	1.21
宮城県	1.14	長野県	1.08	徳島県	1.16
秋田県	0.94	岐阜県	1.10	香川県	1.06
山形県	0.82	静岡県	1.11	愛媛県	1.13
福島県	1.07	愛知県	1.13	高知県	1.14
茨城県	1.13	三重県	1.16	福岡県	1.24
栃木県	1.14	滋賀県	1.18	佐賀県	1.07
群馬県	1.11	京都府	1.18	長崎県	1.09
埼玉県	1.14	大阪府	1.13	熊本県	1.14
千葉県	1.16	兵庫県	1.17	大分県	1.19
東京都	1.07	奈良県	1.29	宮崎県	1.13
神奈川県	1.15	和歌山県	1.18	鹿児島県	1.08
新潟県	0.89	鳥取県	1.13	沖縄県	1.12
富山県	0.96	島根県	1.07	全国	1.10

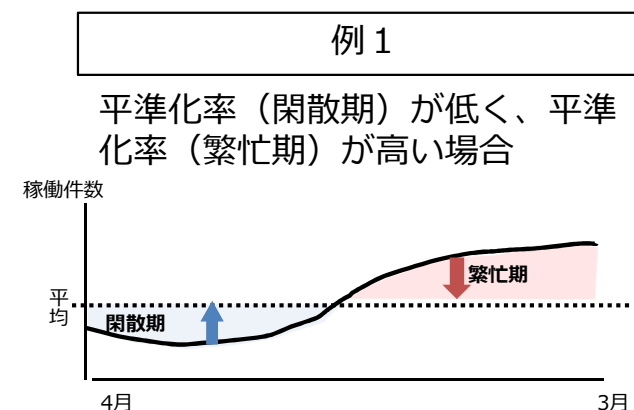
平準化率(繁忙期のピークカット)目標値の設定にあたっての考え方

平準化率(繁忙期のピークカット)実績値の分析

- 全市町村・都道府県における平準化率(繁忙期)の実績(R5年度)を分析した結果、【①平準化率(閑散期)が1以下かつ平準化率(繁忙期)が1以上】、【②平準化率(閑散期)及び平準化率(繁忙期)が1以下】のいずれかに概ね分類可能であった。
- なお、以下の類型はあくまで全体的な傾向を示した参考であり、類型論を所与の前提とするのではなく、**個々の工事を分析の上、どの程度平準化の余地があるか、十分に議論する必要がある**ことに留意。

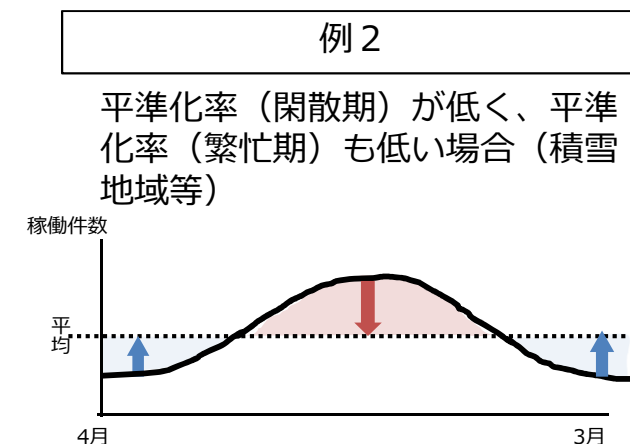
【①平準化率(閑散期)が1以下かつ平準化率(繁忙期)が1以上】

- この場合、春季(4月～6月)に工事施工量が少なく、冬季(1月～3月)に工事施工量が多いケース(例1)が典型である考えられる。
- この類型に該当する地域は、特に積算の前倒しや、早期執行のための目標設定等によるピークの低減に努めることとし、これらの取組の効力を見越した目標設定とすること。
- 一方で、例えば農業地域等では、農閑期に工事を行わざるを得ず、冬季の施工量削減が現実的に困難な場合もあるため、個々の工事の分析の結果、削減できない合理的な理由がある場合、平準化率(繁忙期)の目標値を現状維持とすることも差し支えない。



【②平準化率(閑散期)及び平準化率(繁忙期)が1以下】

- この場合、春季(4月～6月)と冬季(1月～3月)の工事施工量が少ない一方、秋季のピークが高いケース(例2)であり、積雪等により冬季の施工が物理的に困難である地域が典型と考えられる。
- この類型に該当する場合で、冬季の施工が物理的に困難である等合理的な理由がある場合には、目標値の設定にあたっては、現状維持とすることも差し支えない。
- 一方で、平準化率(繁忙期)の改善に取り組むことにより秋季のピークを低減し、年間の工事量の平準化に資することから、引き続き平準化率(繁忙期)の改善に努める。



令和5年度における週休2日の取組状況(都道府県・指定都市)



週休2日
達成ベース

●国土交通省が独自に実施した調査にて、各都道府県から提出された回答を基に令和5年度における週休2日達成率について集計

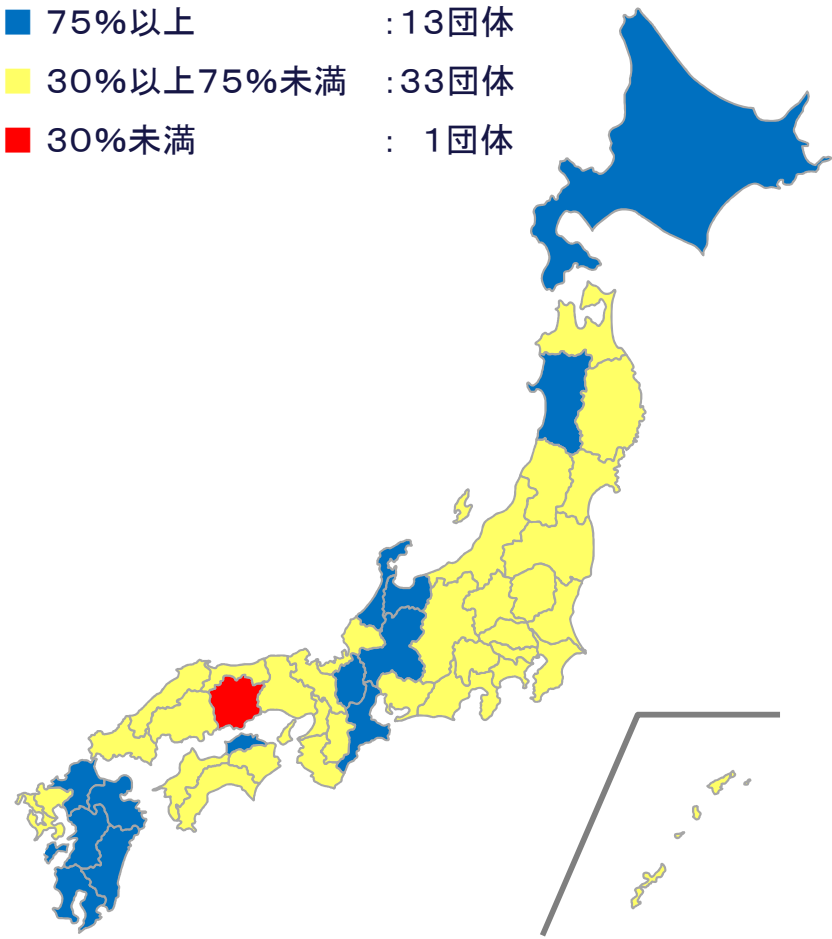
週休2日達成率 = $\frac{4週8休以上達成件数}{令和5年度工事完了件数}$

<定義>

- 対象期間 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日
- 対象部局 : 土木部局、建築部局、農林部局
- 4週8休達成件数 : 対象期間内に完了した工事のうち、4週8休以上を達成した工事件数
- 令和5年度工事完了件数 : 対象期間内に完了した工事件数(災害緊急復旧工事除く)

令和5年度週休2日達成率(都道府県)

- 75%以上 : 13団体
- 30%以上75%未満 : 33団体
- 30%未満 : 1団体



都道府県	達成率	都道府県	達成率	都道府県	達成率
北海道	94.8%	新潟県	71.8%	岡山県	28.6%
青森県	64.7%	富山県	78.3%	広島県	36.5%
岩手県	51.0%	石川県	90.8%	山口県	50.1%
宮城県	32.2%	岐阜県	80.4%	徳島県	36.9%
秋田県	95.5%	静岡県	67.5%	香川県	77.2%
山形県	50.6%	愛知県	47.3%	愛媛県	30.1%
福島県	52.7%	三重県	87.9%	高知県	50.8%
茨城県	35.7%	福井県	66.6%	福岡県	91.9%
栃木県	62.8%	滋賀県	88.8%	佐賀県	74.6%
群馬県	34.8%	京都府	57.8%	長崎県	74.2%
埼玉県	59.9%	大阪府	65.8%	熊本県	82.5%
千葉県	64.3%	兵庫県	46.0%	大分県	82.2%
東京都	49.9%	奈良県	67.6%	宮崎県	87.3%
神奈川県	65.6%	和歌山県	30.2%	鹿児島県	87.9%
山梨県	74.5%	鳥取県	59.1%	沖縄県	50.9%
長野県	73.8%	島根県	71.3%	全国平均	63.4%

指定都市	達成率
札幌市	78.6%
仙台市	48.1%
さいたま市	41.5%
千葉市	51.9%
横浜市	22.8%
川崎市	68.8%
相模原市	38.9%
新潟市	51.5%
静岡市	79.0%
浜松市	63.4%
名古屋市	37.9%
京都市	81.0%
大阪市	51.4%
堺市	18.5%
神戸市	70.4%
岡山市	26.9%
広島市	35.4%
北九州市	59.9%
福岡市	51.1%
熊本市	35.0%

(都道府県の全国平均は単純平均にて算出)

※新・全国統一指標からの変更箇所は赤字で示す。

①地域平準化率(履行期限の分散)

地域ブロック単位・県域単位で、国等、都道府県、政令市の発注業務
の第4四半期履行期限設定割合

※テクリスデータ等を用いて集計時の前年度実績により算出

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

県域単位で、都道府県、**市区町村**の発注業務に対する
低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

※土木コンサルタント、測量、地質、建築コンサルタント業務を対象

※都道府県、政令市は**200万円**を超える業務、市区町村は**100万円**を超える業務(随契除く)。

→調査対象を市区町村まで拡大

→改正地方自治法施行令の施行※(R7.4.1～)を踏まえ、調査対象を変更

※少額随意契約の基準額が改正された

4月中旬～下旬 地域ブロック発注者協議会宛に意見照会を実施

6月中旬 地域ブロック発注者協議会宛に意見照会の回答を送付

6月24日 第三次・全国統一指標の決定(本省発表)

6月下旬～ 地域ブロック発注者協議会において以下を検討

中部:7月3日

○第三次・全国統一指標:基準値(R6実績値)、目標値等

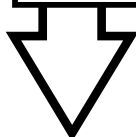
○地域独自指標:項目、基準値(R6実績値)、目標値等

10～11月頃 地域ブロック発注者協議会において上記を決定・公表

※地域ごとに順次発表

**12月頃 全国の統一指標・地域独自指標の基準値・目標値を
まとめて公表【本省発表】**

R8以降(毎年度) 指標の実績値をフォローアップ



全国統一指標 + 中部独自指標を4つ定めて取組目標に掲げ、取組への向上率を上げる

キーワード：生産性の向上

i-Construction2.0の推進において、担い手確保の観点から、デジタル技術を最大限活用し、少ない人数で、安全に、快適な環境で働く生産性の高い建設現場の実現が求められている。建設現場で働く一人ひとりの生産量や付加価値を向上し、インフラを守り続けることが必要。

中部独自指標の提案

工事 ①工期の設定【継続】

②建設ICTの導入状況【継続】

③受発注者間の情報の共有状況（工事）【継続】

※工事書類の統一化（34様式41種類）と連携した整備が効果的と思慮

⇒工事書類の標準化の取組参考

※工事書類の簡素化も一緒に促すことが効果的と思慮

⇒土木工事電子書類スリム化ガイド（中部Version）参考

業務 ④受発注者間の情報の共有状況（業務）【新規】

①は生産性の向上というキーワードではなく、全国統一指標になっている週休2日工事の実施状況を把握するために継続とする。

工事

運用指針（R2～R6）		自己評価指標	
必ず実施すべき事項	予定価格の適正な設定	①	最新の積算基準の適用状況等
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底	②	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
	施工時期の平準化	③	平準化率
	適正な工期設定	④	適正な工期設定
		⑤	週休2日制工事の実施状況
実施に努める事項	適切な設計変更	⑥	設計変更ガイドラインの策定・活用状況等
	ICTを活用した生産性向上	⑦	建設ICTの導入状況
		⑧	受発注者間の工事情報の共有状況
	入札契約方式の選定・活用	⑨	総合評価落札方式の導入状況

- 中部独自

※各機関について概ね達成のため、指標として設定しない
- 全国統一
- 全国統一
- 中部独自

継続 ※各機関について概ね達成しているが、週休2日制工事を推進する前提のためにこの指標は必要
- 全国統一
- 中部独自

※各機関について概ね達成のため、指標として設定しない
- 中部独自

継続
- 中部独自

継続
- 中部独自

※各機関について概ね達成のため、指標として設定しない



運用指針（R7～）		自己評価指標	
必ず実施すべき事項	適正な工期設定	①	適正な工期設定
	適正な工期設定	②	週休2日制工事の実施状況
	施工時期の平準化【内容充実】	③	平準化率
	低入札価格調査制度の基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	④	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
実施に努める事項	情報通信技術を活用した生産性向上【内容充実】	⑤	建設ICTの導入状況
		⑥	受発注者間の工事情報の共有状況

- 中部独自
- 全国統一
- 全国統一
- 全国統一
- 中部独自
- 中部独自

業務

運用指針（R2～R6）		自己評価指標	
必ず実施すべき事項	予定価格の適正な設定	①	最新の積算基準の適用状況等
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底	②	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
	履行期間の平準化	③	平準化率
	適正な履行期間の設定	④	適正な履行期間の設定
	適切な設計変更	⑤	設計変更ガイドラインの策定・活用状況
める実施に努める事項	入札契約方式の選択・活用	⑥	総合評価落札方式の導入状況

中部独自

※各機関について概ね達成のため、指標として設定しない

全国統一

全国統一

中部独自

※中部ブロック発注者協議会として体制が構築済みのため指標の設定はしない

中部独自

※中部ブロック発注者協議会として体制が構築済みのため指標の設定はしない

中部独自

※中部ブロック発注者協議会として体制が構築済みのため指標の設定はしない



運用指針（R7～）		自己評価指標	
必ず実施すべき事項	履行期間の平準化【内容充実】	①	平準化率
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	②	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
める実施に努める事項	情報通信技術を活用した生産性向上	③	受発注者間の情報の共有状況

全国統一

全国統一

中部独自

新規

工事

運用指針	指標の設定 <●：旧指標（～R6）>		備考
		設定案	
①地域の実情等を踏まえた発注【内容充実】	—		
②予定価格の適正な設定	●最新の積算基準の適用状況等		各機関について概ね達成のため、指標として設定しない
③歩切りの根絶	—		
④適正な工期設定	●適正な工期設定	○	継続
	●週休2日制工事の実施状況	全国統一	指標は、公告時の設定から実際の達成状況に変更
⑤施工時期の平準化【内容充実】	●平準化率	全国統一	指標は、閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカットに変更
⑥低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	●低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定	全国統一	
⑦適切な設計変更	●設計変更ガイドラインの策定・活用状況等		各機関について概ね達成のため、指標として設定しない
⑧スライド条項の設定等【新】			
①情報通信技術を活用した生産性向上【内容充実】	●建設ICTの導入状況	○	継続
	●受発注者間の工事情報の共有状況	○	継続
②「総合的に価値の最も高い資材等」の活用【新】	●総合評価落札方式の導入状況		各機関について概ね達成のため、指標として設定しない
③工事中の施工状況の確認	—		
④週休2日の質の向上【新】			
⑤受注者との情報共有、協議の迅速化【内容充実】	—		
⑥維持管理を広域的に行う連携体制の構築【新】			
⑦参加者確認型随意契約方式の活用【新】			

必ず実施すべき事項

実施に努める事項

業務

運用指針	指標の設定 ＜●：旧指標（～R6）＞		備考
		設定案	
①地域の実情等を踏まえた発注【内容充実】	—		
②予定価格の適正な設定	●最新の積算基準の適用状況等		各機関について概ね達成のため、指標として設定しない
③適正な履行期間の設定	●適正な履行期間設定		発注者協議会で構築済のため、指標として設定しない
④履行期間の平準化【内容充実】	●平準化率	全国統一	
⑤低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	●低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定	全国統一	調査対象範囲が、県・市町村に変更
⑥適正な設計変更	●設計変更ガイドラインの策定・活用状況等		発注者協議会で構築済のため、指標として設定しない
①情報通信技術を活用した生産性向上	受発注者間の情報の共有状況（ASP等）	○	新規
②プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用	●総合評価落札方式の導入状況		発注者協議会で構築済のため、指標として設定しない
③履行状況の確認	—		
④受注者との情報共有、協議の迅速化【内容充実】	—		
⑤参加者確認型随意契約方式の活用【新】			

- 必ず実施すべき事項
- 実施に努める事項

指標分類		中部ブロック方針	目標値（R11）
工事	《指標①》 適正な工期設定 工期の設定基準を整備した組織数/ 中部ブロック組織数	週休2日制工事の質の向上を図るため、工期の設定基準の策定状況を確認する。	R11年度までに中部ブロックにおける 設定基準整備率（中部ブロック単位）100%を目指す。
	《指標②》 建設ICTの導入状況 要領等を整備した組織数/中部ブロック組織数	施工効率及び品質向上を図るとともに、省人化と安全性の向上を図るため、要領を整備し、建設ICT（情報化施工）を推進する。	R11年度までに中部ブロックにおける 要領整備率（中部ブロック単位）100%を目指す。
	《指標③》 受発注者間の工事情報の共有状況 要領等を整備した組織数/中部ブロック組織数	現場における生産性の向上（時間外労働規制への対応）と工事目的物の品質確保を図るため、受発注者間の工事情報を共有（ASP等の活用）を推進する。	R11年度までに中部ブロックにおける 要領整備率（中部ブロック単位）100%を目指す。
	《指標④》 受発注者間の情報の共有状況 要領等を整備した組織数/中部ブロック組織数	現場における生産性の向上（時間外労働規制への対応）と工事目的物の品質確保を図るため、受発注者間の設計情報を共有（ASP等の活用）を推進する。	R11年度までに中部ブロックにおける 要領整備率（中部ブロック単位）100%を目指す。

指標ではないが、次の2項目の取組状況を把握する

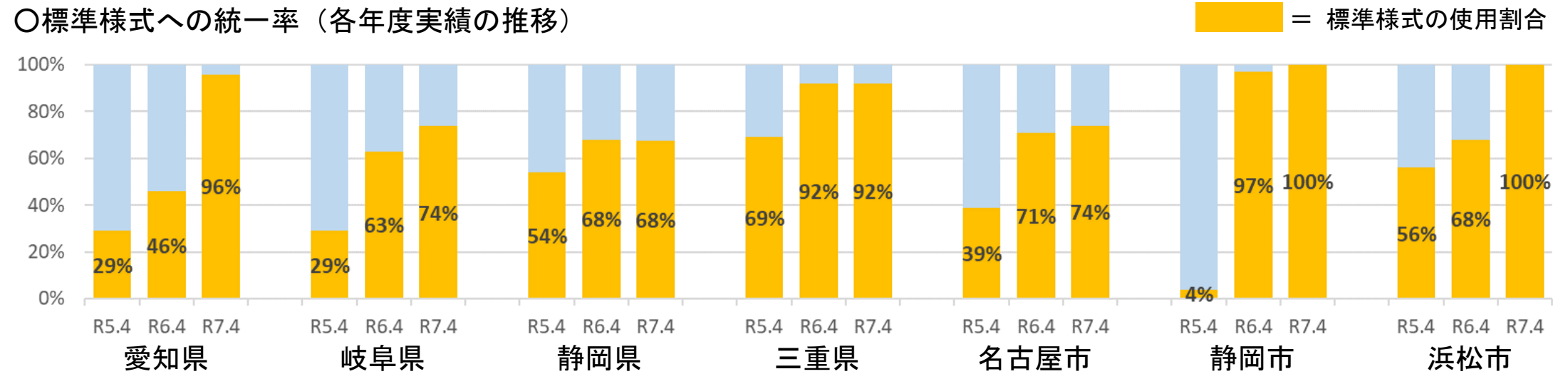
工事	《取組状況把握》 工事書類の統一化 工事書類を統一化した組織数/ 中部ブロックの地方公共団体組織数	書類作成時間の削減に向け、土木分野において工事書類の統一化を推進する。	R11年度までに中部ブロック地方公共団体における統一化100%を目指す。
	《取組状況把握》 工事書類の簡素化 工事書類を簡素化した組織数/ 中部ブロックの地方公共団体組織数	書類作成時間の削減に向け、土木工事電子書類スリム化ガイド（中部Version）を参考にして、スリム化（簡素化）することを推進する。	R11年度までに中部ブロック地方公共団体における簡素化100%を目指す。

- 工事書類は、国交省、県、政令市の発注者ごとに様式が異なり、受注者の書類作成業務を煩雑にする要因の一つとなっている。
- 工事書類を標準化し、受注者の業務効率化を図るため、令和4年度に、県、政令市の工事書類と国総研がまとめた標準様式との突き合わせを完了。
- 令和7年度において共通仕様書等の様式について、概ね使用可となった。
- 今後も政令市・県の進捗状況を確認し、調整を進める。

○標準様式：34様式 41書類

令和7年4月時点

	愛知県	岐阜県	静岡県	三重県	名古屋市	静岡市	浜松市	摘要
標準様式使用可 (使用予定含む)	23	14	25	34	17	38	28	主に共通仕様書等に用いる様式 等
標準様式使用不可	1	5	12	3	6	0	0	約款で規定されている様式や全部局で統一的使用している様式 等(規定されていない様式を含む)
該当する様式なし	17	22	4	4	18	3	13	

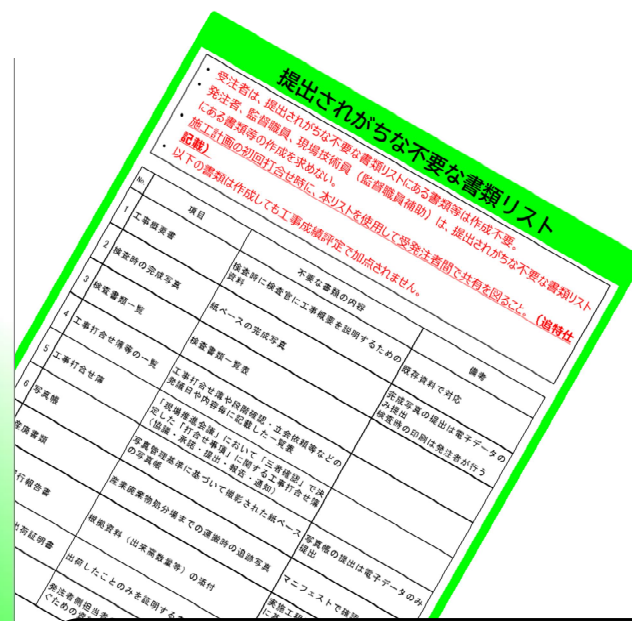
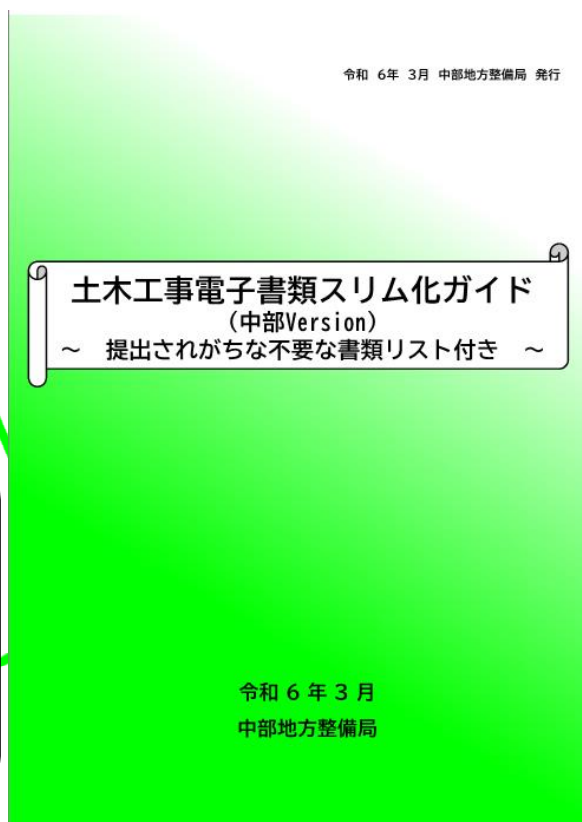
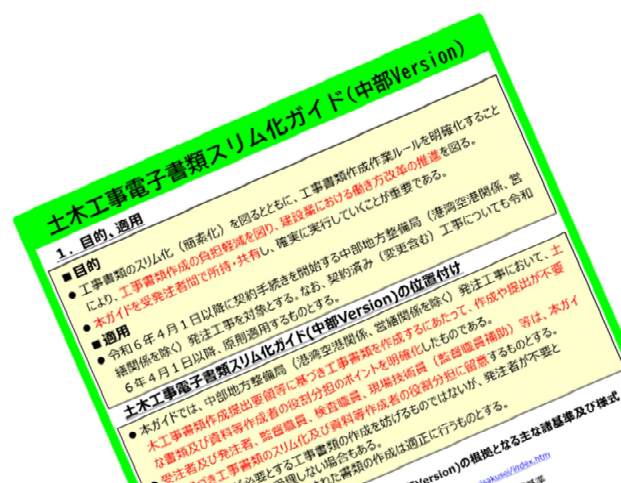


注：「該当する様式なし」を除く書類数を分母として算出 40

建設業における働き方改革を推進しており、その一環として、工事書類のスリム化(簡素化)を図るとともに工事書類作成作業ルールを明確化することにより、受注者の工事書類作成に要する時間を短縮するため、『土木工事電子書類スリム化ガイド(中部Version)』を作成しました。

受発注者間で所持・共有し、円滑な工事施工に向けた受発注者間のコミュニケーションを図っていきます。巻末の「提出されがちな不要な書類リスト」は、作成不要な工事書類をリストとしてとりまとめ、掲載しています。

令和7年度も引き続き、説明会や各種会議で周知するとともに、令和6年度に実施したアンケート調査結果を踏まえフォローアップを図っていきます。



●適用

- 中部地方整備局(港湾空港関係、営繕関係を除く)発注工事
- 令和6年4月1日以降に契約手続きを開始する発注工事
- 契約済み工事(変更含む)についても令和6年4月1日以降、原則適用

●「提出されがちな不要な書類リスト」

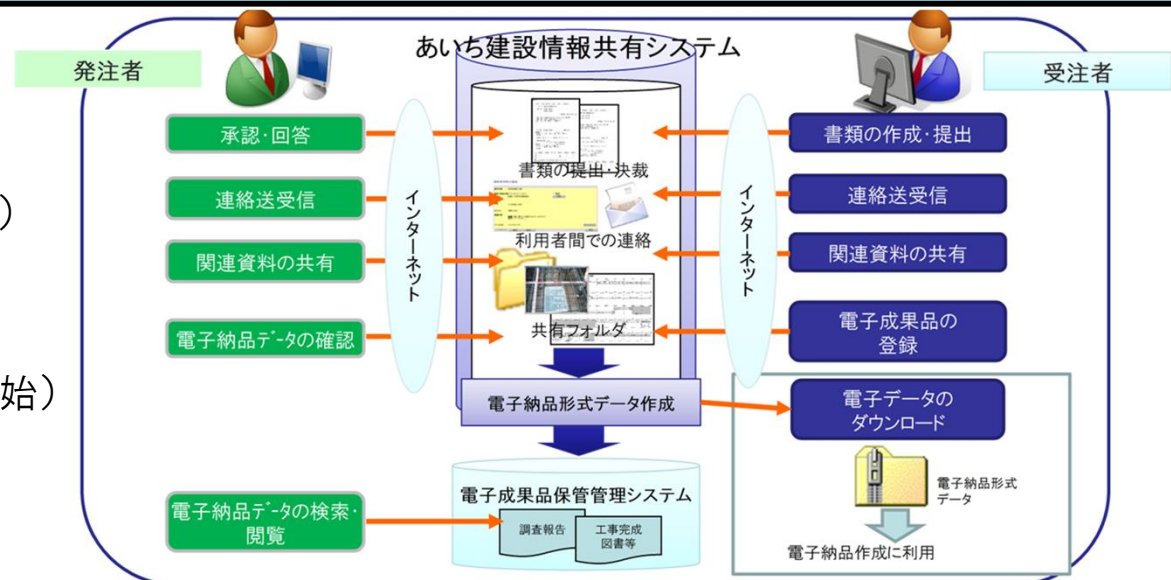
- 施工計画の初回打合せ時に、本リストを使用して受発注者間で共有を図ることとしています。

【愛知県の取組】①発注機関として生産性をあげるための取組

あいち建設情報共有システム

■取組経緯

- 【土木】 令和2年度から本格運用を開始
(令和2年1月から一部工事で運用開始)
- 【建築】 令和7年度から本格運用を開始
(令和2年7月から受注者希望で運用開始)
- 【農林】 令和4年度から本格運用を開始
- 【企業庁】 令和3年度から本格運用を開始



▲システム体系図

■対象工事

工事を所管する局	利用対象工事
建設局及び都市・交通局	令和2年4月以降に契約するすべての工事
建築局	令和7年4月以降に契約するすべての工事 令和7年3月までに契約する工事のうち、契約図書等で指定された工事
農業水産局及び農林基盤局	令和4年4月以降に契約するすべての工事
企業庁	令和3年4月以降に契約するすべての工事

あいち建設情報共有システム

■普及促進

① 説明会

【対象】

県内市町村関係職員

【会議】

愛知県公共事業発注者協議会

あいち土木技術・電算連絡協議会

② 個別訪問説明

【対象】 未導入の市町村

【実績】 R6 : 47/54自治体で導入 [87%]

2025/1/1 Debut! (予定)

あいち建設情報共有システム

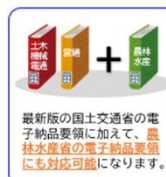
が全面リニューアルします

現在、当協会では、これまでの利用者様からのご意見を踏まえて、**より使いやすく、生産性を向上できるように**、全面リニューアルした**あいち建設情報共有システム**をご提供するための準備を進めています。



全面リニューアルは、ここが強い！

システム改良後は以下の機能を備え、使いやすく、効率的に仕事が可能となります。



全面リニューアルに向けた予定



公益財団法人
愛知県都市整備協会
応援します 新たな情報の出会い！

情報共有システムに関するお問い合わせ先
まちづくり事業部建設技術課 建設技術グループ
電話 052-756-2114 E-Mail kensetsukai@ich-i-toshi.or.jp

あいち電子成果品保管管理システムで、**経済的に、効率的な業務を目指しませんか。**

経済的にシステム導入

①初期投資不要



②システム維持費もコスト削減



③導入が増えるほどより経済的に



効率的な業務実現

①成果品受取り不要



②成果品検索・DLはパソコン一台で！



③協会独自の職員支援サービス



公益財団法人
愛知県都市整備協会

▲リーフレット

Point

県と市が 同じシステム を利用することで、
請負業者は発注者ごとにシステム操作を覚える
手間を軽減でき、生産性向上につながる。



2. 三重県の取組（三重県建設産業活性化プラン2024）

労働環境の改善

【②-1】施工管理の社内分業化の支援

取組目標：説明会の開催回数 目標：1回 実績：1回

現場とバックオフィスの業務連携に向けた仕組みづくりをサポート（コンサルティング）

長時間労働の削減に！参加企業募集

令和6年度

バックオフィス業務説明会・経営者セミナー

参加費：無料

●建設現場とオフィスをつなぐ新たな職域、バックオフィス業務に関する説明会・セミナーを実施します。バックオフィス業務は技術者（現場代理人等）の負担を軽減し、長時間労働の削減に寄与する取組の一つです。ぜひご参加ください。

1 バックオフィス業務説明会

日時・場所
令和7年2月13日(木) 9:30～11:00 三重県伊勢庁舎 4F 402会議室（伊勢市勢田町628番地2）
令和7年2月13日(木) 14:00～15:30 三重県尾鷲庁舎 5F 大会議室（尾鷲市坂西町1番1号）
令和7年2月14日(金) 10:00～11:30 JA三重ビル 5F大会議室（津市栄町1丁目960）
令和7年2月14日(金) 14:30～16:00 三重県四日市庁舎 6F 大会議室（四日市市新正4-21-5）
【各回受付 最大60名まで】

主な内容：バックオフィス業務に関する概要、現場とオフィスの業務連携の必要性等
対象者：建設企業の経営者、技術者、建設ディレクター等
申し込み：二次元バーコードまたは以下のアドレスからお申込み下さい。二次元バーコードを読み込めない場合など、ご不明な点は、お問い合わせ先にご連絡ください。
<https://logoform.jp/f/cX0aP>
締切日：令和7年2月6日（木）

2 バックオフィス経営者セミナー

日時：令和7年2月28日（金）14:00～16:30（受付 最大60名まで）
場所：三重県勤労者福祉会館 6階研修室（三重県津市栄町1丁目891番地）
主な内容：バックオフィスの実例などから、社内体制の整備手法、適切な組織マネジメント等の課題を示し、バックオフィスに関する理解を深める。
対象者：バックオフィス業務説明会を受講した建設企業の経営者の方
申し込み：二次元バーコードまたは以下のアドレスからお申込み下さい。二次元バーコードを読み込めない場合など、ご不明な点は、お問い合わせ先にご連絡ください。
<https://logoform.jp/f/SbnYv>
締切日：令和7年2月20日（木）

お問合せ先
三重県 県土整備部 技術管理課 技術管理・DX推進班
TEL 059-224-2918 E-mail gijyutsu@pref.mie.lg.jp
（受託者）一般社団法人 建設ディレクター協会

活性化プラン2024

R6年度説明会・セミナー募集案内



バックオフィス業務説明会開催状況（津会場）



バックオフィス経営者向けセミナー

【主な意見】

- ・バックオフィスによる分業化を自社に取り入れていきたい
- ・労働局の助成金を積極的に活用し研修等を受けていきたい
- ・新規社員を採用するか既存の社員を活用するか検討していきたい

令和6年度【導入編】

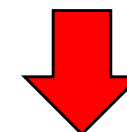
STEP1 バックオフィス説明会

- バックオフィス業務を紹介し、建設業の方に広く知ってもらうことを目的とする

STEP2 経営者向けセミナー

- 一般的な事例から社内体制の整備手法などの経営支援を目的とする
- 一般経営者の疑問に対して、その場で助言・指導を行う

説明会の継続
（導入企業増大）



セミナー高度化
（分業化の促進）

令和7年度（新）【活用編】

STEP1 バックオフィス説明会

STEP2 経営者向けセミナー

STEP3 技術者向けセミナー【新規】

- 業務連携のチームマネジメント（意識改革等）
- 作業所勤務と支援部門の連携の重要性
- 技術者とバックオフィス人材の業務整理

効果
検証

- バックオフィス業務説明会を受講した複数の企業よりバックオフィスによる分業化を進めたいとの前向きな意見があった。
- バックオフィスの導入を促進していくためには、企業にバックオフィスの考え方・取り組み方を周知していく必要がある。
- 経営者向けセミナーの内容を、実践企業の事例をレクチャーするなど、より高度なものにしていく必要がある。

事例22 (1/4)

現場ICT

機能配置

スペース確保

BO系システム

建設ディレクターおよびICT活用による 書類管理業務・現場管理業務の効率化を図る取組 【株式会社愛亀（本社：愛媛県松山市）】

参考対象範囲/キーワード

工事内容	国道舗装修繕工事
課題感	事務作業（書類作成・送付等）に多大な時間を割いており、長時間労働が発生している。
ツール	特になし

取組の背景

- 現場における書類作成の作業量が膨大であり、付随してメールでの書類共有・紙媒体での書類授受等の事務作業も発生している。
 - 各種事務作業：工事着手までの発注者との打合せ資料作成、関係各所への提出書類作成、施工中の写真管理、マニフェスト他各種管理資料整理、施工後の完成書類作成 等

導入施策

「TEAM SWITCH」プログラムの活用

- 建設ディレクターを配置し、書類作成等をバックオフィスから支援する。
 - （一社）建設ディレクター協会が提供するディレクター導入プログラムである「TEAM SWITCH」を活用

期待される効果

業務移管による現場技術者の労働時間削減

- 建設ディレクターへのノンコア業務の移管により、現場技術者がコア業務に専念でき、労働時間の削減が見込める。

実施体制

- （株）愛亀（元請）
 - 担当者（現場代理人・主任技術者）2名：事務業務等のノンコア業務の建設ディレクターへの移管～効果測定
 - 建設ディレクター（現場未経験・若手職員）2名：書類作成、写真整理、マニフェスト整理等のノンコア業務のサポート
 - 建設ディレクター指導者（現場技術者）1名：上記建設ディレクターへ移管する業務についての指導

具体的な取組の内容

取組前	課題	現場技術者の長時間労働の発生 - 現場における書類作成やそれに付随する事務作業（書類送付等）の作業量が膨大であるため、現場技術者の長時間労働に繋がっている。 - 各種事務作業：工事着手までの発注者との打合せ資料作成、関係各所への提出書類作成、施工中の写真管理、マニフェスト他各種管理資料整理、施工後の完成書類作成 等
	対応策	建設ディレクターの配置 - 社内にて配置した建設ディレクターが現場のノンコア業務を担当し、書類作成等をバックオフィスから支援する。（写真） - その際、（一社）建設ディレクター協会が提供するディレクター導入プログラムである「TEAM SWITCH」を活用し、ディレクターへの移管業務選定・移管計画の策定・移管後のフォロー等の支援を受けつつ施策を推進する。 - 同時にマニフェストの電子化も行うことで、効率化効果のさらなる拡大を目指す。



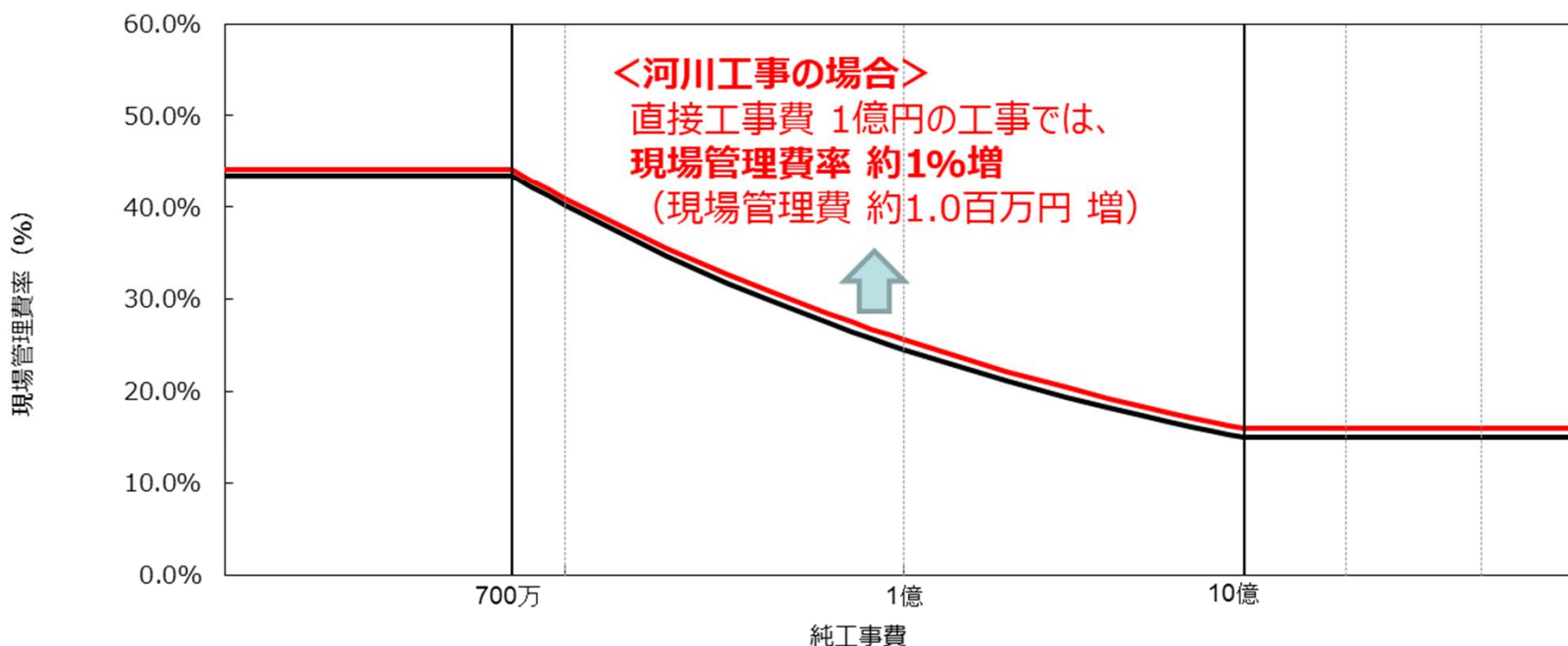
写真：
ディレクターの作業風景

取組の効果

取組後	労働時間削減効果	現場技術者の平均時間外労働時間の削減 - 監理技術者：約40時間（/月平均）の削減 - 現場代理人：約18時間（/月平均）の削減 ※直近2年間の同種工事（工期/工種/施工ボリューム/配置人員が同等）と比較 工期短縮 - 従来比で約2週間の工程短縮 - 完成検査後の書類整理（完結処理）について、従来検査後に行っていたものを、ディレクター配置により検査日当日に完了できたため
	その他の効果	建設ディレクターの認知度・重要性の周知 - 本事業を通じて建設ディレクターの認知度・地位向上、及びディレクター本人のモチベーション向上を実現 - 現状でディレクター導入2年目であり、生産性向上の実現が未知数である中、本事業にて定量的な効果・実績を得られたこと大きいと思慮

- 最新の実態を踏まえ、書類作成の経費や下請けの本社経費などによる現場管理費の増加を反映

現場管理費率の改定イメージ



【現行】

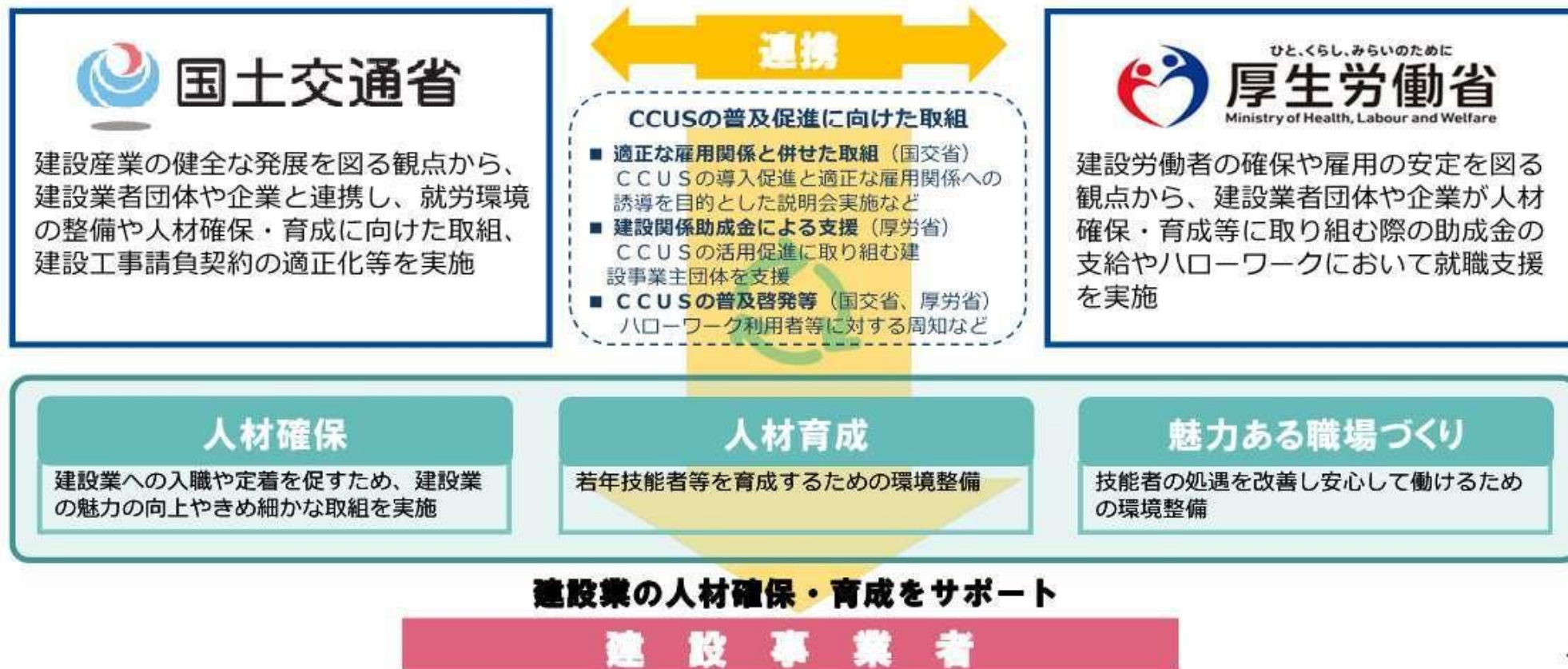
700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
43.43%	$1,276.7 \times Np^{-0.2145}$	14.98%

【改定】

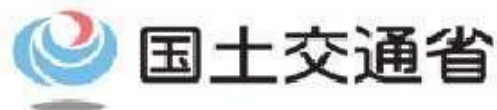
700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
44.05%	$1,118.2 \times Np^{-0.2052}$	15.91%

建設業の人材確保・育成に向けて（令和7年度予算概算要求の概要）別添

- ◆ 建設業の技能者のうち、**60歳以上の割合が約4分の1を占める一方、29歳以下は全体の約12%となっている。**建設業が引き続き「地域の守り手」として役割を果たしていくためには、将来の建設業を支える担い手の確保が急務となっている。**特に若者や女性の建設業への入職や定着の促進などに重点を置きつつ、担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上を一体として進める**ことにより、中長期的に人材確保・育成を進めていくことが重要である。
- ◆ 国土交通省と厚生労働省は、業界団体が技能者の処遇改善や技能の研鑽を目指し推進する「建設キャリアアップシステム（CCUS）」の活用促進など、引き続き、両省で連携して建設業の人材の確保・育成に向けた取組を進めていくこととしており、令和7年度予算概算要求において所要の措置を講じる。



国土交通省と厚生労働省の令和7年度予算概算要求の概要



※◆は建設業に特化した支援

人材確保

◆ 働き方改革等による建設業の魅力向上

適正な工期設定等による働き方改革の推進
建設技術者の働き方改革の推進
建設業の生産性向上の促進
地方の入札契約改善推進事業
建設業における技能者の適正な雇用関係の促進
建設職人の安全・健康の確保の推進
建設産業の担い手確保に向けた女性・若者の入職・定着の促進

3億円

◆ 建設事業主等に対する助成金による支援

69億円

◆ 「つなぐ」化事業の実施

29百万円

◇ ハローワークにおける人材不足分野のマッチング支援

50億円

◇ 高校生に対する地元における職業の理解の促進支援

19百万円

人材育成

◆ 働き方改革等による建設業の魅力向上 (再掲)

3億円

◇ 暮らし維持のための安定的な住宅生産・維持管理事業

300億円の内数

◆ 中小建設事業主等への支援

4.9億円

◆ 建設分野におけるハロートレーニング(職業訓練)の実施

1.3億円

◇ ものづくりマイスター制度による若年技能者への実技指導

24億円

◆ 建設事業主等に対する助成金による支援 (再掲)

69億円

魅力ある職場づくりの推進

◆ 働き方改革等による建設業の魅力向上 (再掲)

3億円

◇ 働き方改革推進支援助成金による支援

70億円

◇ 働き方改革推進支援センターによる支援

30億円

◆ 雇用管理責任者等に対する研修の実施

82百万円

◆ 「つなぐ」化事業の実施 (再掲)

29百万円

◆ 建設業の一人親方等の安全衛生対策支援事業

1.1億円

◆ 中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業の実施

95百万円

◇ 労災保険特別加入制度の周知広報等事業の実施

30百万円

◆ 墜落・転落災害等防止対策推進事業

87百万円

◆ 建設事業主等に対する助成金による支援 (再掲)

69億円



今求められる 建設工事の効率化による 働き方改革の実現とは

働き方改革の実現に向けた
効率的な建設工事の促進事業

取り組み事例

現場 ICT

デジタルデータの
活用で業務全体を
効率化する



機能配置の見直し

遠隔サポートにより
工数を大幅削減



スペース確保

現場外に作業場を
確保することによる
作業時間および
運搬の効率化



バックオフィスシステム

書類管理業務の
削減による負担削減



事業概要

建設業者は、社会資本の担い手であり、災害時には地域社会の安全を守る重要な役割を果たしています。しかし、若い世代の入職が進まず、就業者の減少が続いています。建設業が魅力ある産業であり続けるためには、働き方改革や生産性向上の実現が必須です。また、令和6年4月から罰則付き時間外労働上限規制が適用され、建設工事現場の効率化も必要です。国土交通省では効率的な建設工事の実現に向けた取り組みを実施し、その成果を事例集として取りまとめました。事例の詳細はWEBサイトをご覧ください。



モデル事業の詳解はこちら

補助金ガイドブック

本事例集に掲載している取組の横展開を目的として、建設企業が活用可能な補助金・助成金を以下にまとめました。詳細は各サイトをご確認ください。

補助金名	省庁	補助対象	補助上限額	受付期間	URL
中小企業省力化投資補助金	中小企業庁	・カタログに掲載の製品カテゴリ - 清掃ロボット - 測量機(自動視準・自動追尾機能付き高機能トータルステーション) - バランス装置 - 地上型3Dレーザースキャナー - GNSS測量機(RTK) - マシンコントロール・マシンガイダンス機能付ショベル - シンダーコンクリート解体機 - チルトローテータ付ショベル - 建設現場作業ロボット(鉄筋組立作業ロボット)等	200万円 ～1,000万円 ※従業員数によって変動	随時受付	
	一般型	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費等	750万円 ～8,000万円 ※従業員数によって変動	第1回公募 (25年3月19日～31日)	
人材開発支援助成金	厚生労働省	(人材育成支援コース) ・職務に関連した知識や技能を習得させるための10時間以上のOFF-JTによる訓練(事業展開等リスクリング支援コース) ・事業展開やDX等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	1人あたり15万円 ※人材育成支援コース・訓練時間数100時間未満・中小企業の場合 ※訓練時間数・企業規模により限度額変動あり	訓練開始日の1か月前まで	
IT導入補助金	中小企業庁	・ソフトウェア購入費、クラウド利用料、導入関連費 等	150万円 ～450万円	第1回公募 (25年3月31日～5月13日)	
人材確保等支援助成金(テレワークコース)	厚生労働省	就業規則等の整備のほか、外部専門家によるコンサルティング、労務管理担当者向けの研修など、テレワーク勤務を可能とする取組	① 制度導入助成20万円 ② 目標達成助成10万円(賃金要件を達成した場合、15万円)	① 制度導入助成、② 目標達成助成いずれもそれぞれの評価期間(テレワーク勤務に係る実績を評価する期間)の末日の翌日から2か月以内	

■土木施工管理技士会連合会では、建設業に携わる技士会会員の皆様が日頃感じていることを調査・把握し、今後の活動の基礎資料とするため技士会会員にアンケート調査を平成15年度から3年毎に実施。

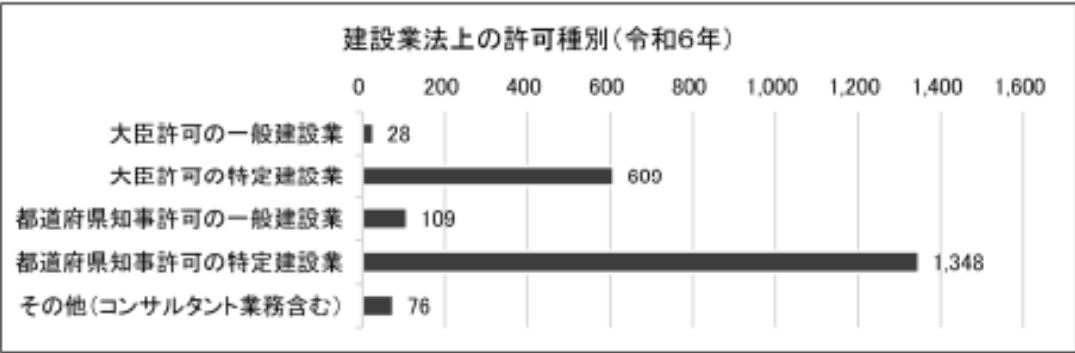
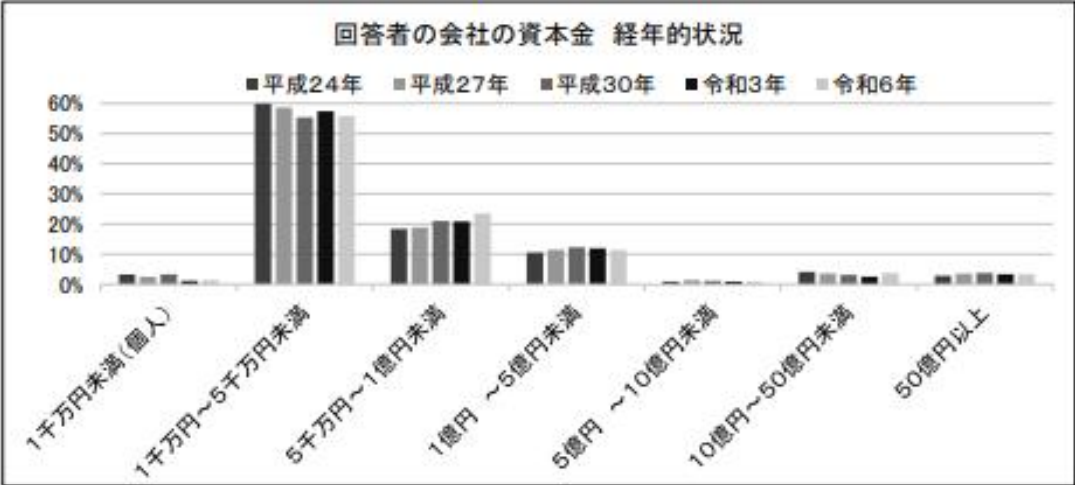
■令和6年度に8回目のアンケート調査を実施し「令和6年度土木施工管理技士アンケート結果 ～現場技術者の声～」としてとりまとめ。

令和6年度（2024）
土木施工管理技士アンケート結果
～現場技術者の声～

令和7年1月
一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会

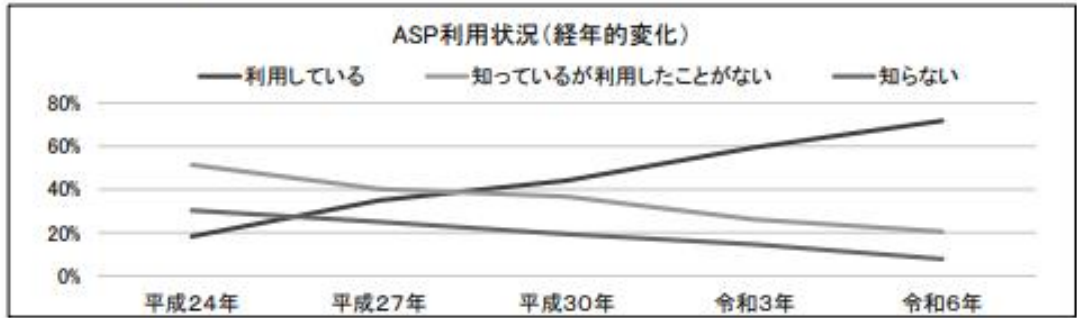
調査対象

全国の技士会会員のうち都道府県等技士会毎に会員の約5%の会員を調査対象者とした。ただし、5%の会員数が50人に満たない場合は50人、100人を超える場合は、100人とした。全国技士会会員約113千人のうち4,190人を調査対象者とした。



【問24】ASP(施工情報共有システム)の利用状況

ASPの利用状況	令和6年		令和3年		平成30年		平成27年		平成24年	
利用している	1,557	72%	1,221	59%	941	44%	873	35%	657	18%
知っているが利用したことがない	444	20%	536	26%	782	37%	1,005	40%	1,849	51%
知らない	169	8%	299	15%	411	19%	625	25%	1,090	30%
合 計	2,170	100%	2,056	100%	2,134	100%	2,503	100%	3,596	100%



【問24-1】「1. 利用している」を選択された方に伺います。ASPを利用した工事の発注者を下記よりお選びください。(複数選択可)

ASPを利用している工事発注者	令和6年	
国	728	47%
都道府県政令市	764	49%
市町村	33	2%
公共機関	25	2%
その他	7	0%
合 計	1,557	100%

市町村発注の工事でASPの利用は低い

【問24-2】ASPを利用した感想をお聞かせください。

ASPを利用した感想	令和6年	
とても良い	1,148	83%
改善すべき点がある	229	16%
負担が増え必要と思わない	11	1%
よくわからない	169	12%
合 計	1,388	100%

ASPを利用したことがある人から好感触

【問26】 貴方の会社では、どのようなインフラ分野におけるDXの取組を行っていますか。(複数選択可)

DXの取組内容	令和6年	
3次元設計データを活用した施工管理	910	42%
ドローンやスマホを用いた現場測量・出来形把握	826	38%
ICT施工や遠隔操作による施工の実施	939	43%
段階確認時等のリモートによる遠隔臨場	857	39%
その他(自由記入)	48	2%
DXの取組は行っていない	457	21%
アンケート回答者数	2,170	

※アンケート回答者数に対する割合

【問26-2-1】「2. ドローンやスマホを用いた現場測量・出来形把握」を選んだ方に伺います。どのような作業を行いましたか。(複数選択可)

ドローンやスマホを用いた現場測量・出来形把握の作業内容	令和6年	
ドローンによる現場測量	688	83%
スマホによる現場測量	186	23%
ドローンによる構造物の出来形把握	168	20%
その他(自由記入)	18	2%
「2. ドローンやスマホを用いた現場測量・出来形把握」を選んだ人数	826	

※「2. ドローンやスマホを用いた現場測量・出来形把握」を選んだ人数に対する割合

その他の意見(一部抜粋)

スマホによる現場管理(写真管理、出来形管理)
ドローンによる定期写真 杭ナビ等を使用してスマホで現場測量等
ドローンやスマホによる写真管理
レーザースキャナによる出来形管理
地上型レーザースキャナを用いた測量

【問26-2-2】 ドローンやスマホを用いた現場測量・出来形把握に効果はありましたか。

ドローンやスマホを用いた現場測量・出来形把握の効果の有無	令和6年	
大変効果があった	250	30%
効果があった	499	60%
どちらともいえない	72	9%
効果がなかった	5	1%
「2. ドローンやスマホを用いた現場測量・出来形把握」を選んだ人数	826	100%

【問26-2-3】「1. 大変効果があった」「2. 効果があった」を選んだ方に伺います。どのような効果がありましたか。(複数選択可)

ドローンやスマホを用いた現場測量・出来形把握の効果の内容	令和6年	
データ処理にかかる時間が減った	214	29%
少ない人数でデータ処理ができた	388	52%
施工管理がしやすくなった	419	56%
工事関係書類の作成量が減った	115	15%
その他(自由記入)	17	2%
「1. 大変効果があった」「2. 効果があった」を選んだ人数	749	

※「1. 大変効果があった」「2. 効果があった」を選んだ人数に対する割合

その他の意見(一部抜粋)

より詳細な測量データを取得できるようになった。
一人で測量ができる。また、測点以外の任意点でも位置や高さをすぐ確認できる所が良い。
平均断面法では実際の土量が把握できないが、点群データによる測量により土量が正確に測定できた。
測量に係る手間が大きく省けた。
管理業務はしていないのでわからない
出来形・数量計算等には効果があったが、データ処理・作成には時間を要した。
危険な作業が低減した
市役所においては、まだ対応していただけない
新たな人材の活躍できる場が広がった
施工箇所の状態を把握できるので、安全・工程・ヤード等の計画や管理が可能になった。
発注者への説明・理解度が高まった
複雑な形状の出来形の測定がスムーズに実施出来ました。
計測にあたり特殊技術が不要であり、計測自体に要する時間を短縮できた。
電算処理が可能になった。
面管理することで定点(測点)以外の場所の地形も把握することができた。
高所の概算寸法計測で活用したが、足場を組む必要がなく、工程・原価・安全性の面で効果が得られた。

効果があると感じた人は90%

一人あたりの生産量が増加

【問26-3-1】 問26で「3. ICT施工や遠隔操作による施工の実施」を選んだ方に伺います。
どのような作業を実施しましたか。(複数選択可)

ICT施工や遠隔操作による施工の内容	令和6年	
ICT施工	910	97%
遠隔操作による施工	90	10%
その他(自由記入)	4	0%
「3. ICT施工や遠隔操作による施工の実施」を選んだ人数	939	

※「3. ICT施工や遠隔操作による施工の実施」を選んだ人数に対する割合

【問26-3-2】 ICT施工や遠隔操作による施工に効果はありましたか。

ICT施工や遠隔操作による施工の効果の有無	令和6年	
大変効果があった	269	29%
効果があった	557	59%
どちらともいえない	106	11%
効果がなかった	7	1%
「3. ICT施工や遠隔操作による施工の実施」を選んだ人数	939	100%

効果があると感じた人は88%

【問26-3-3】「1. 大変効果があった」「2. 効果があった」を選んだ方に伺います。どのような効果があったか選択してください。(複数選択可)

ICT施工や遠隔操作による施工の効果の内容	令和6年	
施工時間が減った	306	37%
少ない人工で施工できた	548	66%
出来高管理がしやすかった	433	52%
品質管理がしやすかった	119	14%
安全管理がしやすかった	126	15%
施工費の軽減が図れた	59	7%
工事関係書類の作成時間が減った	125	15%
その他(自由記入)	16	2%
「1. 大変効果があった」「2. 効果があった」を選んだ人数	826	

※「1. 大変効果があった」「2. 効果があった」を選んだ人数に対する割合

その他の意見(一部抜粋)

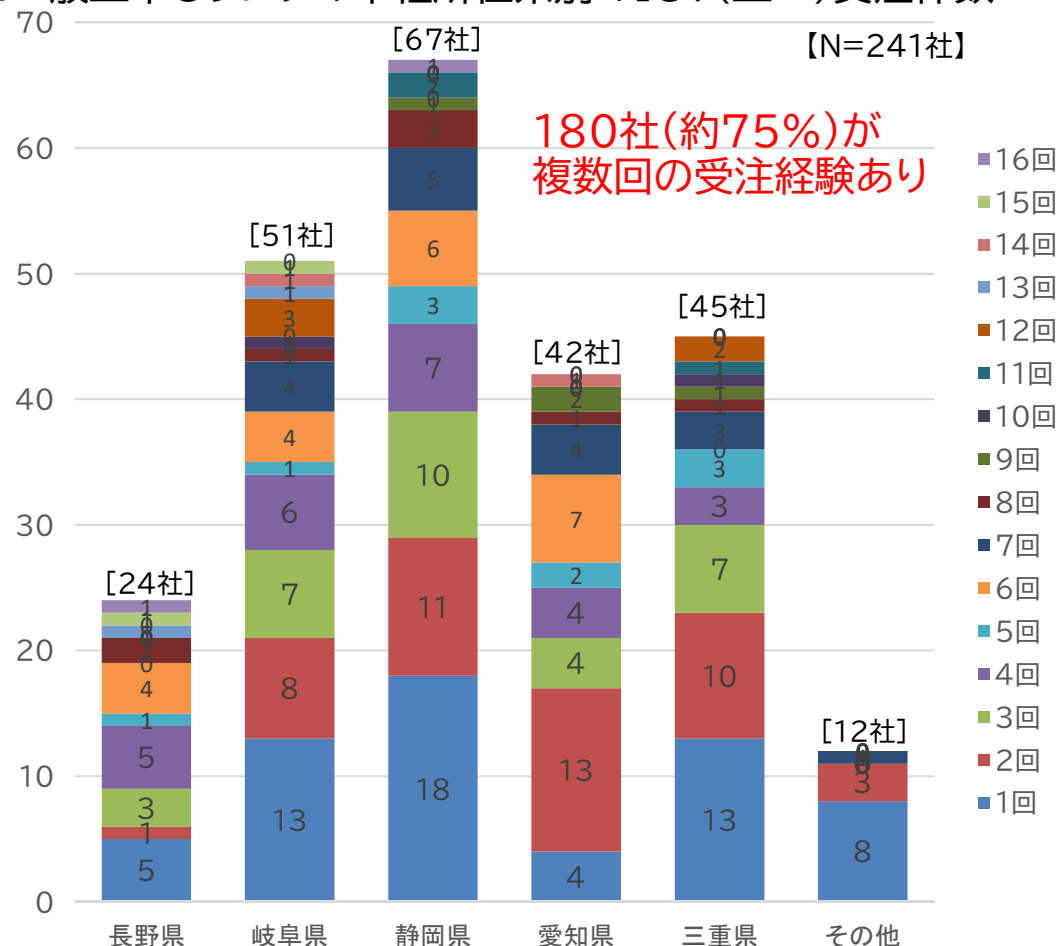
3次元設計データ作成の時間は必要になるが丁張を掛けない分、書類作成に充てられる時間が増えた。
新たな人材の活躍できる場が広がった。
法面を無丁張で管理でき、オペの腕にかかわらず出来栄も良いと思う。
熟練者でなくても施工が可能な部分が増える。
現場での施工管理が省力化できた。
現場員が丁張作業を行う時間が不要となったため昼間でも事務所で工事書類を作成する時間を確保できるようになった。
出来形の精度が向上した
施工管理(出来形管理)を効率化できた。

一人あたりの生産量が増加

一般土木CランクのICT土工の普及状況(中部地整)

- 「一般土木Cランクの本社所在県別のICT(土工)受注件数」では、241社中180社(約75%)が複数回の受注経験があり、ICT活用の定着が進んでいる。
- 中部地方整備局管内で、一般土木Cランク工事受注者の78%がICT(土工)の実績があり、平成29年度末と比較して、110社(25point)増加した。

■一般土木Cランクの本社所在県別のICT(土工)受注件数



どの県においても複数回経験の企業の割合が高く
ICT活用の定着が進んでいる

■一般土木CランクのICT(土工)普及率 [企業数]

H29年度末	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	中部地整全体
ICT(土工)受注者数	14	27	28	23	27	119
全工事受注者数	23	53	58	43	48	225
普及率	61%	51%	48%	53%	56%	53%

+25point

R5年度末	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	中部地整全体
ICT(土工)受注者数	24	51	67	42	45	229
全工事受注者数	33	70	73	50	66	292
普及率	73%	73%	92%	84%	68%	78%

※1:平成28年度から平成29年度末時点・令和元5年度末時点までの工事を対象。
 ※2:ICT(土工)受注者数・全工事受注者数ともに重複する受注者は除く。
 ※3:ICT(土工)受注者数の5県以外のその他の都道府県は除く。

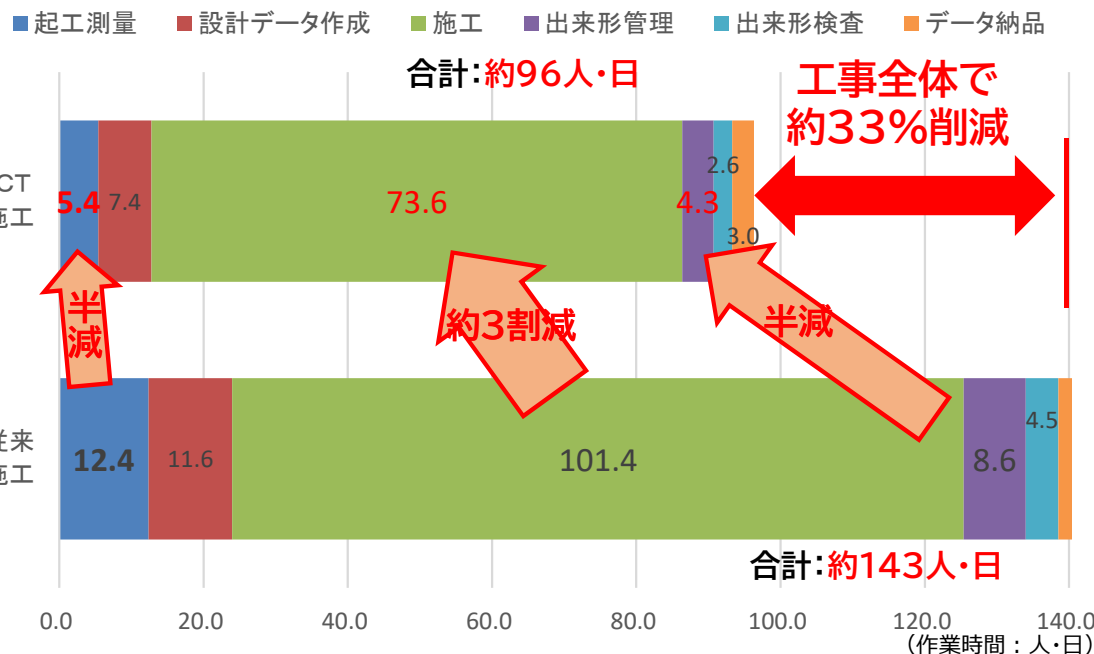
中部地整管内の一般土木Cランク企業の
ICT(土工)普及率は着実に伸びている

ICT(土工)活用工事の効果検証 (作業時間の削減効果)

- 中部地方整備局発注の直轄工事で、令和6年度末までに完成した工事の受注者から提出されたアンケート(N=521)を分析した結果、全国平均と同等の**約33%の削減効果**が発現。(平均土量:約12,700m³)
- 特に、「起工測量」「ICT建機による施工」「出来形管理」の作業時間(人・日)で、従来施工と比較して**作業時間の削減効果**が発現。
- 延べ作業時間の削減は、**施工した土量にかかわらず削減効果が発現**している。

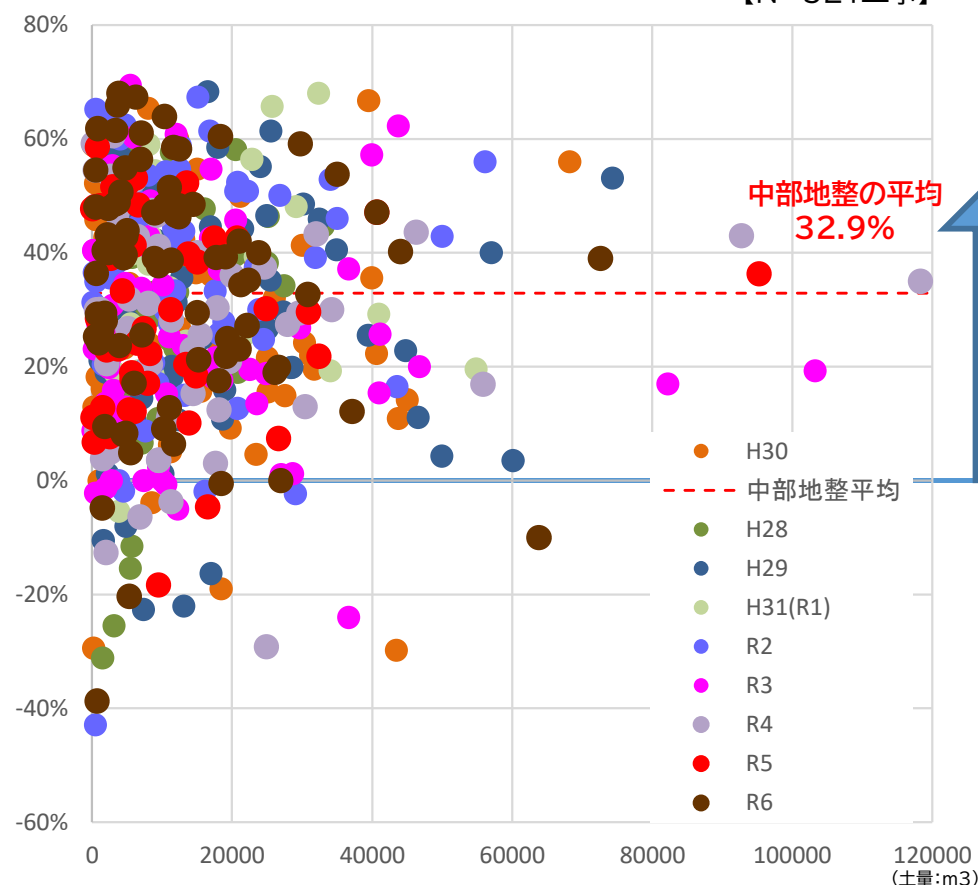
■土工に係る延べ作業時間 ※全工事(人・日)での比較

【N=521工事】



■土量別削減率の分布 ※全工事(人・日)での比較

【N=521工事】



※全国平均データは、平成31年3月1日に国土交通本省で開催された「ICT導入協議会(第7回)」資料-1より引用【N=126工事】
 ※従来施工は、同じ工事内容を実施した場合の各社の想定時間(人・日)
 ※起工測量
 ・ICT施工、従来施工とも基準点測量は除く。
 ※設計データ作成
 ・ICT施工は、3次元設計データの作成、起工測量との重ね合わせ作業を対象(追加・修正含む)
 ・従来施工は、起工測量結果の設計横断面上への図化及び丁張り設置のための準備計算作業を対象。

※施工
 ・ICT施工には、キャリブレーション及びローカライゼーション等を含む。
 ・従来施工には、丁張り設置を含む。
 ※出来形管理
 ・出来形計測及び出来形管理資料作成にかかる作業を対象。
 ※出来形検査
 ・実地検査にかかる作業を対象。
 ※データ納品
 ・成果品作成及び整理を含む作業を対象。

1工事当たりの延べ作業時間が
約33%削減(中部地整の平均)
(全国平均 約3割削減)

土量に関わらず作業時間の削減効果が発現

- 中部地方整備局では、「もっと詳しくICT施工の一連の流れについて学びたい」とのご要望を受け、「ICT施工講習会」を平成30年度より実施しています。
- 地方自治体等における裾野拡大を目指し、ICT活用未経験の技術者が、i-ConstructionにおけるICT活用の実施に関する概要や、ICT測量や3次元設計データの作成に関する基礎を中心に学び理解する事を目的に開催しました。
- また、ICT施工を担当した先輩技術者の体験談など、普段聞くことができない講義を実施しました。

概 要

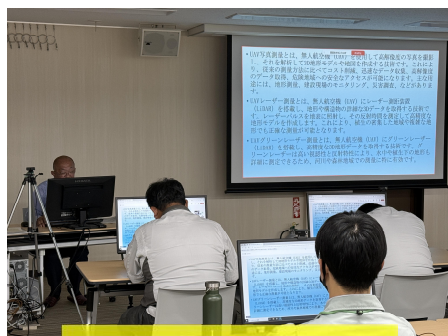
- 日 時:令和6年10月16日(水) 13:00~17:00
- 開催場所:中部インフラDXセンター(2階研修エリア)+WEB
- 主 催 者:中部地方整備局(中部i-Construction研究会)
- 参 加 者:対面参加 25名・WEB参加 41名 合計66名
(内訳:施工業者等52名・自治体職員6名・国土省職員8名)



会場受講状況

【ICT施工講習会カリキュラム】

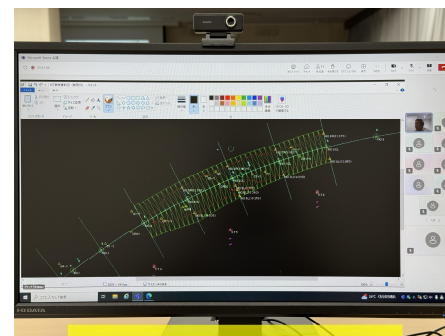
時間	講義名	講義内容	講師
13:00~13:03	開会	開会挨拶	主催者代表
13:03~13:25	i-Construction(基礎編)	建設産業の現状と課題 i-Constructionの取り組み	国土交通省中部地方整備局 i-Construction中部サポートセンター
13:25~14:05	ICT測量について	ICT測量技術の紹介(測量の基礎、従来測量との比較等)	中部復建(株) 池端 康 氏
14:05~14:15	休憩		
14:15~16:10	3次元設計データの作成 (TREND CORE体験)	3次元設計データの基礎知識 TREND COREを利用した3次元設計データの作成(操作体験)	福井コンピュータ(株) 細井 和美 氏
16:10~16:55	先輩技術者から学ぶ	ICT施工を担当した技術者の体験談	青協建設(株)木村 優花 氏 林千里 氏 (有)アダプト 野村 優輝 氏 (株)イチテック 上平 昭仁 氏
16:55~17:00	閉会	アンケート入力 CPDSの配布	



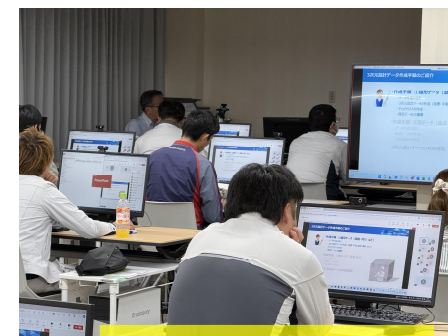
ICT測量について



先輩技術者から学ぶ



WEB配信状況



3次元設計データの作成

- 中部地整では、初心者向けのICT関連の講習会を平成30年度より実施してきましたが、「より詳しくICT施工を学びたい」とのご要望を受け、昨年度(令和5年度)より中上級者向けの講習会を開催したところです。
- 今回、ICT活用工事の経験者を想定し、ICT施工の更なる知識習得を目的に、「3次元モデル化による可視化のメリット」や「施工における留意点」など、一歩進んだ講義を工種ごとに学んでいただくため、ICT施工の先駆者であるICTアドバイザーを講師に迎え、中上級者向けの「ICT施工講習会(応用編)」を開催しました。

概 要

- 日 時:令和6年11月7日(木) 13:00~16:45
- 開催場所:中部技術事務所研修棟4階+WEB
- 主 催 者:中部地方整備局(中部i-Construction研究会)
- 参 加 者:対面参加 21名・WEB参加 31名 合計52名
(内訳:施工業者等49名・自治体職員1名・国交省職員2名)

【ICT施工WEB講習会カリキュラム】

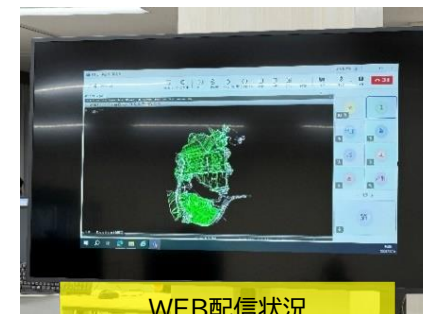
時間	講義名	講義内容	講師
13:00~13:05	開会	開会挨拶	主催者代表
13:05~13:35	河川浚渫工	水中の浚渫におけるICT建機施工	中日建設株式会社 水野 安基 氏
13:35~14:10	舗装工(CIM)	3次元モデル化による可視化のメリット 舗装工のICT施工における留意点	株式会社正治組 大矢 洋平 氏
14:10~14:20	休憩		
14:20~14:50	河川土工(護岸工)	3次元モデル化による可視化のメリット 河川堤防補強工事のICT施工における留意点	黒柳建設株式会社 笹尾 孝行 氏
14:50~15:20	道路土工	3次元モデル化による可視化のメリット 道路土工のICT施工における留意点	株式会社加藤建設 舟橋 知成 氏
15:20~15:30	休憩		
15:30~16:10	3次元設計データ作成	座標点からのデータ作成方法	ICT Design 森 伸治 氏
16:10~16:40	路面切削工(測量)	路面切削工における測量から3次元設計データ作成	株式会社山奴 細川 正憲 氏、鶴飼 信行 氏
16:40~16:45	閉会	閉会挨拶	中部復建株式会社 池端 康 氏



会場受講状況



熱弁する講師陣(ICTアドバイザー)



WEB配信状況

◆ 日建連 意見交換会(令和7年6月16日:中部) 日建連HP掲載「2025年度公共工事の諸課題に関する意見交換会」説明資料より

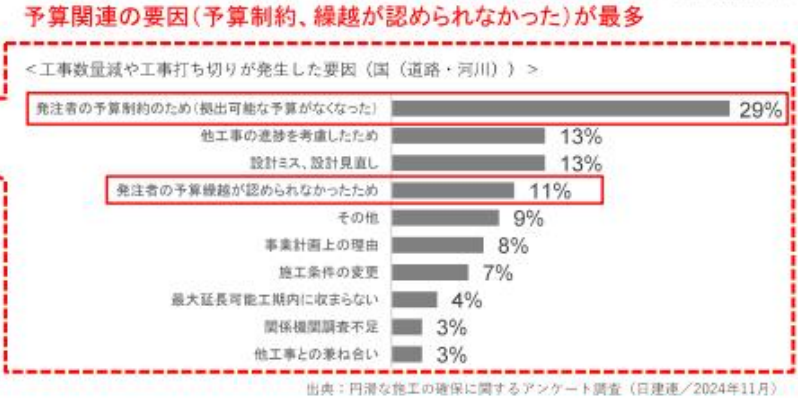
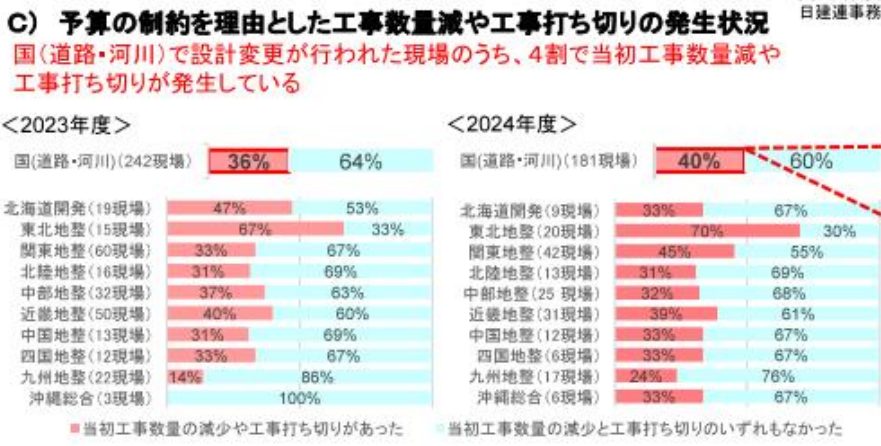
1. (1) ① 予算確保と発注の平準化



国の公共事業関係費予算(当初)は、ここ10年間ほぼ横ばいの約6兆円で推移しているものの、近年の労務費ならびに資材価格の上昇等により、実質的に事業量及び発注件数は減少している。社会資本の着実な整備に向けた必要な事業量を確保するため、近年の労務、資材価格の上昇を踏まえ、必要かつ十分な公共事業費を安定的・持続的に確保していただきたい。

また、国土強靱化の根幹的施設を計画的に整備するため、「国土強靱化実施中期計画」を早期に策定するとともに、現行の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を上回る予算を確保していただきたい。さらに効率的な施工のためには、発注の平準化や計画的な早期執行が求められることから、債務負担行為や事業加速円滑化国債の活用拡大等により適切な規模・工期を確保した上で発注していただきたい。

一方、国土交通省の発注工事では、予算の制約により契約工事数量減や工事打ち切り等が4割の現場で発生していることから、契約変更に必要な予算の確保に努めていただきたい。



◆道建協（令和7年5月29日）

■年間を通じた工事の平準化

・年度末に工期末が集中すると、業務が増加する年度末にさらに作業が集中するため、土日出勤や超過勤務が多くなる可能性があり、以下の事項を要望します。

- ①既に取り組んでいただいている多年度国債および繰り越しを活用し、年度をまたぐ柔軟な工期の設定をお願いします。
- ②工事の平準化については、「工事ごとの現場施工のピーク」「変更の可能性も踏まえた工期末の分散」など、実際の現場の作業負荷の変動を考慮した平準化となるよう検討をお願いします。

◆愛知建協（令和6年12月16日）

■働き方改革の推進（時間外労働時間の上限規制への対応）について

本年4月から適用された時間外労働時間の上限規制への対応として、休日・準備期間・天候等を考慮した適切な工期の設定、予算の繰越制度・債務負担行為の活用による施工時期の平準化、用地取得や関係機関協議等の施行環境が整った後での精度の高い設計に基づき発注されますようお願いするとともに地方公共団体等に対してこれらの普及促進が図られるようご指導をお願いします

◆ 日建連 意見交換会(令和7年6月16日:中部)

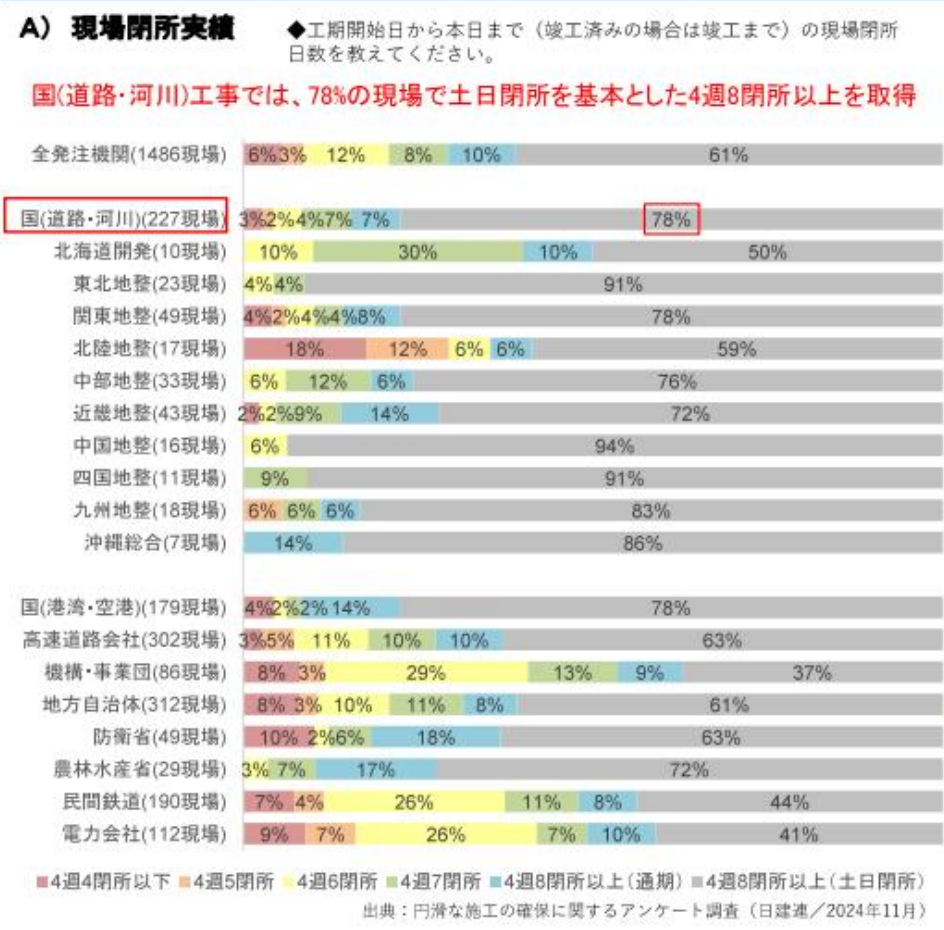
日建連HP掲載「2025年度公共工事の諸課題に関する意見交換会」説明資料より

2.(3)土日現場閉所による完全週休二日の実現



建設業の担い手（技術者・技能労働者）を確保し、時間外労働の上限規制を遵守するためには、土日閉所を基本とした週休二日の実現が不可欠である。国土交通省をはじめとする全ての発注機関において、既契約を含む全ての工事で土日閉所による週休二日制工事（完全週休二日）を原則導入していただきたい。

また、災害発生を含めて受注者の責めによらない理由で完全週休二日が困難となった工事については、施工途中で交替制に切り替え可能となる仕組みを導入するとともに、増員となる技術者や生産性向上策（建設機械等の大型化、プレキャスト採用等）の導入に係る費用等について設計変更により適切に負担していただきたい。



- B) 完全週休二日の課題と対応策
- ◆ 完全週休二日の課題
- ①従来の通期・月単位の週休二日では、悪天候等により平日が休みとなった場合、作業を土日に振り替えてリカバリーできたが、土日閉所の場合はそれができず、現場稼働率が低下して工期が延びる。
 - ②複数日に渡る連続作業が土日にかかる場合、作業を翌週に延期することが必要となり、通期・月単位の週休二日と比べて工期が延びる。
 - ③完全週休二日工事において金曜日夜間作業（土曜日の0:00以降に及ぶ）ができないと判断されると、夜間作業の可能日は週4日（月～木）のみとなる。
- ⇒ 同じ工事数量でもそれに要する暦日日数が増えるため、余裕を持った工期設定が必要。

C) 完全週休2日の実現等の多様な働き方への支援(国土交通省)

国は令和7年度から完全週休2日(土日)の補正係数を新設。他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け取り組みを進める

令和7年度の週休2日補正係数

	工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日(土日))
＜現場閉所＞	補正無し	労務費: 1.02 共通仮設費: 1.01 現場管理費: 1.02	労務費: 1.02 共通仮設費: 1.02 現場管理費: 1.03
＜交替制＞	補正無し	労務費: 1.02 現場管理費: 1.02	労務費: 1.02 現場管理費: 1.03

出典：令和7年度土木工事・業務の積算基準等の改定（国土交通省／2025年2月）

◆長野建協（令和6年12月13日）

市町村における週休2日制につきましては、適正な工期の設定や補正係数の計上の下で、その普及が進むよう国、県から市町村に対し積極的に働きかけていただきますようお願いいたします。また、民間の建築工事につきましても、適正な工期の設定や必要経費の計上の下で、普及が進むよう国、県からの働きかけをお願いいたします

◆PC建協（令和7年2月4日）

完全週休2日の実施を実現するため、発注者指定型の土日閉所による完全週休2日制モデル工事の発注推進をお願いします。また、地方自治体やNEXCO等の発注機関についても、各管内のブロック発注者協議会などの場において、完全週休2日制モデル工事の発注への取組みの継続的な周知をお願いします。

◆日建連（令和7年6月16日）

日建連では2018年9月に「労務費見積り尊重宣言」を策定、取組みを進めているところであるが、本年3月の国土交通大臣との建設業4団体の意見交換を踏まえ、国土交通省においては「労務費見積り尊重宣言」モデル工事の大幅な拡大、国土交通省以外の発注機関においては同モデル工事の導入をお願いしたい。

◆日建連 意見交換会(令和7年6月16日:中部) 日建連HP掲載「2025年度公共工事の諸課題に関する意見交換会」説明資料より

2.(6)書類の削減と様式の統一



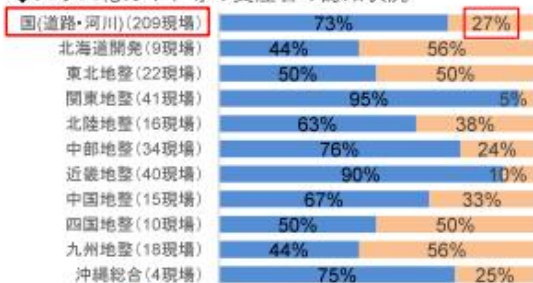
現場における時間外労働発生要因のうち約4割が「書類作成」であり、提出書類の削減や簡素化を求める声が多いことから、書類作成マニュアルやスリム化ガイド等を現場の末端まで周知するとともに、ウィークリースタンスやワンデーレスポンスの徹底等により業務環境の更なる改善を図っていただきたい。

また、書類の削減に効果の大きい書類限定検査について、既契約工事も含む全ての工事で導入するとともに、国土交通省以外の発注機関においても書類限定検査や電子契約を導入していただきたい。さらに、発注機関毎に異なる工事関係書類について、必要とする書類に関する規定を含め国土交通省の様式へ統一をお願いしたい。

A) スリム化ガイド等の周知徹底

現場の末端までスリム化ガイド等の周知をお願いしたい

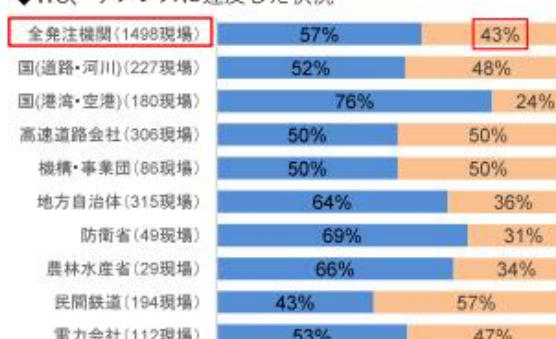
◆スリム化ガイド等の受注者の認知状況



出典：円滑な施工の確保に関するアンケート調査（日建連／2024年11月）

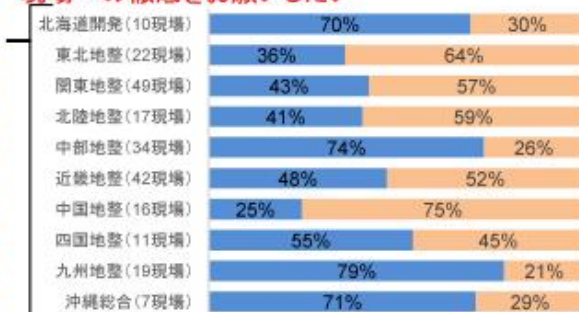
B) ウィークリースタンス(WS)、ワンデーレスポンス(ワンレス)の徹底

◆WS、ワンレスに違反した状況



■ WS・ワンレス違反なし ■ WS・ワンレス違反あり

WS、ワンレスに違反した事例が見受けられるため現場への徹底をお願いしたい



出典：円滑な施工の確保に関するアンケート調査（日建連／2024年11月）

C) 書類限定検査の適用の徹底

既契約工事を含む全ての工事での適用の徹底をお願いしたい

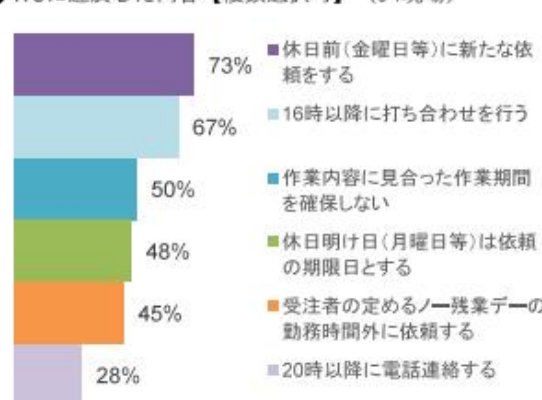
◆書類限定検査の実施割合



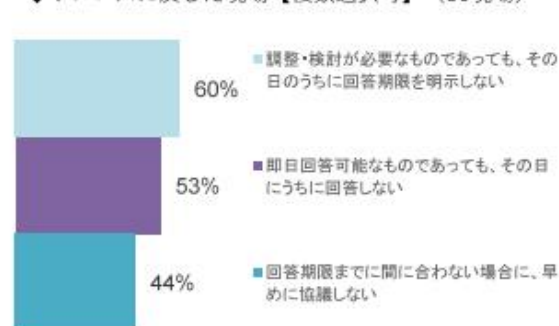
■ 1. 実施されている ■ 2. 実施されていない

出典：円滑な施工の確保に関するアンケート調査（日建連／2024年11月）

◆WSに違反した内容【複数選択可】（94現場）



◆ワンレスに反した現場【複数選択可】（86現場）



出典：円滑な施工の確保に関するアンケート調査（日建連／2024年11月）

◆岐阜建協（令和6年8月2日）

DXの推進について

ASPの活用は、県発注工事において普及が図られ書類簡素化にも効果が生まれてきていることから、市町村においても活用が促進されるよう、市町村に対する指導等をお願いします。

◆三重建協（令和6年8月19日）

公共工事の先導による新技術の民間への浸透

生産性向上に必要なASPなどIT化について、下請け含めた業界全体への普及浸透に向けた企業の負担軽減のために、標準仕様・基準に適合させてアプリケーション間で安易に連携できるようなシステムの統一・標準化の推進を要望します。

◆長野建協（令和6年12月13日）

時間外労働が特に多い現場技術者の労働時間を削減するため、工事書類の更なる簡素化及び公共発注機関間における書式の標準化・統一化を進めるとともに、設計変更に係る業務の受発注者間の役割分担の適正化を図るようお願いいたします。

◆道建協（令和7年5月29日）

書類の簡素化・合理化の推進

発注者に提出する工事関係書類のうち、設計図書と現場との相違による変更書類や関係機関および関係住民等に説明する資料など、その作成に多大な労力が必要になります、各整備局において、マニュアル等を作成し、周知していただいておりますが、いまだに書類の二重提出を求められ簡素化に沿わない事例も見受けられます。

令和7年度 協議会スケジュール



中部地方整備局HPにて公表

◆相談窓口一覧

(R7.4.1現在)

		事務所名等	役職	担当者名	連絡先【電話】	
公共工事発注者支援本部	本 局	総務部 企画部 港湾空港部	(総括窓口) 技術管理課 課長補佐	大場 浩樹	0 5 2－9 5 3－8 1 3 1	
		営繕部	(公共建築相談窓口) 技術・評価課 課長補佐	下津 耕治	0 5 2－9 5 3－8 1 9 7	
	県代表事務所	岐阜県	木曽川上流河川事務所	副所長(技)	田島 健	0 5 8－2 5 1－1 3 2 1
			岐阜国道事務所	副所長(技)	安藤 裕通	0 5 8－2 7 1－9 8 1 1
		静岡県	静岡河川事務所	副所長(技)	増田 進一	0 5 4－2 7 3－9 1 0 0
			静岡国道事務所	副所長(技)	辻 英雄	0 5 4－2 5 0－8 9 0 0
			清水港湾事務所	副所長(技)	飯田 基	0 5 4－3 5 2－4 1 4 6
			静岡営繕事務所	(公共建築相談窓口) 技術課長	諏訪 篤志	0 5 4－2 5 5－1 4 2 1
		愛知県	庄内川河川事務所	副所長(技)	山田 哲士	0 5 2－9 1 4－6 7 1 1
			名古屋国道事務所	副所長(技)	竹内 秋広	0 5 2－8 5 3－7 3 2 0
			名古屋港湾事務所	副所長(技)	林 寿史	0 5 2－6 5 1－6 2 6 6
			三河港湾事務所	副所長(技)	中野 昭人	0 5 3 2－3 2－3 2 5 1
		三重県	三重河川国道事務所	副所長(技)	原 幹彦	0 5 2－2 2 9－2 2 1 1
			四日市港湾事務所	副所長(技)	鬼頭 孝明	0 5 9－3 5 1－1 3 5 7
		長野県	天竜川上流河川事務所	副所長(技)	古瀬 友紀	0 2 6 5－8 1－6 4 1 1
飯田国道事務所	副所長(技)		奥村 賢二	0 2 6 5－5 3－7 2 0 0		
その他事務所		『改正品確法運用指針』に関するご相談は、上記担当者を窓口と致しますが、各事務所に設置の地域総合支援室「担当者」でも受け付けます。				

情報提供

価格変動が・・・

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能

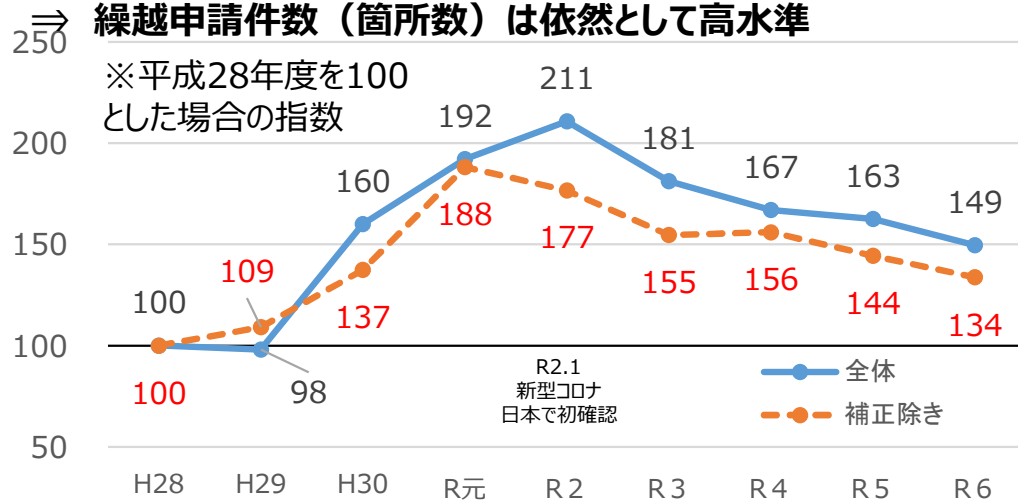
速やかな繰越手続きについて（１）

工事又は事業を実施する中で、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由（繰越事由）が発生した場合には、繰越明許費の活用（速やかな繰越手続き）により、施工時期の平準化を図ることができます。

①繰越申請件数の推移

繰越申請件数（箇所数）は依然として高水準

※平成28年度を100
とした場合の指数



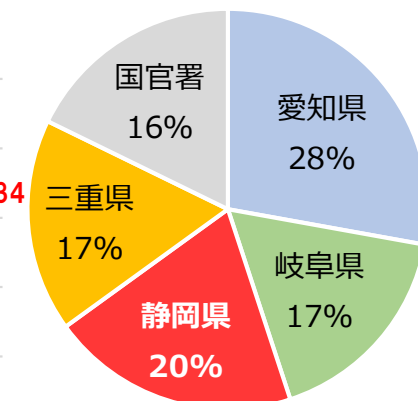
②R6年度 繰越申請の年度末処理の状況

⇒ 繰越申請は年度末に集中（12～3月で全体の9割超）

月別申請箇所数（令和6年度、補正含む）



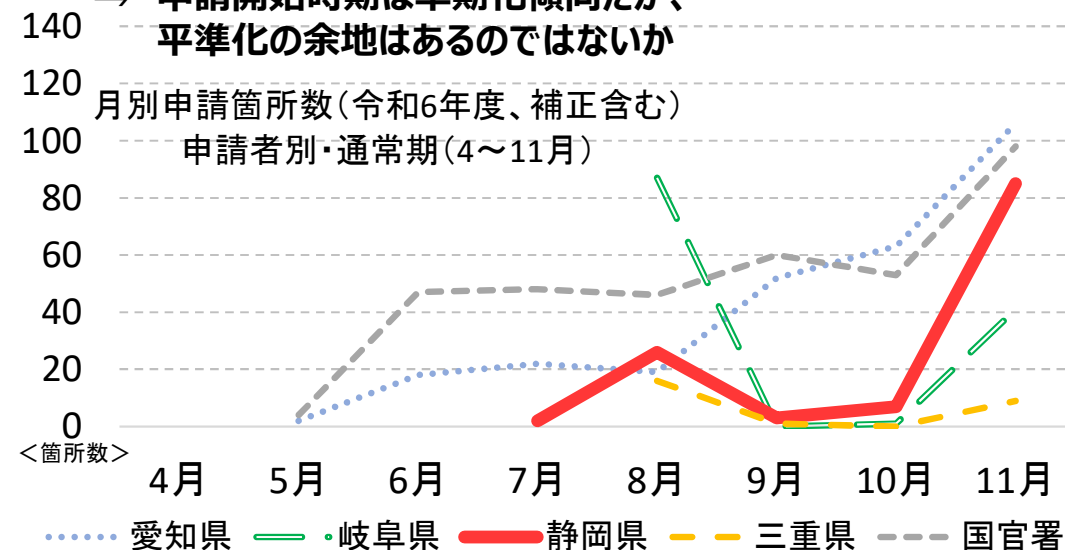
＜官署別シェア＞



③R6年度 通常期（4～11月）の繰越申請の状況

⇒ 申請開始時期は早期化傾向だが、
平準化の余地はあるのではないか

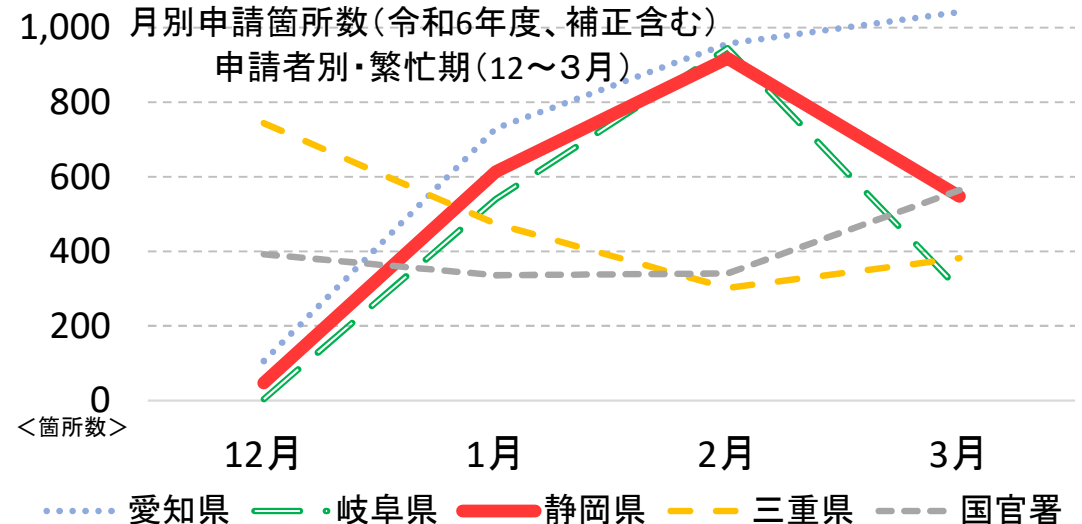
月別申請箇所数（令和6年度、補正含む）
申請者別・通常期（4～11月）



④R6年度 繁忙期（12～3月）の繰越申請の状況

⇒ 2月の申請が増加し、2～3月に申請が集中する傾向は悪化

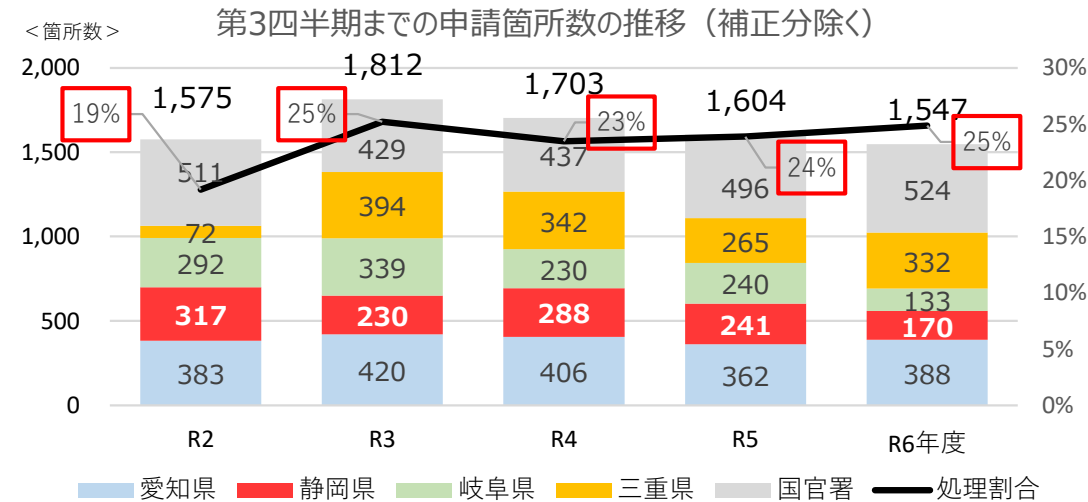
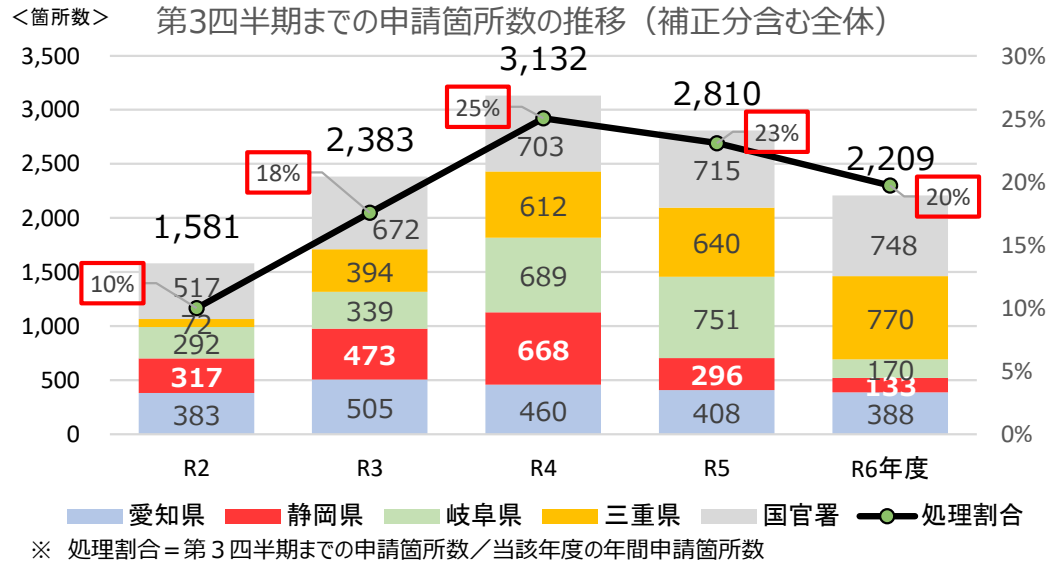
月別申請箇所数（令和6年度、補正含む）
申請者別・繁忙期（12～3月）



速やかな繰越手続きについて（２）

⑤R6年度 速やかな繰越手続き（第3四半期までの申請）の状況（直近5か年）

⇒ 第3四半期まで（年内）の繰越申請数は減少傾向にあり、割合でみても頭打ち



⑥繰越明許費の当初予算計上について

地方自治法（抜粋）

第213条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、**予算の定めるところにより**、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

- 工事又は事業を実施する中で、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由（繰越事由）が発生した場合には、繰越明許費の活用（速やかな繰越手続き）により、施工時期の平準化を図ることができます。
- 地方自治法に規定されている繰越明許費は、国の会計規程に準じて会計年度独立の原則の特例を設けたものであり、**当初予算において「繰越明許費」をあらかじめ計上**することも可能です。

繰越申請手続きに関する地方公共団体等への周知

①申請書類や事例集の掲載 (東海財務局HP)

東海財務局HPの「歳出予算の繰越し」ページに、繰越ガイドブック（財務本省へのリンク）に加えて、**東海財務局オリジナルの事例集**や箇所別調書などの**申請書類の様式**も掲載。

※ 東海財務局HP > 財政 > 国家予算・予算執行調査 > 歳出予算の繰越し



②繰越申請にあたっての留意事項

◆ 令和7年度の繰越申請の提出期限は、以下の通りです。期限内提出が難しい場合や期限後に繰越事由が発生した場合などは、個別にご相談ください。

(1)明許繰越・翌債：令和8年3月16日（月）まで

(2)事故繰越※：令和8年1月26日（月）まで

※ 資料の事前提出期限。事故繰越については個別に随時対応を行うが、明許繰越・翌債申請に比べて必要資料も多く、審査等に時間を要するため、案件が発生した場合は、処理希望日の1カ月以上前を目途に、まずは当局担当者まで相談されたい。

◆ 事故繰越の申請には、事故事由を確認できる書類が必要です。客観的な疎明資料がないために、受け付けられなかった申請も過去にあります。

⇒ **事故発生 の報告を受けた応接録など、業者とのやり取りを記録化することが重要**です。

事故繰越申請に当たって必要な提出書類について R6.6	
事故繰越申請に当たって必要な提出書類については、「繰越（翌債）事務手続について」（平成22年1月15日付事務連絡第22号）のうち、「（別添1）繰越（翌債）事務手続について」3.繰越（翌債）承認に係る審査要領と留意点（1）繰越（翌債）申請に当たって必要な提出書類（対財務省、財務局等）③事故繰越し」において、 ・繰越し調書（事項別内訳表を含む） ・事故繰越しを必要とする理由書 ・審査表 ・その他財務省、財務局等の審査に必要な書類を提出することとしているところですが、「その他財務省、財務局等の審査に必要な書類」の具体的な提出書類について、以下のとおり例を示すので、参考にしてください。 ○その他財務省、財務局等の審査に必要な書類 ①工程表・・・理由書に網羅的に記載されている場合は省略可 ②事故事由を確認できる書類（※1） ③支出負担行為を確認できる書類（直轄事業の場合） ・契約関係書類（写）・・・請負、委託等の場合（契約日付及び契約金額がわかるページのみ可） （補助事業の場合） ・交付決定通知書（写）・・・補助金、負担金、交付金等の場合（交付決定日付及び交付金額がわかるページのみ可） ④明許繰越し（翌債）承認時の関係書類（前年度に明許繰越し（翌債）を行っている場合） ・箇所別調書及び理由書（写）・・・事項名、箇所名及び繰越事由がわかるページのみ可 （※1）②の事故事由を確認できる書類については、事故事由が多岐にわたるため、事例を示すのは困難であるが、事案に応じて真に必要な書類を最小限提供すればよいので、以下のようなケースでは次のような書類を添付することが考えられます。	
例1 異常気象等 ・位置図 ・平面図 ・現場写真（事故を確認するために必要な場合に限る。） ・新聞やインターネットの記事（理由書に事故事由を補足するために必要な場合に限る。） ・異常気象の発生を客観的に示す気象データ	例4 飲食業者の倒産等 ・請負業者の倒産した事実がわかる書類 ・新聞やインターネットの記事（事実を確認するために必要な場合に限る。）
例2 工事現場等での障害 ・位置図 ・平面図 ・現場写真（事故を確認するために必要な場合に限る。） ・理由書に事故事由が網羅的に記載されている場合は省略可。）	例5 工事打合せ記録・中止指示書・再開指示書（理由書に事故事由が網羅的に記載されている場合は省略可。）
例3 住民・地権者等関係者との調整等 ・地元住民や自治体との調整等経緯の記録（理由書に事故事由が網羅的に記載されている場合は省略可。）	例6 直材の入手難（※2） ・納入遅延等の事実が確認できる書類（請負業者からの納入遅延通知書等） （※2）「直材の入手難」における事故繰越しの要件（遅延事故）の審査に当たっては、納入遅延等の客観的な事実となった事実（工場の火災による稼働停止など）を踏まえ個別具体的に判断することとなるため、当該事実が納入遅延通知書等に明示されていない場合は理由書に記載すること。